# 大村市都市計画

人があつまる まちがつながる

令和4年3月



長崎空港



## ごあいさつ

本市は、波静かな大村湾や緑豊かな多良山系、四季折々の花々など、水と緑と花につつまれた魅力あふれるまちです。また、平野部にはコンパクトで良好な市街地を形成し、空港、高速道路を活かした住みやすいまちとして発展してきました。令和 4 年 9 月には西九州新幹線が開業し、空港、高速道路、新幹線が揃った全国でも有数の交通利便性を持ったまちとしてより一層の発展を目指していきます。

本市は、平成 12 年 3 月に「活力とふれあいあふれる臨空交流都市」を将来都市像とした「大村市都市計画マスタープラン」を策定し、平成 24 年 3 月には、本市を取り巻く社会情勢の変化等に対応するため、計画の改訂を行い、将来都市像「日本一住みたくなるまち大村」を目指してまちづくりに取り組んできました。

当初計画の策定から22年、計画の改訂から10年が経過する中で、人口減少・少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくりや、低炭素な都市づくり、西九州新幹線の開業、頻発・激甚化する自然災害への対応など、都市を取り巻く社会情勢も大きく変化してきています。

そこで、様々な社会情勢の変化等を踏まえた新たなまちづくりの指針として、「人があつまる まちがつながる ミライがひろがるまち 大村」を将来都市像とする第3次大村市都市計画マスタープランを策定いたしました。

今後は本計画に基づき、市民や事業者をはじめ関係者の皆様と連携しながら、魅力あるま ちづくりを進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改訂にあたりまして、多大なご支援・ご協力を賜りました策定検討委員会の皆様、並びに市民ワークショップや市民アンケート、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました多くの市民の皆様に心からお礼を申しあげます。

令和4(2022)年3月



大村市長 園田 裕史

# - 大村市都市計画マスタープラン-

<b>P</b> 草	acare	I
1	都市計画マスタープランとは	١
	I.I 都市計画マスタープランとは	١
	I.2 都市計画マスタープランの位置づけと役割	١
2	都市計画マスタープランの概要	3
	2. I 都市計画マスタープランの概要	
	2.2 都市計画マスタープランの策定体制	
第十	章 現況と課題	7
ı	都市をとりまく社会情勢	7
	.  人口減少・少子高齢社会の到来	7
	I.2 SDGs の理念を踏まえたまちづくり	7
	I.3 環境への関心の高まり	7
	I.4 防災・減災、国土強靭化の推進	8
	I.5 価値観やライフスタイルの多様化、新しい生活様式の広がり	8
	I.6 都市農地の再評価	9
	I.7 Society5.0 を見据えた先端技術の有効活用	9
	I.8 ひと・もの・情報ネットワークの広域化とグローバル化の進展	9
	.9 地方分権の進展と市民活動の成長	0
	.   0 効率的なまちづくり	0
2	上位・関連計画	I
	2.   上位・関連計画等の整理	I
	2.2 上位・関連計画等にみるまちづくり2	2
3	本市の現況	3
	3.   人口	3
	3.2 産業2	
	3.3 土地利用2	7
	3.4 都市施設等3	0
	3.5 その他	0
4	住民意向調査	2
	4. I 市民アンケート調査	
	4.2 中学生アンケート調査3	
	4.3 高校生アンケート調査3	
	4.4 住民意向調査のまとめ4	
5	まちづくりの課題 4.	2

第2章	章 全体構想	44
1	まちづくりの基本構想	44
	.  基本構想の概要	44
	1.2 将来都市像	45
	I.3 まちづくりの目標	46
	I.4 将来都市構造	48
2	分野別の整備方針	52
	2.  土地利用及び拠点の整備方針	53
	2.2 道路・交通の整備方針	63
	2.3 水とみどりの整備方針	68
	2.4 上下水道の整備方針	72
	2.5 居住環境の整備方針	74
	2.6 景観形成の整備方針	75
	2.7 安全・安心まちづくりの方針	78
***		
	章 地域別構想	
	地域別構想	
	.   地域別構想の位置づけ	
	1.2 地域区分の設定	
	1.3 地域別構想の構成	
	地域別まちづくり構想	
	2.1 北部地域(松原地区、福重地区)	
	2.2 中北部地域(竹松地区、西大村地区、萱瀬地区)	
	2.3 中南部地域(大村地区)	
	2.4 南部地域(鈴田地区、三浦地区)	01
なん 4	章 実現化方策	<b>n</b> 4
	実現化に向けた取り組み	
•	1.1       取り組みの基本的な考え方	
	1.2 協働のまちづくりの推進	
2		
	実現化に向けた整備プログラム	
	2.I 整備プログラム 2.2 都市計画マスタープランの進行管理	
	2.2 都中計画マスターノブンの進行官理	13
参考	<b>新 資 料</b>	16
	計画策定の経緯l	
	I.2 庁内策定検討委員会l	17
	I.3 市民参加等	18
2	用語集	19

# 序章 はじめに

I 都市計画マスタープランとは 2 都市計画マスタープランの概要

# I 都市計画マスタープランとは

# 1.1 都市計画マスタープランとは

市町村は、都市計画法第 18 条の 2 に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)」を定めるものとされています。

都市計画マスタープランは、市民に最も身近な行政機関である市が、市民の意向を反映させながら、身近な都市空間の充実や地域の個性を活かしたまちづくりに向けて、土地利用のあり方、道路や公園、住宅づくりなど、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

本市では、平成 12 (2000) 年 3 月に都市計画マスタープランを策定し、「活力とふれあい あふれる臨空交流都市」を将来都市像に定め、まちづくりを推進してきました。

その後、平成 24 (2012) 年 3 月に都市計画マスタープランを改訂し「日本一"住みたくなるまち"大村」を将来都市像に定め、高速交通体系の充実とコンパクトなまちづくりを推進してきました。

前回の改訂から 10 年が経過し、少子高齢化の進行や自然災害の頻発化・激甚化、西九州新幹線の開業など、本市をとりまく社会情勢は大きく変化し、また、大村市立地適正化計画(平成 29 (2017) 年 3 月) や第 5 次大村市総合計画後期基本計画(令和 3 (2021) 年 3 月) などのまちづくりに関わる新たな計画も策定されたことなどから、今回、本計画の見直しが必要となりました。

そこで本市では、社会情勢の変化への対応や新たな上位・関連計画との整合を図るべく、 新幹線開業に伴うさらなる高速交通体系の充実を活かしたまちづくりや、持続可能で災害に 強く住みやすいまちづくりなど、今後のまちづくりの方針を明らかにするため都市計画マス タープランの改訂を行いました。

## 1.2 都市計画マスタープランの位置づけと役割

本計画の策定にあたっては、まちづくりのビジョンの統一やまちづくりの一体性の確保を 図ることからも、長崎県都市計画区域マスタープランや大村市総合計画などの上位計画に即 し、都市計画の方針を定める必要があります。

さらに、本計画は土地利用のコントロール、都市施設の整備をはじめとして各種施策・事業を秩序立てて進めていくための基本方針となることから、関連する個別計画との整合を図る必要があります。特に、都市計画法に定める具体的な計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされているため、本計画は具体的な都市計画の決定・変更を方向づける指針として重要な役割を担います。

また、本計画は市民と市が協働して構築するものであり、一連の取り組みを通じて市民の都市計画に対する理解・関心を高め、今後のまちづくり活動の方向性を示します。

など

#### 第5次大村市総合計画 ~行きたい 働きたい 住み続けたい~ しあわせ実感都市 大村 基本目標5 機能的で環境と調和したまち 大村市都市計画マスタープラン ○都市の現状と課題・魅力を正確に把握し て、将来都市像を明確化し、その都市を あるべき姿へと導いていくための戦略が 書かれているもの ○市民の意向を反映させながら、身近な都 市空間の充実や地域の個性を活かしたま ちづくりに向けて土地利用のあり方、道 路や公園など都市計画に関する基本的な 方針を定めるもの 大村市まち・ひと・しごと 都市計画道路都市計画公園 用途地域 創生総合戦略 土地区画整理 公共下水道 地区計画 ○地方における安定した雇用創出 など ○地方への新しい人の流れ 整合 ○若い世代の結婚・出産・子育て 村市立地適正化計画 人口減少、高齢化が進行し、人口の低 の希望をかなえる。 密度化が起こると、人口密度に支えられ ○時代に合った地域をつくり、安 てきた様々な生活サービス(商業、医療、 心な暮らしを守るとともに、地 子育て支援等) の提供が困難になる可能 域と地域を連携する。 性があるため、都市全体の構造を見直し、 誘導区域を設定し、人口密度の保持、誘 導施設の集約を行うことで、コンパクト なまちづくりを行う。また、コンパクト 国土強靭化地域計画 国土強靱化の観点から、地方公 なまちづくりと連携した公共交通のネッ トワークを形成し、生活に必要なサービ ス施設の立地の適正化を図る。 共団体における様々な分野の計画 等の指針となるものであり、国に (コンパクトプラスネットワーク) おける基本計画と同様に、地域に おける国土強靱化に係る計画等の 都市機能誘導区域 居住誘導区域 指針としての性格を有するもの。 誘導施設 防災指針 (コンビニや保育所、 福祉施設等) |連[ ○大村市公共施設等総合管理計画 ○大村市地域防災計画・大村市水防計画

本計画の位置づけ

○大村市緑の基本計画

○大村市地域公共交通再編実施計画

○社会資本総合整備計画

# 2 都市計画マスタープランの概要

## 2.1 都市計画マスタープランの概要

#### (1) 計画対象区域

本市は、市域 126.73 kmのうち、59.97 kmが都市計画区域に指定されています。

本計画は、基本的に都市計画区域を対象にして策定するものでありますが、本市では以下のことを踏まえ、市全域を対象区域として設定します。

都市計画マスタープランが、 市全域の総合的なまちづくり指針としての役割を担う

都市の役割や整備の方針については、 自然環境を含めて一体的に捉える必要がある

人々の行動・交流範囲の拡大や多様化する価値観など、 まちづくりの観点が多様に富んでいる

#### (2) 目標年次

本計画は、市の目指すべき都市の将来像を長期的視野から展望し、その実現に向けた道筋を示すもので、概ね 20 年後の令和 22 (2040) 年度を目標年次として、都市計画の基本方針や方向性を定めます。

なお、道路、公園や市街地開発事業等の計画目標については、概ね 10 年以内に取り組む事項を示します。

そのため、概ね 10 年後には、新たな取り組み事項を示すために、本計画の見直しを行います。また、社会情勢の変化、各種計画の変更など、本市をとりまく情勢の変化を踏まえて、必要に応じて修正や見直しを行います。

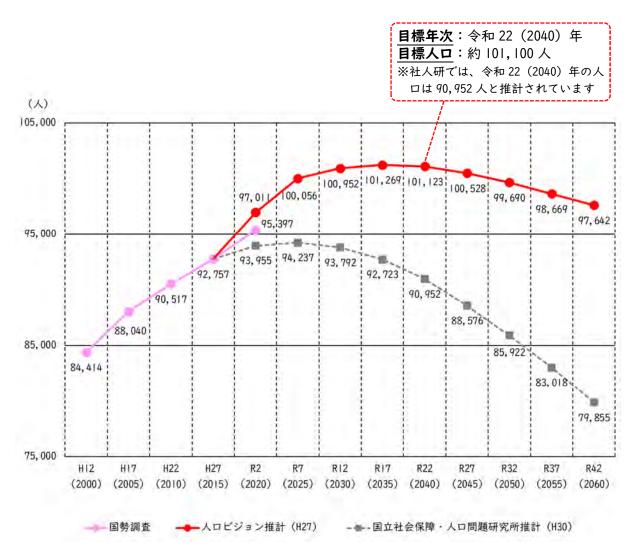


#### (3) 目標人口

本市の人口は、令和 2 (2020) 年 10 月時点で約 9.5 万人であり、人口増加が続いています。 国立社会保障・人口問題研究所によると、本市の将来人口(平成 30 (2018) 年 12 月推計) は、令和 7 (2025) 年まで増加を続け約 9.4 万人となり、その後は減少に転じ、令和 42 (2060) 年には約 8.0 万人になると推計されています。

一方、大村市人口ビジョン(平成 27 (2015) 年 12 月策定)では、定住促進や進学・就職に伴う流出抑制、新幹線や地域資源を活かしたまちづくりの推進により、令和 7 (2025) 年の人口は約 10 万人、令和 42 (2060) 年の人口は約 9.8 万人になると推計しています。

本計画においては、大村市人口ビジョンの推計値を基に、目標年次の令和 22 (2040) 年の人口を 101,100 人と設定し、これを概ね 20 年後の将来人口とします。



将来人口の見通し

# 序章 はじめに

#### (4) 計画の構成

本計画は、以下に示す5章構成とします。

序章(はじめに)では、計画の策定趣旨や構成など、概要について整理します。

第 I 章 (現況と課題)では、都市をとりまく社会情勢、上位・関連計画、本市の現況及び 住民意向調査結果を踏まえ、まちづくりの課題を整理します。

第2章(全体構想)、第3章(地域別構想)では、本計画の骨格を示します。第2章は本市 全体のまちづくりの方針を示すもので、「まちづくりの基本構想」と「分野別の整備方針」を 整理します。第3章では本市全体のまちづくりの方向性を踏まえ、地域の特性・役割に応じ た地域別まちづくり構想を整理します。

最後に、第4章(実現化方策)では、全体構想や地域別構想に基づくまちづくりの推進体制など、実現化に向けた基本的な考えや整備プログラムについて整理します。

#### [本計画の構成]

#### 序章 はじめに

- I 都市計画マスタープランとは
- 2 都市計画マスタープランの概要

## 第1章 現況と課題

- Ⅰ 都市をとりまく社会情勢
- 2 上位・関連計画
- 3 本市の現況
- 4 住民意向調査
- 5 まちづくりの課題

#### 第2章 全体構想

- まちづくりの基本構想将来都市像/まちづくりの目標/将来都市構造
- 2 分野別の整備方針 土地利用及び拠点の整備方針 道路・交通の整備方針/水とみどりの整備方針 上下水道の整備方針/居住環境の整備方針 景観形成の整備方針/安全・安心まちづくりの方針

#### 第3章 地域別構想

- 1 地域別構想
- 2 地域別まちづくり構想北部地域/中北部地域/中南部地域/南部地域

#### 第4章 実現化方策

- I 実現化に向けた取り組み
- 2 実現化に向けた整備プログラム

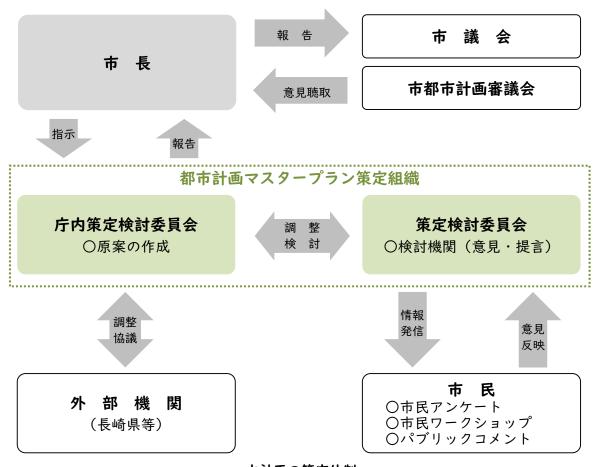
# 2.2 都市計画マスタープランの策定体制

本計画は、「策定検討委員会」及び「庁内策定検討委員会」の組織を中心に、市民の意向を取り入れながら策定を進めます。具体的には次のとおりです。

- 学識経験者や各種団体の代表者、一般公募による市民及び関係行政機関等により構成される『策定検討委員会』は、庁内策定検討委員会から提出された原案を総合的な観点から検討して意見、提言を行う。
- 庁内関係部局のメンバーにより構成される『庁内策定検討委員会』は、 庁内調整及び市民の意向等を踏まえた具体内容の検討を行い、計画の原 案を作成する。

上記により、「策定検討委員会」及び「庁内策定検討委員会」と調整を行い、原案の作成を 進めます。

作成された原案は、策定検討委員会から市長へ報告を行い、パブリックコメント等の手続きを踏まえ、市議会への報告とともに、都市計画審議会への意見聴取を行うことで計画策定を進めます。



本計画の策定体制

# 第1章 現況と課題

- Ⅰ 都市をとりまく社会情勢
- 2 上位・関連計画
- 3 本市の現況
- 4 住民意向調査
- 5 まちづくりの課題

# Ⅰ 都市をとりまく社会情勢

# 1.1 人口減少・少子高齢社会の到来

我が国の総人口は、平成 16 (2004) 年の約 1 億 2,780 万人をピークに減少局面を迎えています。また、人口構造も大きな変化を続けており、15 歳未満の年少人口が減少する少子化と、65 歳以上の高齢者人口が増加する高齢化が同時に進行している状況にあります。特に高齢化の進行については、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 27 (2015) 年には高齢者人口の割合(高齢化率)が 36.8%に到達するとみられており、国民の 2.7 人に 1 人が65 歳以上の高齢者となる社会が到来するとみられています。

このように、日本は本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えている状況であり、労働人口 の減少、地域活力の低下、税収減少による財政圧迫など、経済・社会に大きな影響を与える ことが想定されます。このような中、まちづくりにおいても、「量」から「質」への転換が求 められています。

## I.2 SDGs の理念を踏まえたまちづくり

平成 27 (2015) 年の国連サミットで、令和 12 (2030) 年に向けて国際社会全体が取り組むべき普遍的な目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。SDGs は、誰一人取り残さないことを理念として、経済・社会・環境の様々な課題を、統合的に取り組むこととしています。

こうした中、平成 28 (2016) 年に内閣総理大臣を本部長とした「持続可能な開発推進本部」が設置され、地方自治体を含む、あらゆる関係者と SDGs 達成に向けた取り組みが進められています。

我が国では、近年、人口減少・少子高齢社会に伴う地域コミュニティの衰退や地域経済の縮小、地球環境の変化など、経済・社会・環境に関わる様々な課題が顕在化してきている中で、持続可能な都市の実現に向けて、SDGs の理念を踏まえたまちづくりの重要性はますます高まっています。











# 1.3 環境への関心の高まり

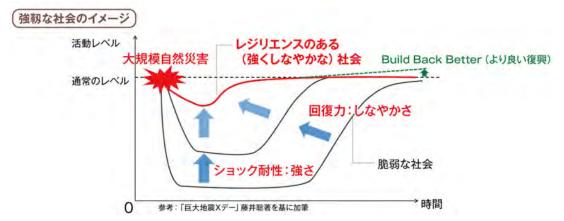
生活水準の向上による資源・エネルギー消費量の急激な増加は、自然の持つ浄化作用に大きな負荷を与えており、地球規模の深刻な問題として取りあげられています。特に近年においては、地球温暖化、異常気象による自然災害などが多発しており、私たちの生活にも大きな影響を及ぼしています。現在では、このような環境問題に向き合い、地球温暖化の進行を防止するための様々な取り組みが行われています。

このため、まちづくりの分野においても、市民一人ひとりが地球環境問題の当事者である との認識に立ち、環境負荷の軽減に配慮した取り組みを進めることが求められています。

## 1.4 防災・減災、国土強靭化の推進

近年、我が国は、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に晒されており、毎年のように豪雨に見舞われ、深刻な水害や土砂災害等が各地で発生しています。過去の数々の災害において、長期間にわたる復旧・復興を繰り返していることから、我が国では、これを避けるために、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築する「国土強靭化(ナショナル・レジリエンス)」の取り組みを推進しています。

このため、まちづくりでは、重要なインフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、「国土強靭化地域計画」などに基づき、平時から万全の備えを行うなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められており、災害リスクや地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を適切に組み合わせて効果的に取り組むことや、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、着実かつ強力に進めていくことが必要とされています。



出典:「国土強靭化を進めよう!」、内閣官房国土強靭化推進室

# 1.5 価値観やライフスタイルの多様化、新しい生活様式の広がり

社会経済の成熟が進む中、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする方向に人々の価値観が変化し、生活のあり方においても生きがいや余暇活動が重視されるなど、生活の質の向上を目指す傾向にあります。

近年は、長時間労働是正の制度改正や、テレワーク・ワーケーションといった時間や場所 にとらわれない働き方の普及などにより、多様で柔軟な働き方が選択できる社会になりつつ あります。

さらに、新型コロナウイルス感染症によって、都市における過密という課題が顕在化したことで、都市における働き方や暮らし方が問い直されており、今後も働き方やライフスタイルはますます多様化していくと考えられます。

このため、まちづくりにおいても、それぞれのライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方が提案・提供できる環境づくりが求められています。

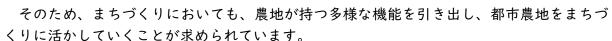


## 1.6 都市農地の再評価

都市農地は、これまで基本的には宅地化すべきものとして認識されていましたが、近年は、農地が持つ多様な機能が注目され、都市 農地の重要性が再評価されています。

都市農地の機能には、農産物の供給以外に、都市に緑を提供し、 景観形成や生物多様性の維持、環境緩和等を通じて、良好な都市環 境の形成に寄与しています。

さらに、避難場所としての防災機能や、市民の農業への理解の促進、食育・環境教育等、多様な機能が期待されています。



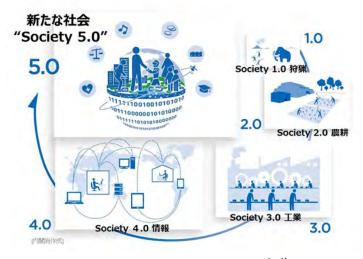


# 1.7 Society5.0 を見据えた先端技術の有効活用

IoT、AI、ビッグデータを柱とした第 4 次産業革命と呼ばれる技術革新が目覚ましいスピードで進んでおり、私たちの生活や社会のあり方が大きく変化してきています。我が国では、こうした先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく Society5.0 の実現を目指しています。

Society 5.0 は、これまでの狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)であり、IoTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、従来の課題や困難を克服することができる社会を目指しています。

このため、まちづくりにおいても、少子高齢化や人口減少が進む中で、様々な課題を克服 するために、先端技術を有効活用していくことが求められています。



出典:Society 5.0 とは 内閣府 HP

# 1.8 ひと・もの・情報ネットワークの広域化とグローバル化の進展

我が国では、航空機、鉄道、道路といった広域交通体系の整備と、これらが結節する広域 交通拠点の整備が進められおり、情報通信技術の急速な発展やパソコン、携帯電話などの普 及が進む中で、人々の日常生活圏・経済圏が拡大し、経済活動の拡大や国際化といったグロ ーバル化も進展しています。

このため、まちづくりにおいても、ひと・もの・情報の交流促進、国際化への対応や都市 の自立的な発展に向けて、広域的な連携・交流ネットワークの形成が求められています。

# 1.9 地方分権の進展と市民活動の成長

国から都道府県へ、都道府県から市町村へと、地方分権の流れはますます強くなると予想されます。これは、これまで以上に地方の自主性・自立性が求められている表れであり、個性的で主体的なまちづくりへの期待が高まっています。

また、まちづくりの担い手は、そこに住む市民や事業者であり、自 治体が行う行政運営に市民等の主体的な参加・取り組みが実現される ことで、個性的なまちづくりが進むと考えられます。

このため、まちづくりにおいても、行政主導のまちづくりから、市 民をはじめとした NPO・ボランティアの各種団体や事業者等との協働 によるまちづくりが求められています。





# 1.10 効率的なまちづくり

人口減少・少子高齢社会の進展に伴う税収入の低下、高齢者人口の増加による社会保障関係支出の増大により、地方の財政は今後ますます厳しくなるものと予想されます。

また、経済・社会情勢の変化に伴い、市民の行政サービスに対するニーズが多様化・高度 化している中で、市民のニーズに的確に対応していくためには、これまで以上に健全で効率 的な行財政の運営が求められています。

このため、都市を適正に管理していく視点に立って、選択と集中により効果的なまちづく りを進めることが求められています。

# 2 上位・関連計画

## 2.1 上位・関連計画等の整理

(1) 上位・関連計画

#### 長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025 (令和3年3月策定)

長崎県総合計画は、県政運営や産業・環境・福祉など各分野の計画における最上位の計画 であり、県民がふるさと長崎県を誇りに思えるような長崎県づくりを進めていくための基本 的な方向性が示されています。

#### 基本理念

人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり

#### 基本理念を実現するための3つの柱と基本戦略

- 1 地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く
- 2 力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す
- 3 夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る

#### 県央地域(諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町)の地域別計画

- ○地域における新たなまちづくりやプロジェクト
- ・県内外交通の重要結節点であり、新たな工業団地の整備や西九州新幹線の開業に伴い駅周辺のまちづくりも進み、交通利便性の向上による人口誘引・企業誘致が期待される
- ・長崎空港 24 時間化が実現されれば、長崎のゲートウェイ機能のさらなる発展が見込まれる

#### ○地域のめざす姿

・新幹線開業を活かした魅力あるまちづくりによる賑わいの創出を目指し、力強い産 業と雇用をつくり出し誰もが住みやすく活力にあふれる県央地域

#### ○地域づくりの方向性

- ・西九州新幹線(武雄温泉~長崎)の開業を活かした魅力あふれるまちづくり
- ・県央の強みを活かした力強い産業づくり
- ・県央の未来を担う多様な人材が活躍する地域づくり
- ・県央の特性を活かした住みやすく、いきいきと暮らせるまちづくり

#### 長崎県土地利用基本計画(平成30年3月策定)

県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき長崎県土地利用基本計画を策定しています。同計画では、同法第9条第2項の規定に基づく地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)と、土地利用の調整等に関する事項が定められています。

#### 県土利用の基本方針

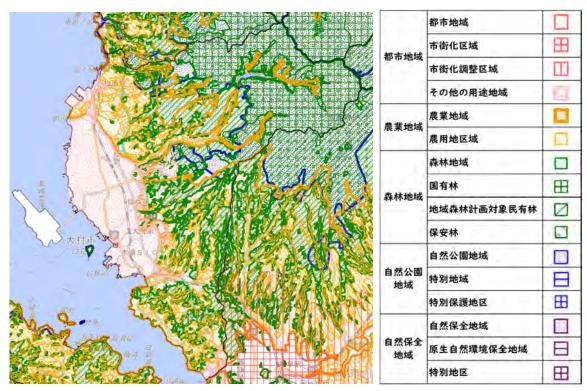
- ・適切な県土管理を実現する県土利用
- ・自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用
- ・安全・安心を実現する県土利用
- ・複合的な施策の推進と県土の選択的な利用
- ・多様な主体による県土の県民的経営

#### 地域類型別の土地利用の基本方向 : 『都市部』

- ・人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むしろこの機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化するよう誘導していく。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図り、集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。
- ・<u>災害リスクの高い地域への都市化の抑制や、より安全な地域に集約を図る</u>ことも重要である。これらの取り組みにより、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現する。
- ・集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、<u>拠点性を有する複数</u>の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。
- ・地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等や、豪雨等に対して浸水や土砂災害対策等が不十分な市街地等の安全性の向上を推進し、<u>災害に強い都市</u>構造・県土構造の形成を図る。
- ・健全な水循環の維持または回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、<u>都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成</u>を図る。さらに、美しく良好な街なみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、<u>美しくゆとりある環境の形成</u>を図る。

国土利用計画法第9条の規定に基づく地域区分

地域名	国土利用計画法上の規定
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある
	地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必
	要がある地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の
	有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある
	地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る
	必要がある地域



国土利用計画法第9条の規定に基づく地域区分

出典:土地利用調整総合支援ネットワークシステム

#### 長崎県都市計画区域マスタープラン (平成 27年 12月策定)

都市計画法第6条の2に基づき、長崎県都市計画区域マスタープランを策定しています。 同計画では、都市計画区域を対象として主要な都市計画の決定方針等が定められています。

#### 大村都市計画区域における都市づくりの基本理念

- ・県央地域の拠点にふさわしい都市機能が集積する活力あふれる都市づくり
- ・長崎空港や長崎自動車道、西九州新幹線などの高速交通体系を活かした、広域かつ多様な交流を育む都市づくり
- ・大村湾や多良山系の豊かな自然環境、武家屋敷などの歴史的街なみに配慮した都市づ くり

#### 地区ごとの市街地像

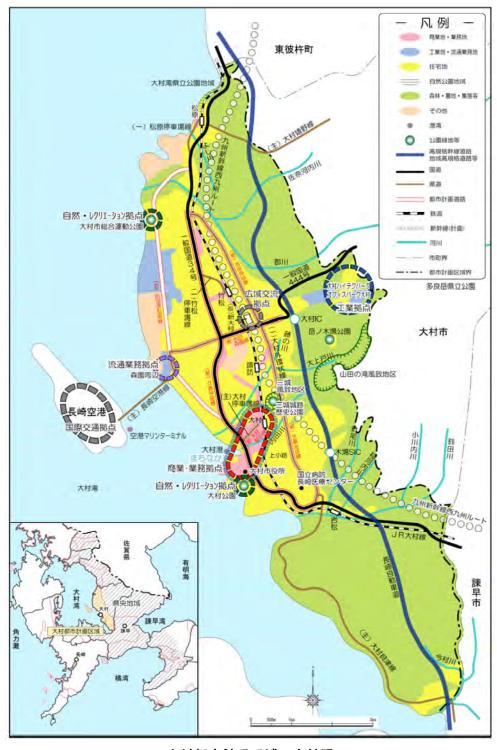
- ・市中心部は県央地域の中心としてふさわしい都市機能の充実・強化を図り、産業、生活面での多様な交流が展開されるとともに、歴史的街なみに配慮した、魅力ある市街地
- ・大村ハイテクパーク・オフィスパーク大村周辺地区は周辺に広がる自然環境と調和した た先端技術産業の拠点としての市街地
- ・長崎空港周辺地区は広域高速交通の利便性を活かした交流を育む市街地
- ・新幹線新大村駅周辺地区は新幹線の整備に併せて、交通結節点としての機能の充実な ど、都市機能の集積や、道路などの都市基盤施設の整備を図り、新たな広域交流の拠 点にふさわしい市街地

#### 主要用途の配置の方針

- ・市中心部は県央地域の中心的な役割を果たすべき商業・業務地
- ・大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村は周囲に広がる森林などの自然環境と調和 した工業地
- ・中心市街地の住宅地は利便性の高い中高層住宅地
- ・平坦地において住居専用の住宅地は周囲の田園環境などに配慮した良好な住環境を有 する住宅地
- ・上小路周辺地区の住宅地は点在する史跡や武家屋敷などの歴史的街なみに配慮した良 好な住環境を有する住宅地
- ・長崎空港や長崎自動車道大村インターチェンジ周辺は恵まれた交通利便性を有する流 通業務地

#### 交通施設の方針

- ・高規格幹線道路や広域道路の整備による周辺都市との連携・交流の強化、県外との交 流促進
- ・住民の生活に密着した道路の整備による利便性や良好な都市的サービスの維持・向上
- ・広域高速交通の充実に資する西九州新幹線開業に向けての取り組みの推進
- ・高規格幹線道路や空港、港湾、駅、市街地の相互アクセスの強化、公共交通の利便性 向上
- ・安全な歩行者空間の確保や旅客ターミナルなどにおける歩行者支援施設の整備など、 移動の円滑化・ユニバーサルデザイン化



大村都市計画区域の方針図

出典:大村都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

#### 第5次大村市総合計画「後期基本計画」(令和3年3月策定)

第5次大村市総合計画は、本市の行政運営における最上位の計画であり、本市の将来目標 や施策など、行政運営の基本的な指針が示されています。

#### 本市の将来像

~行きたい、働きたい、住み続けたい~ しあわせ実感都市 大村

#### まちづくりの基本目標

基本目標 | :人を育むまち

基本目標2:健康でいきいきと暮らせるまち

基本目標3:安全・安心なまち

基本目標4:活力に満ちた産業のまち

基本目標5:機能的で環境と調和したまち

基本目標6:持続可能な行財政運営と市民協働の推進

#### 都市構造の考え方

- ・少子高齢化の進行や将来的な人口減少に対応するためのコンパクトで機能的な都市づ くり
- ・国道 34 号と国道 444 号を「都市軸」に、大村駅周辺や新幹線新大村駅周辺などを都市 拠点とした都市構造の形成



都市構造の考え方

出典:第5次大村市総合計画

#### 大村市立地適正化計画(令和4年3月改訂)

大村市立地適正化計画は、将来的な人口減少や高齢化に対して持続可能な都市を実現するために、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実を目指す計画であり、コンパクトプラスネットワークのまちづくりに向けた方針が示されています。

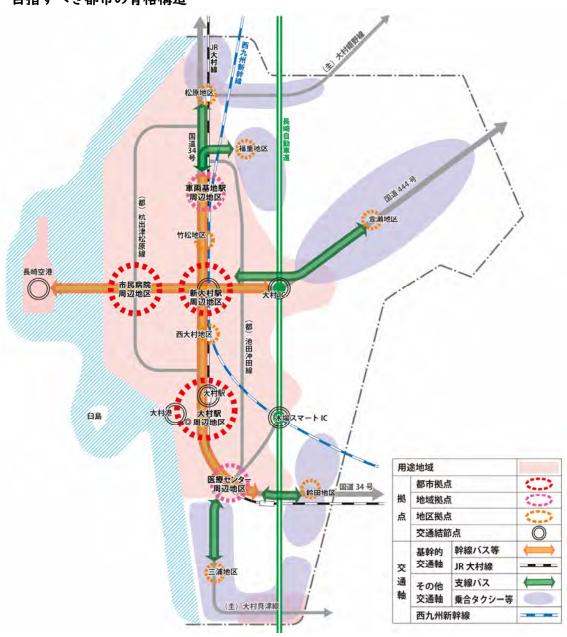
#### まちづくりの方針(ターゲット)

高齢者や子育て世代もいきいきと暮らせるまちづくり

#### 課題解決のために必要な施策・誘導方針(ストーリー)

- 安心して住み続けられる良好な住環境の形成
- 多様な交流や活動、賑わいを生み出す都市環境の形成
- まちなか~郊外までを繋ぐ公共交通ネットワークの構築
- 市民・事業者等・行政が一体となった総合的な防災・減災対策の推進

#### 目指すべき都市の骨格構造



#### 大村市地域公共交通網形成計画(平成28年3月策定)

大村市地域公共交通網形成計画は、本市にとって望ましい公共交通のすがたを明らかにするマスタープランであり、地域公共交通の方向性や目標、施策等が示されています。

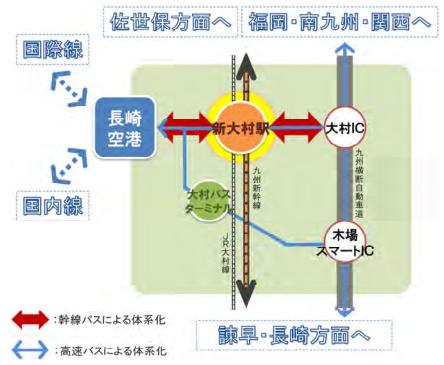
#### 公共交通の方針

・都市軸を骨格として主要な拠点を結ぶ「コンパクト+ネットワーク」のまちづくりにより、利便性が高い公共交通ネットワークを構築する

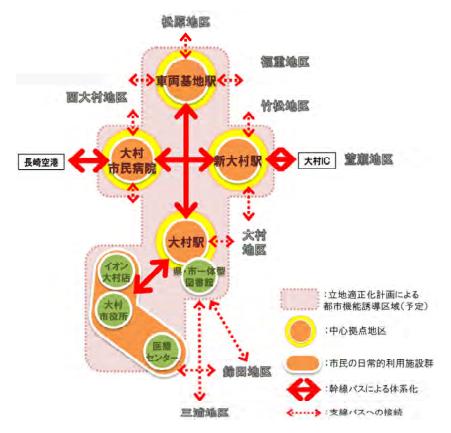
#### 公共交通を構成する3つのネットワーク

- ・長崎空港、新大村駅、大村 I C といった高速交通の社会基盤施設が存在する長崎県に おける高速交通の要衝という特性を活かした「高速交通ネットワーク」
- ・西九州新幹線の開業、県・大村市立一体型図書館の開館や市民病院の建替といった様々なまちづくりにより、活性化した大村都心部を連結する利便性のある「幹線バス・ネットワーク」
- ・郊外市街地や中山間地の住民にとって快適で安心・安全な移動のための「支線バスと コミュニティバス等のネットワーク」

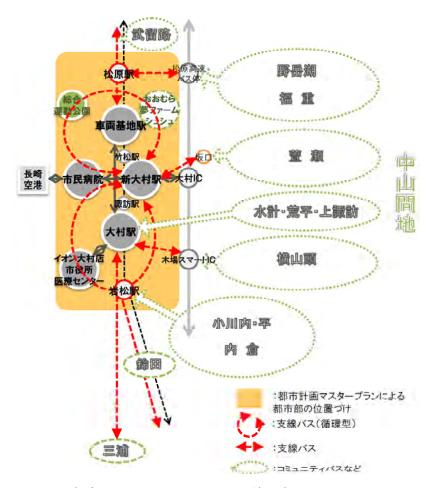




高速交通ネットワーク



幹線バスネットワーク



支線バスとコミュニティバス等のネットワーク

出典:大村市地域公共交通網形成計画

本項では、主要となる上位・関連計画のみ掲載しています。本計画の策定においては、そ の他計画との整合を図ります。

# 主なその他計画

主体	計画名称	策定年
国	九州圏広域地方計画	平成 28(2016)年
	長崎県にぎわいの都市づくり基本方針	平成 19(2007)年
ıe	長崎県美しい景観形成計画	平成 23(2011)年
県	大村湾沿岸海岸保全基本計画	平成 27(2015)年
	長崎県道路防災事業計画(第二期)	平成 27(2015)年
	大村市営住宅長寿命化計画	平成 24(2012)年
	第二次大村市環境基本計画	平成 25(2013)年
	大村市新幹線新大村駅(仮称)周辺地域まちづくり計画	平成 26(2014)年
	大村市景観計画	平成 27(2015)年
	大村市人口ビジョン	平成 27(2015)年
	大村市観光交流都市(まち)づくり計画	平成 28(2016)年
	大村市公共施設等総合管理計画	平成 29(2017)年
	おおむら汚水処理構想	平成 29(2017)年
	大村市新幹線開業アクションプラン	平成 31(2019)年
	大村市国土強靭化地域計画	令和 2(2020)年
市	大村市地域公共交通再編実施計画	令和 2(2020)年
113	第2期おおむら子ども・子育て支援プラン	令和 2(2020)年
	大村市地域防災計画・大村市水防計画	令和 3(2021)年
	(第2期改訂)大村市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 3(2021)年
	おおむら水道ビジョン 2021	令和 3(2021)年
	大村市水道事業経営戦略 2021	令和 3(2021)年
	大村市下水道事業経営戦略 2021	令和 3(2021)年
	第2期おおむら支え合いプラン	令和 3(2021)年
	大村市高齢者保健福祉計画・第8期大村市介護保険事業計画	令和 3(2021)年
	第 3 次大村市障害者基本計画、第 6 期大村市障害福祉計画・ 第 2 期大村市障害児福祉計画	令和 3(2021)年
	大村未来都市構想	令和 4(2022)年

#### (2) 主要プロジェクト

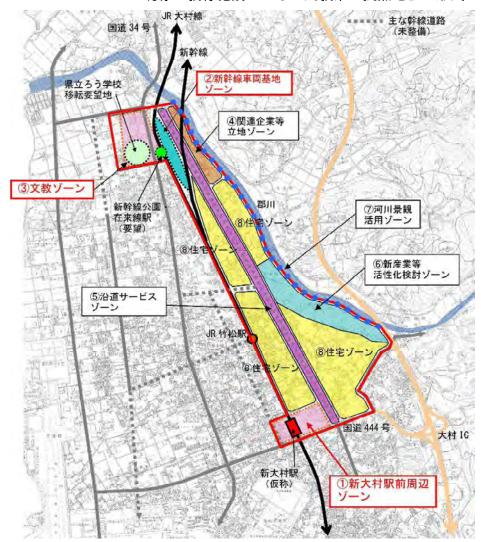
#### 西九州新幹線の開業に向けたまちづくり

現在、本市では、令和4(2022)年秋の西九州新幹線の開業を見据えて、新大村駅周辺地域におけるまちづくりを進めています。

新大村駅前周辺ゾーン :本市の広域的玄関口機能を有する拠点地区を形成

新幹線車両基地ゾーン :関連企業誘致や定住促進を計画的に展開する拠点地区を形成

文教ゾーン : 既存の教育施設とともに文教系の拠点地区を形成



出典:大村市新幹線新大村駅(仮称)周辺地域まちづくり計画

#### 大村市役所新庁舎建設

現在、本市では、庁舎(本館)の老朽化や狭あい化、分散化による市民サービス機能の低下などの問題から新庁舎の建設を計画しています。令和7(2025)年度に建設工事着工、令和9(2027)年度に供用開始を目指して、現在も建設候補地等を含めた検討を進めています。



## 2.2 上位・関連計画等にみるまちづくり

#### (1) コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり

まちづくり 3 法の改正に伴い、都市機能の集約や環境負荷の少ない都市の形成に向けた取り組みが進められています。長崎県では、「にぎわいの都市づくり基本方針」においてコンパクトシティの構築を理念に掲げており、また、本市でも、「第 5 次大村市総合計画」や「大村市立地適正化計画」、「大村市地域公共交通網形成計画」等に基づき、コンパクトで機能的なまちづくりを目指して、無秩序な市街地拡大の抑制や、大村駅周辺及び新大村駅周辺などを都市拠点とした都市構造の形成、拠点を公共交通体系と道路網で繋ぐコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進しています。

#### (2) 県央・交通の要衝としての役割

長崎空港や長崎自動車道を有する県内外交通の重要結節点であり、令和 4 (2022) 年秋には西九州新幹線が開業し、交通結節機能がさらに向上します。また、工業団地の整備や新大村駅周辺のまちづくりの進展により、人口誘引・企業誘致が今後期待されます。このような特性から、上位・関連計画において、高速交通体系を最大限に活かし、人や物の交流、産業の振興を図るとともに、豊かな自然環境と利便性を享受しながら新たなライフスタイルが実現できるまちとして定住人口の拡大を図ることを位置づけています。

#### (3) 自然環境との共生

東に広がる多良山系の山々、西に広がる大村湾に囲まれた自然豊かなまちです。また、「桜の名所百選」に選ばれた大村公園をはじめとして、裏見の滝のシャクナゲや野岳湖周辺の水と緑など、魅力的な自然資源が分布し四季折々の花や自然が本市の彩りを演出しています。上位・関連計画においても、多良山系の良好な自然環境の保全や自然環境教育の場としての活用、自然・レクリエーションの拠点としての大村公園や大村市総合運動公園の活用などを位置づけています。また、防災機能や動植物の生息生育環境など自然が持つ多様な機能との共生を図ることを位置づけています。

#### (4) 歴史・文化の保全と活用

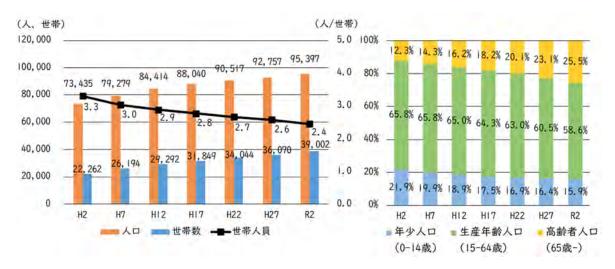
大村公園に位置する玖島城跡をはじめとして、周辺には武家屋敷街が形成されるなど、肥前大村藩の城下町としての歴史と文化が息づくまちです。また、天正遣欧少年使節やキリシタン史跡、長崎街道(松原宿、大村宿、鈴田峠)など、本市の特徴的な歴史に関わる史跡や資産も数多く残されており、その歴史の中で育まれた有形・無形の文化も多数存在します。上位・関連計画においても、歴史的街なみに配慮した魅力ある市街地の形成や、歴史的・文化的遺産を活かした周遊観光の推進など、歴史・文化特性の活用を位置づけています。

# 3 本市の現況

## 3.1 人口

#### (1) 人口・世帯数

- ○本市の人口と世帯数は、令和 2 (2020) 年では 95,397 人、39,002 世帯であり、ともに増加傾向にあります。
- ○世帯人員は、平成 2 (1990) 年では 3.3 人/世帯、令和 2 (2020) 年では 2.4 人/世帯と減 少傾向にあり、核家族化が進行しているとみられます。
- ○年齢階層別の人口割合は、令和 2 (2020) 年では年少人口 (0~14歳) が 15.9%、生産年齢人口 (15~64歳) が 58.6%、高齢者人口 (65歳以上) が 25.5%となっており、過去の推移をみると少子高齢化の進行がうかがえます。



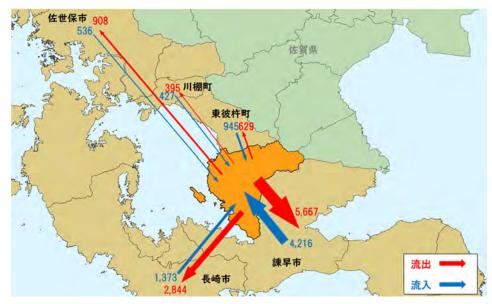
人口・世帯数の推移

年齢階層別人口比率の推移

出典:国勢調査

#### (2) 通勤・通学による流出・流入人口

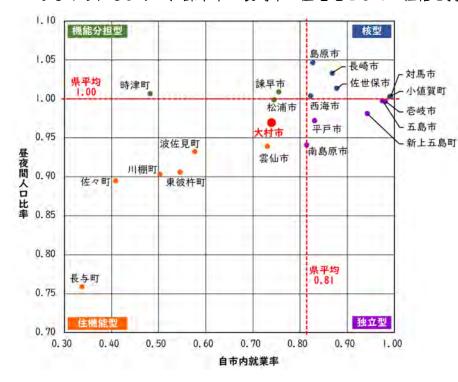
- ○本市の流出人口は、平成 27 (2015) 年では 11,866 人、流入人口は 9,021 人と流出超過となっています。
- ○流出先・流入元としての結びつきが強い地域には、諫早市、長崎市、佐世保市、東彼杵町、 川棚町などがあげられます。



出典:平成27年国勢調査

#### (3) 都市の性格

○本市の昼夜間人口比率は、平成 27 (2015) 年では 0.97、自市内就業率は 0.74 であり、都市の性格として、「機能分担型」「住機能型」に近い都市となっており、流入・流出人口からもみられるように、諫早市・長崎市の住宅地としての性格を持っています。



核型:比較的自市内で働く 人、就業・就学者を含めた昼間の流入人口が多い都市で あり、生活圏における中心都 市として機能する都市

独立型:比較的自市内で働く 人は多いが、昼間の流入人口 は多くない都市であり、 | 都 市である程度独立した生活 圏を形成する都市

住機能型:比較的自市内の就 業率が低く、夜間の人口が多 い都市であり、周辺都市等の 住宅地として機能する都市

機能分担型:比較的自市内の 就業率が低いが、昼間の流入 人口が多い都市であり、職等 の機能を有する都市

出典:平成27年国勢調査

#### (4) 区域别人口

- ○区域別の人口割合は、平成 27 (2015) 年では用途地域が 84.8%、用途白地地域が 11.3%、 都市計画区域外が 3.9%、用途地域内の可住地人口密度は 52.8 人/ha となっており、平成 2 (1990) 年以降増加傾向を示しています。
- ○DID 区域の人口密度も増加傾向にあり、まとまった市街地の形成が進んでいます。



可住地人口密度の推移

#### DID区域の変遷

(人、ha、人/ha)

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口		73,435	79,279	84,414	88,040	90,517	92,757
DID	人口	46,800	50,950	53, 387	57, 591	60,561	62,104
区域	面積	1,480	1,590	1,610	1,670	1,730	1,745
	人口密度	31.6	32.0	33.2	34.5	35.0	35.6

#### 区域別人口構成比

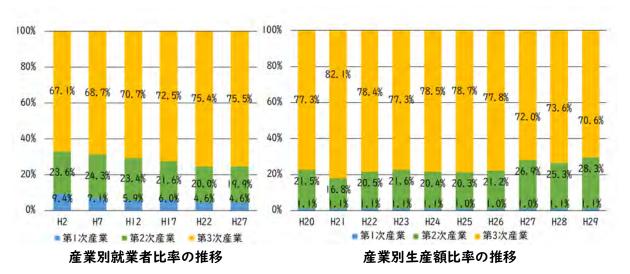
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
用途地域	80.1%	78.2%	84.6%	84.4%	84.6%	84.8%
用途白地地域	15.7%	17.2%	10.9%	11.3%	11.3%	11.3%
都市計画区域外	4.2%	4.6%	4.6%	4.3%	4.1%	3.9%

出典:平成30年度都市計画基礎調査

## 3.2 産業

#### (1) 産業別の就業者・生産額

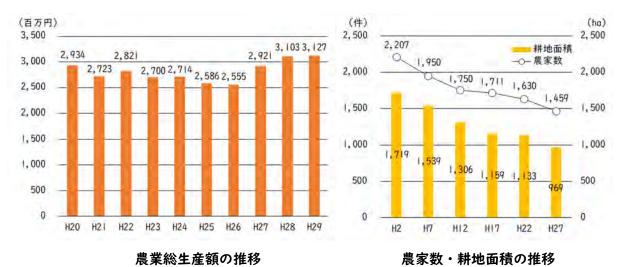
- ○産業別従業者の推移は、平成 27 (2015) 年では第 | 次産業が |,934 人 (4.6%)、第 2 次産業が 8,442 人 (19.9%)、第 3 次産業が 31,987 人 (75.5%) となっています。
- ○産業別生産額の構成比は、平成29(2017)年では第 | 次産業が1.1%、第 2次産業が28.3%、第 3次産業が70.6%となっており、第 2次産業の生産額、構成比率は増加傾向にあります。



出典:平成27年国勢調査、長崎県の市町民経済計算

#### (2) 農業

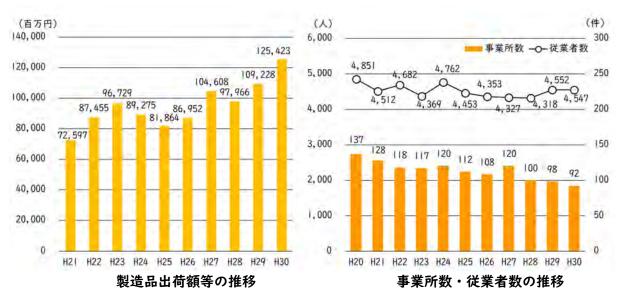
- ○農業総生産額は、平成 29 (2017) 年では約 31.3 億円となっており、平成 26 (2014) 年以前は減少傾向にありましたが、平成 26 (2014) 年以降は増加に転じています。
- ○農家数及び耕地面積は、平成 27 (2015) 年では 1,459 人、969ha と、平成 2 (1990) 年以 降減少傾向にあり、耕地面積については、平成 2 (1990) 年の約 56%にまで減少していま す。



出典:長崎県の市町民経済計算、農林業センサス

#### (3) 工業

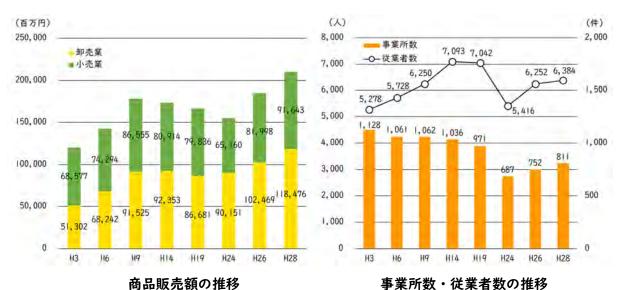
- ○製造品出荷額等は、平成 30 (2018) 年では約 1,254 億円となっており、平成 25 (2013) 年以降、増加傾向にあります。
- ○事業所数は、減少傾向にあり、従業者数は 4,500 人前後で横ばいに推移しています。



出典:工業統計調査、経済センサス

#### (4) 商業

- ○商品販売額は、平成9(1997)年をピークに減少傾向が続いていましたが、平成24(2012) 年以降は増加に転じています。
- ○事業所数は、平成3(1991)年をピークに、従業者数は、平成14(2002)年をピークに減 少傾向が続いていましたが、平成24(2012)年以降は増加に転じています。



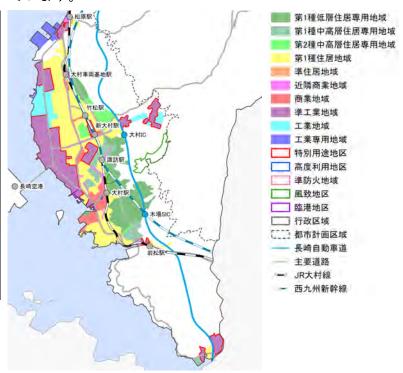
出典:商業統計調査、経済センサス

# 3.3 土地利用

#### (1) 地域地区

- ○行政区域の約 47%にあたる 5,997ha が都市計画区域に指定されており、内 2,344ha が用途地域に指定されています。
- ○用途地域の内訳をみると、住宅系用途が 1,378ha (58.8%)、商業系用途が 203ha (8.7%)、 工業系用途が 763ha (32.5%) となっています。
- ○その他の地域地区として、特別用途地区が準工業地域の全域、準防火地域と高度利用地区 が商業地域の一部で指定されています。

	区分							
都市言	都市計画区域							
用途均	也域	2,344 ha						
	第一種低層住居専用地域	365 ha						
	第一種中高層住居専用地域	119 ha						
	第二種中高層住居専用地域	133 ha						
	第一種住居地域	714 ha						
用途	準住居地域	47 ha						
地域	近隣商業地域	70 ha						
	商業地域	133 ha						
	準工業地域	552 ha						
	工業地域	147 ha						
	工業専用地域	64 ha						
特別用	用途地区	552 ha						
高度和	<b>川用地区</b>	1.0 ha						
準防り	準防火地域							
風致	三城風致地区	II.4 ha						
地区	山田の滝風致地区	66.0 ha						
臨港 地区	大村港							



出典:庁内資料(令和4年3月時点)

## (2) 地区計画

○適正な土地利用の規制誘導に向けて、地区計画が5地区で指定されています。

No.	地区名	面積	変更決定年月日 (当初年月日)	地区計画の目標
_	幸町	約 0.8 ha	平成16年3月24日 (平成12年9月20日)	主に商業地として店舗等の集積が進む地区であるが、中には計画的に開発された住宅地もあり、その商業地と良好な住宅地の環境が両立できる地区計画を目標とする。
2	富の原	約 2.3 ha	平成16年3月24日	大村市北西部に位置する主として低層の戸建て住宅の建設を目的とした開発 団地である。そこで、地区計画の策定により建築物等の規制誘導を積極的に 行い、周辺環境と調和した良好な居住環境の創出・維持・保全を図ることを 目標とする。
3	富の原 2丁目	約 1.4 ha	平成19年12月20日	大村市北西部に位置する主として低層の戸建て住宅の建設を目的とした開発 団地である。そこで、地区計画の策定により建築物等の規制誘導を積極的に 行い、周辺環境と調和した良好な居住環境の創出・維持・保全を図ることを 目標とする。
4	水主町 2丁目	約 2.9 ha	平成27月12月15日 (平成22年9月17日)	大村中心市街地活性化計画の区域内にあり、主として低層の戸建て住宅の建設を目的とした開発団地で、建築物等の規制誘導を行ない、周辺環境と調和した、快適で安心な住環境の創出・維持・保全を図ることを目標とする。
5	新大村駅 周辺	約 3.8 ha	令和4年3月16日	大村市都市計画マスタープランにおいて「交通結節拠点」として位置づけており、"交通・情報ネットワークの中心となる「賑わい交流拠点」"の形成を図ることとしている。このため、土地区画整理事業を推進するとともに、新大村駅を核とした交通結節点機能を中心に、駅東側の一帯については、業務施設、情報発信・交流施設、都市型住宅等を誘導・配置し、魅力ある都市空間を形成することを目標とする。

出典: 庁内資料

## (3) 土地利用別面積

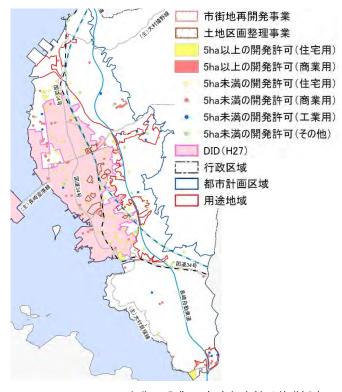
- ○都市計画区域内の土地利用は、自然的土地利用が 52.7%、都市的土地利用が 47.3%で、森林 18.0%、住宅用地 17.4%、畑 15.3%の順に高くなっています。
- 〇用途地域では、都市的土地利用が 79.5%となっており、概ね市街化が進んでいますが、 農地の 14.9%をはじめとして、自然的土地利用の割合も比較的高い状況です。
- 〇用途白地地域では、自然的土地利用が 73.3%で、そのほとんどが農地・山林の土地利用となっています。

					都市計画			
		地和田豆八	用途地	地域	用途白地	地域	合計	•
		上地利用区分	面積	比率	面積	比率	面積	比率
			(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)
自	農	田	123.4	5.3	531.1	14.5	654.5	10.9
然	地	畑	225.0	9.6	693.8	19.0	918.7	15.3
的	JE		348.3	14.9	1224.9	33.5	1573.2	26.2
土		森林	51.6	2.2	1030.2	28.2	1081.8	18.0
地		その他の自然地	20.6	0.9	57.9	1.6	78.5	1.3
利	水面		61.1	2.6	363.6	10.0	424.6	7.1
用	1 小計		481.6	20.5	2676.5	73.3	3158.2	52.7
		住宅用地	823.2	35.1	219.5	6.0	1042.7	17.4
	宅	商業用地	145.3	6.2	18.2	0.5	163.5	2.7
都	地	工業用地	108.2	4.6	30.6	0.8	138.9	2.3
市			1076.7	45.9	268.3	7.3	1345.1	22.4
的		公益施設用地	180.1	7.7	43.5	1.2	223.6	3.7
土		道路用地	289.6	12.4	264.8	7.2	554.4	9.2
地		交通施設用地	28.2	1.2	278.1	7.6	306.3	5.1
利	利 公共空地		30.1	1.3	6.4	0.2	36.5	0.6
用	■ その他の公的施設用地		116.9	5.0	0.0	0.0	116.9	1.9
	その他の空地		140.7	6.0	115.3	3.2	256.0	4.3
		小計	1862.4	79.5	976.5	26.7	2838.8	47.3
		合計	2344.0	100.0	3653.0	100.0	5997.0	100.0

出典:平成30年度都市計画基礎調査

#### (4) 宅地開発

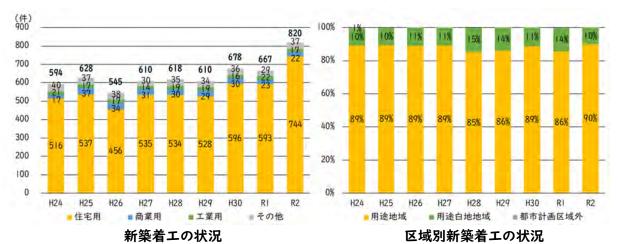
- ○これまでJR大村線沿線を中心に土地 区画整理事業を実施してきており、現 在は、新大村駅周辺の土地区画整理事 業を実施しています。
- ○開発許可による宅地開発は平成6(1994) ~10(1998)年が最も多くその後は減 少傾向にあります。



出典:平成30年度都市計画基礎調査

# (5) 新築着工

- ○新築着工件数は、平成 24 (2012) 年から令和 2 (2020) 年の間で計 5,770 件、年間 600~800 件程度となっており、その建物用途の内訳は、住宅系が 5,039 件と全体の 87%に及んでいます。
- ○区域別の内訳に大きな変動はなく、用途地域内での新築着工が8~9割程度を占めます。



出典: 庁内資料

# (6) 農地転用

- ○平成 20 (2008) 年から平成 29 (2017) 年までに、1,682 件、135.3ha の農地転用が発生しており、内訳は、住宅用地が 1,126 件と最も多く、次いでその他が 345 件となっています。
- ○件数割合でみると、用途地域内が約71%、その他の区域で約29%となっています。

区域	住宅	用地	商業	用地	工業	用地	公共施	設用地	その	他	4	信
区域	件	ha	件	ha	件	ha	件	ha	件	ha	件	ha
用途地域	856	61.7	98	9.6	6	0.6	40	5.9	194	12.7	1194	90.5
用途白地地域	231	11.4	25	2.7	12	2.1	13	1.	101	13.5	382	30.8
都市計画区域外	39	1.7	4	0.4	7	2.9	6	0.8	50	8.3	106	14.0
合計	1126	74.8	127	12.7	25	5.6	59	7.8	345	34.4	1682	135.3

※件数、面積は平成20年~平成29年の合算値

区域	件数								合計			
区域	H20	H2 I	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29		101
用途地域	174	102	163	123	85	84	83	132	129	119	1194	(71%)
用途白地地域	45	21	58	39	14	25	35	45	44	56	382	(23%)
都市計画区域外	17	6	6	15	2	7	13	14	16	10	106	(6%)
合計	236	129	227	177	101	116	131	191	189	185	1682	(100%)

出典:平成30年度都市計画基礎調査

#### (7) 大規模建築物の立地

- ○売場面積が 1,000 ㎡以上の商業系施設は、市内に 35 件立地しており、平成 16 (2004) ~20 (2008) 年の間に開店した施設が比較的多い状況です。
- ○売場面積の規模別にみると、3,000 ㎡未満が 27 件と最も多く、3,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満が 7 件、10,000 ㎡以上が | 件となっています。
- ○用途地域別の立地状況をみると、第 | 種住居地域 と準工業地域でそれぞれ | | 件と最も多く、商業 系用途地域以外での立地も進んでいます。



出典:平成30年度都市計画基礎調査

# 3.4 都市施設等

## (1) 都市計画道路

- ○都市計画道路は、本市の市街地を格子状に配置されており、18 路線(総延長 51,040 m) が計画決定されています。
- ○整備の状況は、改良済み区間が全体の66.3%となっています。(令和3年3月末時点)

# (2) 都市計画公園

- 〇都市計画公園は、運動公園 | 地区、総合公園 | 地区、特殊公園 3 地区、地区公園 | 地区、 近隣公園 2 地区、街区公園 38 地区の計 46 地区、75hg が計画決定されています。
- ○整備の状況は、供用面積が 56.38ha、進捗率が 75.1%となっており、都市計画区域内人口 1 人あたりの公園面積は、供用ベースで 6.14 ㎡/人、計画ベースで 8.18 ㎡/人となってい ます。(令和 3 年 3 月末時点)

## (3) 下水道

○下水処理は、公共下水道、流域下水道及び農業集落排水により処理を実施しており、その 処理人口は 96,658 人であり、普及率は約 99.3%と高い整備率となっています。(令和 3 年 3 月末時点)

## (4) 道路網

- ○国道 2 路線、県道 8 路線を基軸としながら、その他道路により道路網が形成されており、 改良率は、国道 98.4%、主要地方道 88.5%、一般県道 74.1%、市道 68.1%となっていま す。(令和 3 年 3 月末時点)
- 〇平成 27 年度道路交通センサスでは、国道 34 号(西本町 581-2 地先付近及び大川田町付近)、 県道大村外環状線(上諏訪町付近)における混雑度が高くなっています。

# 3.5 その他

#### (1) 官公庁施設

- ○市役所は、玖島 | 丁目に位置し、その他出張所が7箇所立地しています。
- ○大村駅周辺には、検察庁、裁判所をはじめ公共施設が数多く立地しています。
- ○森園地区周辺には、警察署、消防署、市民病院、環境センター、浄水管理センターが立地 しています。

#### (2) 文化・体育施設

- ○市役所周辺には、シーハットおおむら(体育文化センター)をはじめ、陸上競技場やテニスコート、野球場などのスポーツ施設が立地しています。
- ○森園公園周辺には、市民プールや各種スポーツ広場が立地しています。
- ○大村駅周辺には、ミライ o n 図書館や歴史資料館、市民交流プラザ(プラザおおむら)等の文化施設が集積しています。
- ○大村市総合運動公園には、運動広場やグラウンドゴルフ場、テニスコートなどのスポーツ 施設が立地しています。

# (3) 教育施設等

- 〇小学校 I5 校、中学校 6 校が立地しており、高等学校は、県立 3 校、私立 I 校が立地しています。
- ○大学 | 校、専修学校 | 校、特別支援学校 3 校が立地しています。
- 〇保育所 22 園、幼稚園 6 園、認定こども園 13 園が立地しており、その他にも地域型保育事業や企業主導型保育事業の保育園が立地しています。

# (4) 観光施設等

- ○多良岳県立公園周辺をはじめ、山間部に自然観光施設、レジャー施設が分布しています。
- ○上小路周辺に歴史観光資源や史跡が分布しています。
- ○市役所周辺に大村公園やボートレース大村等の集客施設が立地しています。
- ○その他、自然、歴史特性を有する観光地、特産品があります。

# (5) 生活利便施設

- ○国道 34 号、都市計画道路杭出津松原線、都市計画道路池田森園線の沿道、大村駅及び幸町周辺地区に複合商業施設、大型店舗等が立地しています。
- ○国道 34 号、主要道路沿線、駅周辺を中心に、買い回り品等の生活利便施設が立地しています。

# 4 住民意向調査

都市計画に関する住民意識や、まちづくりに向けた意見・意向等を把握し、本計画の改訂 を検討する上での基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

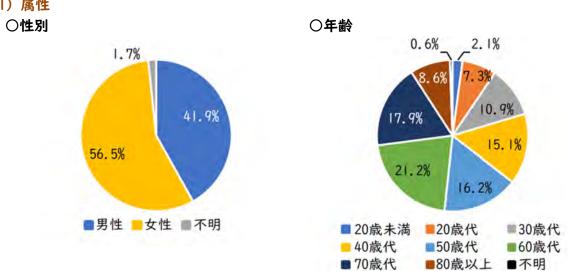
# 4.1 市民アンケート調査

# (1) 調査概要

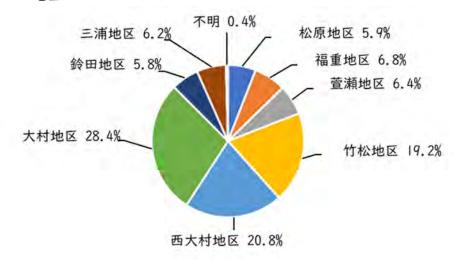
項目	内容
対象地域	本市全域
調査対象	18 歳以上の市民 3,000 人   (住民基本台帳から地域のバランスに応じて対象を無作為に抽出)
調査方法	郵送にてアンケート調査票を配布・回収
調査期間	令和 2 (2020) 年 10 月 15 日~令和 2 (2020) 年 11 月 6 日
回収数・回収率	1,268 票、42.3%

# (2) 調査結果

# 1) 属性



#### ○お住まいの地区



## 2) お住まいの地区に対する『現在の満足度』と『今後の重要度』

満足度が高い項目(上位3位)

- □日当たりや見晴らしのよさ
- ①工場などの混在による悪臭や騒音のない 快適性
- ③自然・緑・水辺の豊かさ、美しさ

満足度が低い項目(下位3位)

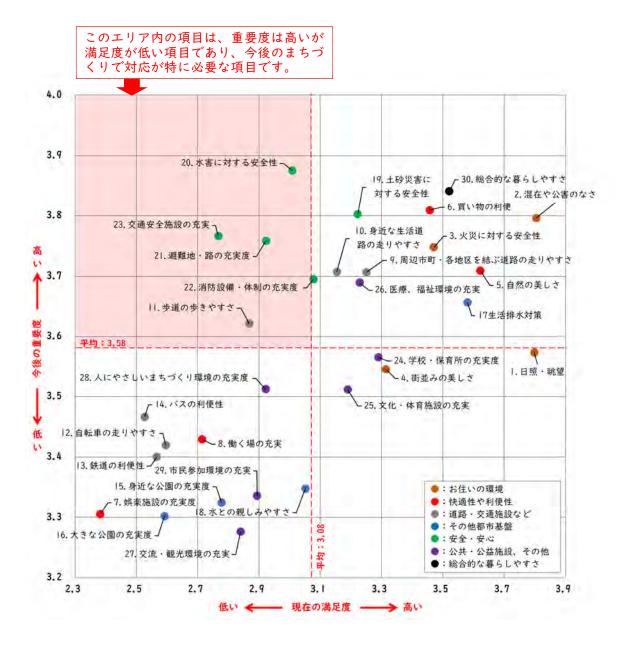
- ①遊び・レジャー施設の充実度
- ②バス・乗合タクシーの利便性
- ③鉄道の利便性

重要度が高い項目(上位3位)

- | |①河川の氾濫や洪水など、水害に対する安全性
- ②総合的な暮らしやすさ
- ③日常の買い物の利便性

重要度が低い項目(下位3位)

- ①地域資源を活かした交流・観光環境の充実度
- ②休日に家族で過ごせる大きな公園の充実度
- ③遊び・レジャー施設の充実度



# 3) 本市に対する『現在のイメージ』と『目指すべきイメージ』

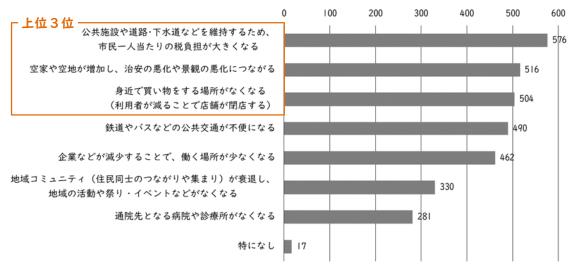
	I位	2位	3位
現在の良い	海、山、川などの自然	住宅事情がよく、住環	交通の便のよいまち
イメージ	が美しく豊かなまち	境の優れたまち	
現在の悪い	観光・レクリエーショ	働く場が少ないまち	特に特徴がなく、個性に
イメージ	ンの場が少ないまち		乏しいまち
目指すべき イメージ	働く場が充実したまち	高齢者などが住みやす い福祉、医療のまち	交通の便がよいまち

# 4) お住まいの地区の伸ばすべき特徴や担うべき役割

	I位	2位	3位
市全体	「総合的な暮らしやすさ」	「交通要衝のまち」	「環境にやさしいまち」
松原地区	「総合的な暮らしやすさ」	「住むまち」	「食糧生産地」
福重地区	「総合的な暮らしやすさ」	「食糧生産地」	「環境にやさしいまち」
萱瀬地区	「環境にやさしいまち」	「総合的な暮らしやすさ」	「食糧生産地」
竹松地区	「総合的な暮らしやすさ」	「交通要衝のまち」	「環境にやさしいまち」
西大村地区	「総合的な暮らしやすさ」	「交通要衝のまち」	「環境にやさしいまち」
大村地区	 「総合的な暮らしやすさ」	「交通要衝のまち」	「商業・サービスの中心地」
入们地区	一般日的な春のしてする。	(同率2位)	(同率2位)
鈴田地区	「環境にやさしいまち」	「食糧生産地」	「総合的な暮らしやすさ」
三浦地区	「環境にやさしいまち」	「総合的な暮らしやすさ」	「食糧生産地」

# 5) コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり

# ○人口減少・少子高齢化により懸念される重要な問題



#### ○「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの必要性



# 4.2 中学生アンケート調査

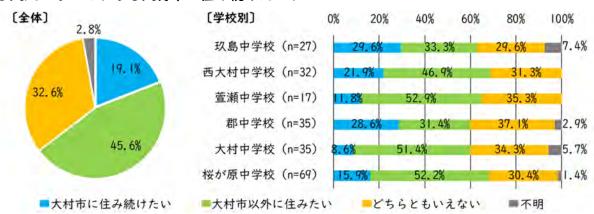
# (1) 調査概要

項目	内容
調査対象	玖島中学校、西大村中学校、萱瀬中学校、
調且刈	郡中学校、大村中学校、桜が原中学校
調査方法	学校にてアンケート調査票を配布・回収
調査期間	令和 2 (2020) 年 10 月 19 日~令和 2 (2020) 年 10 月 23 日
回収数	215 票

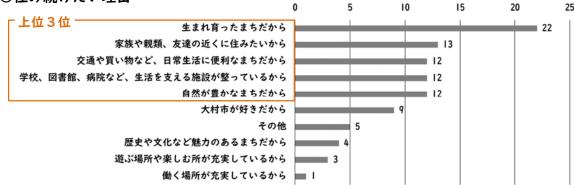
# (2) 調査結果

## 1) 大人になってからの居住意向

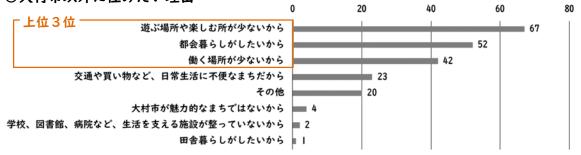
#### ○大人になってからも大村市に住み続けたいか



## ○住み続けたい理由



#### ○大村市以外に住みたい理由



# 2) お住まいの地区に対する『現在の満足度』と『今後の重要度』

満足度が高い項目(上位3位)

- □日当たりや見晴らしのよさ
- ②小中学校、保育園や幼稚園の充実度
- ③自然・緑・水辺の豊かさ、美しさ
- ③病院や福祉施設などの充実度

#### 満足度が低い項目(下位3位)

- 一遊びやレジャー施設の充実度
- ②働く場所の充実度
- ③休日に家族で過ごせる大きな公園の充 実度

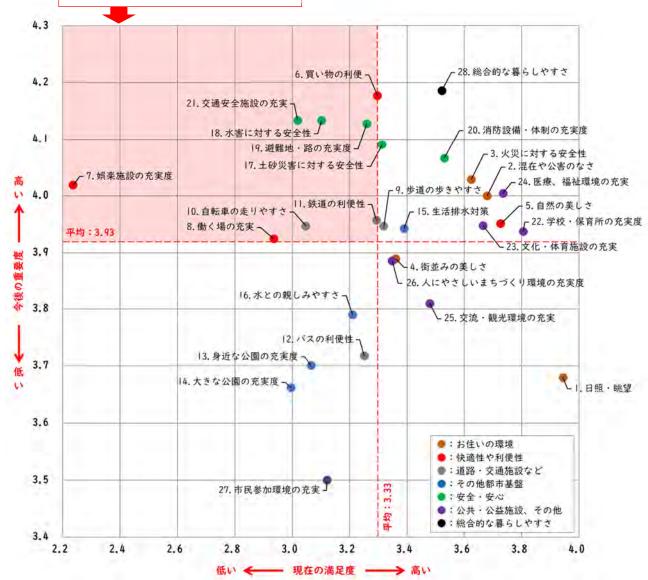
重要度が高い項目(上位3位)

- ①総合的な暮らしやすさ
- ②日常の買い物の便利さ
- ③河川の氾濫や洪水など、水害に対する安全性
- ③避難場所や避難路のわかりやすさや充実度
- ③街路灯やカーブミラーなどの交通安全に対す る施設の充実度

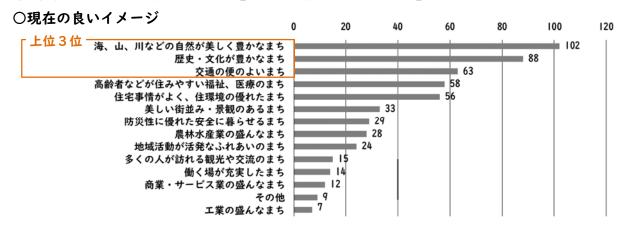
# 重要度が低い項目(下位3位)

- <u></u> ①まちづくりの参加のしやすさ
- ②休日に家族で過ごせる大きな公園の充実度
- ③日当たりや見晴らしのよさ

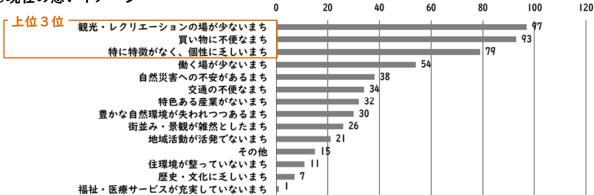
このエリア内の項目は、重要度は高いが満足度が低い項目であり、今後のまちづくりで対応が特に必要な項目です。



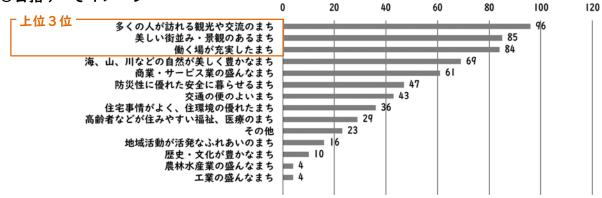
## 3) 本市に対する『現在のイメージ』と『目指すべきイメージ』



# ○現在の悪いイメージ



#### ○目指すべきイメージ



#### 4) お住まいの地区の伸ばすべき特徴や担うべき役割



# 4.3 高校生アンケート調査

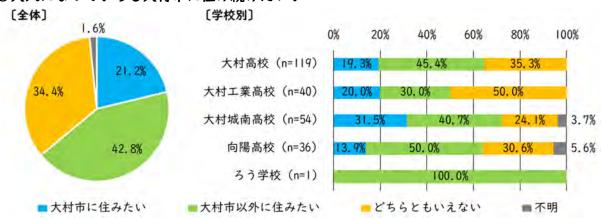
# (1) 調査概要

項目	内容
調査対象	大村高校、大村工業高校、大村城南高校、向陽高校、ろう学校
調査方法	学校にてアンケート調査票を配布・回収
調査期間	令和 2 (2020) 年 10 月 19 日~令和 2 (2020) 年 10 月 23 日
回収数	250 票

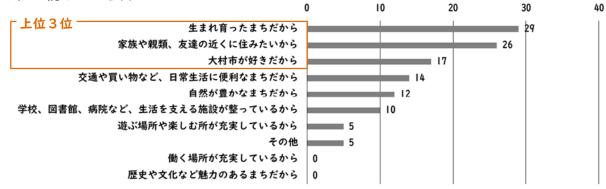
# (2) 調査結果

# 1) 大人になってからの居住意向

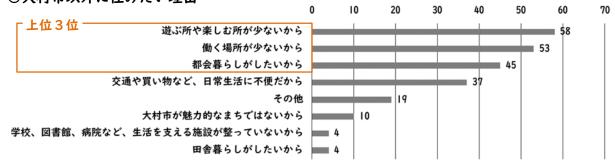
○大人になってからも大村市に住み続けたいか



## ○住み続けたい理由



#### ○大村市以外に住みたい理由



## 2) お住まいの地区に対する『現在の満足度』と『今後の重要度』

満足度が高い項目(上位3位)

- □日当たりや見晴らしのよさ
- ②小中学校、保育園や幼稚園の充実度
- ③病院や福祉施設などの充実度

満足度が低い項目(下位3位)

- <u></u>
  ①遊びやレジャー施設の充実度
- ②働く場所の充実度
- ③自転車の走りやすさ
- ③バスやタクシーの便利さ

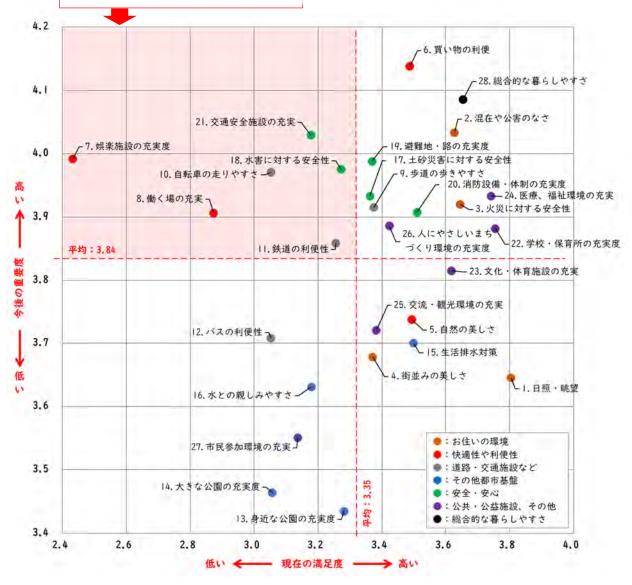
重要度が高い項目(上位3位)

- ①日常の買い物の便利さ
- ②総合的な暮らしやすさ
- ③悪臭や騒音のない快適な環境
- ③街路灯やカーブミラーなどの交通安全に対す る施設の充実度

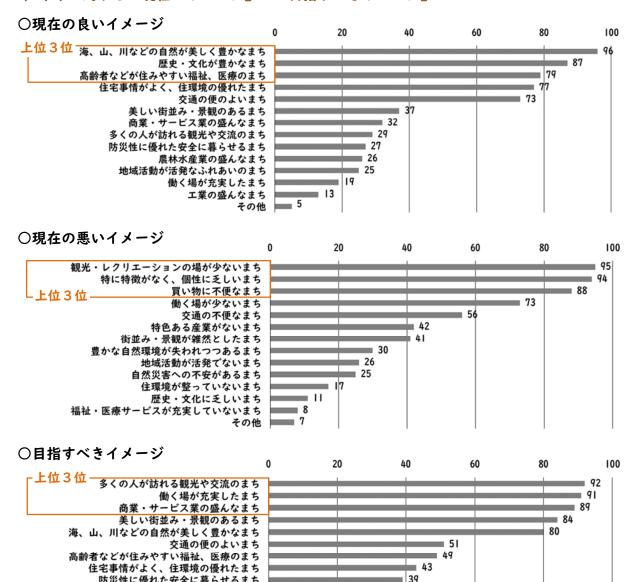
重要度が低い項目(下位3位)

- ①よく利用する公園の充実度
- ②休日に家族で過ごせる大きな公園の充実度
- ③まちづくりの参加のしやすさ

このエリア内の項目は、重要度は高いが満足度が低い項目であり、今後のまちづくりで対応が特に必要な項目です。



## 3) 本市に対する『現在のイメージ』と『目指すべきイメージ』



#### 4) お住まいの地区の伸ばすべき特徴や担うべき役割

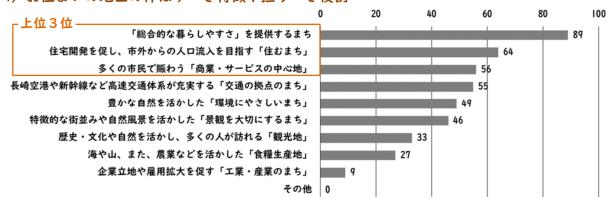
防災性に優れた安全に暮らせるまち

地域活動が活発なふれあいのまち

歴史・文化が豊かなまち

農林水産業の盛んなまち

工業の盛んなまち



**=** 11

\_\_\_\_ 10

その他 🚃 4

10

# 4.4 住民意向調査のまとめ

# (1) 住む場所・働く場所としての環境の充実

現在のまちは、「住宅事情がよく、住環境に優れたまち」として評価されており、今後のまちづくりに対しては、「総合的な暮らしやすさ」や「日常の買い物利便性」、「働く場所が充実したまち」などが重要視されている傾向があります。

一方で、今後の居住意向に関しては、「買い物が不便」、「公共交通が不便」、「医療・福祉施設の利用が不便」、「働く場所がない」などの理由から転居を考えている市民も一定の割合存在しています。

このように、良好な住環境は本市の伸ばすべき特徴として、商業・医療・福祉などの機能の充実や、日常の移動を支える公共交通サービスの提供などにより、良好な住環境を維持・充実させていくことが望まれています。加えて、更なる産業の集積などにより、住環境だけではなく働く場としての環境も充実させていくことが望まれています。

# (2) 豊かな自然や歴史・文化の保全・活用

現在のまちは、「海、山、川などの自然が美しく豊かなまち」、「歴史・文化が豊かなまち」として評価されており、今後のまちづくりに対しては、「環境に配慮したまち」、「大村湾・多良山系・河川などの自然環境や、歴史的街並みの保全・活用」などが重要視されている傾向があります。

このように、豊かな自然や歴史・文化は本市の重要な地域資源として、自然環境の保全や、 花・緑・歴史的建造物などが生み出す美しい街並みの保全・活用などにより、魅力あるまち づくりを推進していくことが望まれています。

# (3) 交通要衝としてのまちづくり

現在のまちは、「交通の便がよいまち」として評価されており、今後のまちづくりに対しては、「交通要衝のまち」や「多くの人が訪れる観光や交流のまち」などが重要視されている傾向があります。

一方で、「遊び・レジャー施設の充実度」や「鉄道・バス・乗合タクシーの利便性」に対する満足度が低い傾向にあります。

このように、県央地域としての地理的特性や充実した高速交通体系は、本市の発展において大きな強みとして活かし、自然・歴史・文化などの地域資源の活用や、公共交通・道路交通の利便性向上などを図りながら、多くの人が訪れ賑わう場としての環境を整えていくことが望まれています。

#### (4) 暮らしの安全・安心

今後のまちづくりに対して、「河川の氾濫や洪水など、水害に対する安全性」、「街路灯やカーブミラーなどの交通安全に対する施設の充実度」などが重要視されている一方で、それに対する現在の満足度は低い傾向にあります。

このように、市民の安全・安心に対する意識も高まっている中で、水災害をはじめ自然災害に対する安全性や、中高生の自転車通学をはじめ安全・安心な交通環境の確保が望まれています。

# 5 まちづくりの課題

都市をとりまく社会情勢の変化、上位・関連計画、本市の現況及び住民意向を踏まえ、今 後のまちづくりにおいて本市が解決するべき課題を以下のように整理しました。

#### 課題① 海、まち、山(農地)が共生する、計画的な土地利用の推進

- (I) 海、まち、山(農地)、それぞれが持つ都市空間構成の役割を踏まえた、計画的な土地 利用の調整
- (2) 計画的な市街地整備の誘導と、良好な自然環境を保全するなど環境に配慮したまちづくり
- (3) 少子高齢化社会を見据えた、都市の利便性や活力を維持していくためのコンパクトな まちづくり
- (4) 都市農地の保全と多様な機能の発揮
- (5) 住宅や商業施設の開発がみられる沿岸部の工業・準工業地域における住環境・操業環境の調和

# 課題② 市民生活や地域経済を支える多様な拠点の形成

- (I) 経済、交通及び歴史・文化など、本市の中心的な役割を果たしてきた中心市街地において、蓄積された都市施設の有効活用と都市機能の集約による都市活力の再生
- (2) 工業団地を中心に多様な産業の集積
- (3) 人々の価値観の変化、情報通信基盤の進展や日常生活圏の拡大などに対し、地区の特性を活かした多様な拠点の形成と連携
- (4) 空き店舗等の活用や商業等のさらなる集積などによるまちの賑わい創出
- (5) 子どもから高齢者、障がい者まで全ての人が健康で活動的に生活ができる環境づくり やユニバーサルデザインに配慮したまちづくり
- (6) 新幹線開業に合わせた新大村駅と車両基地駅周辺の新たな拠点づくりと交流・関係人口の拡大に向けた受入環境整備

## 課題③ │ 高速交通体系、情報基盤、人と人のネットワークによる交流・連携づくり

- (1) 地域住民との協働によるまちづくり
- (2) 県央地域としての地理的特性、長崎空港や長崎自動車道、さらには西九州新幹線など の高速交通体系を活かした地域間交流の促進及び新幹線沿線地域との連携による広域 観光周遊の促進
- (3) 高速交通や、都市拠点、市街地から離れた地域や交通空白地などを含めた公共交通ネットワークを再構築し、高齢者をはじめとした交通弱者の日常生活における移動手段の確保
- (4) 快適な歩行空間・交流空間の創出、まちなかの回遊性向上
- (5) 自転車での移動が容易な本市の地形特性を活かしたまちづくり
- (6) 市街地や大村~諫早間における交通渋滞の解消、輸送ルートの確保
- (7) Society 5.0 時代の実現に向けた、官民データの活用、IoT や AI など新技術を活用した都市の課題解決

# 課題④ 住まい環境や都市施設の計画的な整備

- (1) 交通、建物、通信、行政サービスなど、都市施設の統合による、効率的なまちづくり
- (2) 最小の公共投資で、最大の成果をあげるまちづくり
- (3) 県の中心的な居住の場として、多様なライフスタイルに対応した良好な都市環境、住環境の形成・保全及び移住・定住・まちなか居住等の促進
- (4) 生活利便性を支える機能、良好な暮らしを支える居住機能の向上や地域のコミュニティの活性化
- (5) 道路の未整備区間・未改良区間の存在や、公園の充足率の改善など、生活を支える都 市施設の整備
- (6) 医療・福祉・子育て機能の充実など、誰もが安心して暮らせる環境づくり

# 課題⑤ 自然環境や歴史・文化の保全・活用

- (1) 森林の水源かん養の確保、生物の生息・生育空間としての自然環境の維持・保全
- (2) 安定した水資源の確保、生活排水による水質汚濁の対策や、安全・安心な飲み水の確保など、良好な水環境の形成
- (3) 低炭素まちづくりの推進、環境負荷の低減に配慮するなど、自然との共生に向けた取り組み
- (4) 肥前大村藩の城下町、旧大村宿、旧松原宿に代表される賑わいや交流の場としての歴 史的経緯、長崎街道の街なみなど、豊かな歴史・文化の活用
- (5) 大村湾や多良山系などの豊かな自然、「桜の名所百選」に選ばれた大村公園を代表とした四季折々の花・緑などの自然資源の活用
- (6) 市街地周辺部に広がる農地や里山など、田園環境を活かしたまちづくり

#### 課題⑥ 自然災害に対する安全性の確保

- (1) 土木関連施設の整備・保全や流域治水等による自然災害発生の抑制
- (2) 災害リスクを踏まえた開発や立地の誘導など計画的土地利用による災害被害の回避・ 低減
- (3) 避難路・避難場所や緊急輸送路等の交通ネットワークなど、災害時の迅速な救援・救助活動や復旧復興を支える基盤の強化

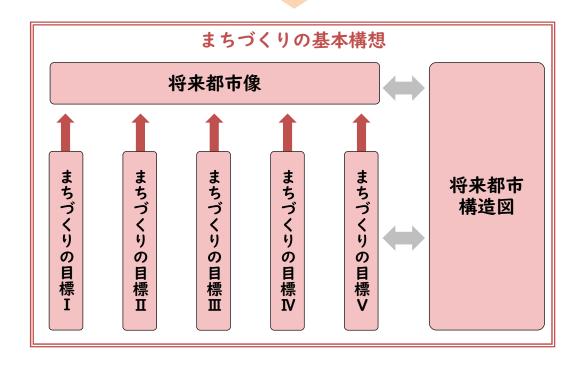
I まちづくりの基本構想 2 分野別の整備方針

# Ⅰ まちづくりの基本構想

# |.| 基本構想の概要

基本構想では、まちづくりの課題を踏まえ、本市の将来のまちづくりの方向性として、都市の姿(目的)を表す「将来都市像」とその達成に向けた「まちづくりの目標」、実現化しようとする都市の空間構成「将来都市構造図」を整理します。







# 1.2 将来都市像

将来都市像は、本計画の推進により実現を目指すまちの姿のことです。まちの特性や課題、 将来に対する希望やメッセージを込め、概ね20年後の将来都市像を以下のとおり定めます。

# 人があつまる まちがつながる ミライがひろがるまち 大村



これまで、本市は、恵と潤いをもたらす大村湾や丘陵地の緑を大切に守りながら、平野部には良好な市街地を形成し、県内有数の住みやすいまちとして発展してきました。また、西九州新幹線の開業により、空港・新幹線・高速道路が揃うまちとして、都市環境のポテンシャルが一層高まりをみせています。

こうした「都市と自然が調和した豊かな自然環境」や「充実した高速交通体系などの良好な都市環境」は、市民の貴重な財産、魅力であり、今後のより一層の発展に向けて、未来の世代へ引き継いでいく必要があります。

そうした魅力を活かすことにより、安心して暮らし続けることができるまち、多様なライフスタイルを実現できるまちとして、人があつまり、新幹線沿線市町をはじめとした国内外の様々なまちとつながることで、ミライがひろがる魅力あふれるまちづくりを目指します。

# 1.3 まちづくりの目標

将来都市像の達成に向けたまちづくりの目標を以下のように設定します。

# 目標 I 多様な都市活動を支える持続可能でコンパクトなまちをつくります

- (1) 多様な都市活動や市民の暮らしを支える都市機能を都市や地域の拠点に集積し、高速 交通や各拠点、市街地から離れた地域などを結ぶ公共交通と道路のネットワークを構 築することで、コンパクトで機能的なまちづくりを進めます。
- (2) 本市の恵まれた高速交通体系を地域産業の活性化に繋げるため、産業活動を支える基盤整備や、企業誘致等による産業集積を推進します。
- (3) ユニバーサルデザインの理念に基づく各種整備の推進、歩行者・自転車に配慮した交通環境の整備など、人や環境にやさしいまちづくりを進めます。
- (4) AI や IoT など最先端技術を活用した暮らしの利便性向上や産業発展を図るなど、Society 5.0 の実現に向けたまちづくりを進めます。

# **目標Ⅱ** 元気・笑顔の暮らしを支える、快適な居住環境をつくります

- (I) 医療、福祉、子育て、生活利便施設等の身近な生活サービスや地域コミュニティへの 支援により、住み続けたい、住み続けられるまちづくりを進めます。
- (2) 道路や公園、上下水道などの暮らしを支える都市施設の整備や、空き家管理等を含めた防犯対策などにより、安全・安心・快適に暮らせる居住環境の形成を進めます。
- (3) 豊かな自然や良好な居住環境、充実した高速交通などを活かし、様々なライフスタイルを創出・提案することで、住んでみたいまちづくりを進めます。

## 目標Ⅲ 自然や歴史・文化を活かし、まちの潤いと魅力を創出します

- (1) 大村湾、多良山系などの豊かな自然や、市街地周辺に広がる田園空間、それらに育まれた風土や街なみなどを保全・活用し、地域を彩る自然・地形に配慮したまちづくりを進めます。
- (2) 公園緑地や街路樹の整備、公共施設の緑化など、都市のみどりの保全・創出を推進し、 潤いのある低炭素なまちづくりを進めます。
- (3) 大村公園、長崎街道周辺に広がる城下町や宿場町など、個性豊かな歴史・文化を活かしたまちづくりを進めます。

# 目標IV 自然災害に強くしなやかさを持った、安全・安心なまちをつくります

- (1) 自然災害が頻発化・激甚化する中、災害の発生防止や被害低減に向けた河川整備や土砂災害防止対策、流域治水を含めた総合的対策により災害に強いまちづくりを推進します。
- (2) 災害ハザードエリアにおける開発抑制や災害リスクの低いエリアへの立地誘導などにより、災害被害を回避することができるまちづくりを推進します。
- (3) 避難所をはじめとした防災拠点施設や緊急輸送路の整備、市内の道路ネットワークの 充実、災害時の高速道路及びSA・PA・IC・スマートIC等との連携により、災 害時の避難や救援活動等を支えるまちづくりを推進します。

# 目標V賑わいと成長をもたらす、新たな交流・連携を展開します

- (I) 充実した高速交通体系を活かし多様な地域間交流を促進するとともに、豊かな自然や歴史・文化を活かした観光施策と交通施策の連携等により、新たな交流・賑わいを創出します。
- (2) 新幹線沿線市や大村湾流域市町など、様々な地域との連携により広域観光周遊や大村湾を活かした地域活性化を推進します。
- (3) 賑わいを支える人と人との交流や、連携を育む市民協働によるまちづくりを推進します。

# 1.4 将来都市構造

# (1) 基本的な考え

#### 1) 基本概念

本市が目指すまちづくりの実現に向けて、土地の使い方、都市施設の配置や都市機能の集 積等のあり方について、将来都市構造として整理します。

本計画では、「将来都市像」「まちづくりの目標」を踏まえ、『環境に配慮した持続可能でコンパクトプラスネットワークのまちづくり』を都市構造の基本的な考え方として、以下の観点より進めます。

- ○本市の空間構成の背景となる、海~まち~山の特性を活かします。
- ○都市骨格軸で、主要な拠点を結び、まとまりのある市街地形成を進めます。
- ○都市機能の集積を促進し、市民の生活を支えるとともに、地域の魅力や個性を 最大限発揮する拠点の形成を進めます。また、拠点を中心として利便性・快適性 が高く、効率的で安全・安心な居住環境を創出します。
- ○公共交通体系及び道路網により拠点を結び、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進します。

#### 2) 構成要素

面的要素	ゾーン	○機能ごとに区分した土地のまとまり
線的要素	軸	<ul><li>○都市を形成する骨格</li><li>○各拠点の連携・交流を図る動線</li></ul>
点的要素	拠点	<ul><li>○都市活動の中心的な場で、地区特性に応じて各種機能の集積を図る地区</li><li>○交通、産業、自然など、一つの機能が特化・集約した地区</li></ul>

## (2) 都市構造

# 1) ゾーン

海~まち~里山~山の特性を活かしたゾーンの配置を行います。都市を取り囲む豊かな自然環境を保全する区域、市街化を進める区域や自然と調和した居住環境を形成する区域など、それぞれの特性に応じた土地利用を展開し、環境に配慮した持続可能でコンパクトプラスネットワークのまちづくりを進めます。

# 都市 ゾーン

- ○都市活動、都市生活の中心となるゾーン
- ○都市軸を骨格として各地域を有機的に結ぶことで、コンパクトにまとまった市街地の形成を図ります。それにより、賑わいとゆとりある市街地環境を創出する役割を担います。

# 田園住宅 ゾーン

- ○みどり豊かな田園環境の保全を図るとともに、里山、農地など、自 然環境と調和した住宅形成を図るゾーン
- ○営農環境の維持を図るとともに、人と自然の交流や都市と農村の交 流を提供する役割を担います。

# 森林 ゾーン

- ○主に森林の保全を図るゾーン
- ○水源かん養、災害防止、木材生産など、森林が持つ多面的機能の保全を図るとともに、市民及び観光客の憩い・交流の場としての役割を担います。

# 海辺 ゾーン

- ○大村湾に面した海辺のゾーン
- ○自然との共生に配慮しながら大村湾沿岸の保全を図るとともに、人 に身近な水辺空間は、都市に魅力とうるおいをもたらす役割を担い ます。



都市ゾーン



田園住宅ゾーン



森林ゾーン



海辺ゾーン

#### 2) 軸

南北の骨格となる国道 34 号、東西の骨格となる都市計画道路池田森園線を、都市内外の交流を促進し市街地形成を進める都市骨格軸として位置づけます。

また、都市骨格軸を基本に地域の拠点を結ぶ交通ネットワークを地域連携軸として位置づけ、コンパクトにまとまった市街地の形成を進めます。

## 都市骨格軸



- ○都市を形成する骨格となる軸
- ○本市の中心的な拠点(都市拠点·地域拠点·産業拠点)を結び、都市 の一体性を確保する役割を担います。
- ○充実した高速交通体系を結び、その機能を高める役割を担います。

# 地域連携軸

○「都市拠点」「地域拠点」と「地区拠点」を結び、市民の日常生活を 支える役割を担います。

## 3) 拠点

都市の活力を生み出し、地域の生活を支える拠点を位置づけます。そのため、地域の特性に応じて都市機能の集積を促進し、地域の拠点性を発揮します。また、日常生活にかかわりの深い生活の拠点、産業の拠点、より豊かで魅力的な都市空間を構成するための自然・レクリエーション拠点を配置します。

特に、市域全体の生活や産業、広域的な交流を支える「都市拠点」や、市民の生活を支える「地域拠点」「地区拠点」においては、生活の利便性・快適性を享受でき、徒歩や自転車、公共交通により移動しやすい生活圏の形成を図ります。

# 都市拠点



- ○住む人、訪れる人の賑わいや交流の創出、文化の発信など本市の中心 地としての役割を担います。
- 〇産業、行政、医療、教育機能など、多様なサービスを提供する都市生活の中心的な役割を担います。
- ○3地区が役割分担・連携し、一体となって市民の生活や経済活動等を支える役割を担います。
  - ※新大村駅周辺地区、大村駅周辺地区、市民病院周辺地区

# 地域拠点

○周辺地域の生活を支え、地域間格差を是正する役割を担います。 ※車両基地駅周辺地区、医療センター周辺地区

# 地区拠点

○地域の身近な生活支援、サービスを提供する役割を担います。 ※鉄道駅·出張所周辺

# 産業拠点



- ○雇用、産業機能を創出する役割を担います。
- ○県央の産業拠点として、産官学の連携を促進し、ハイテク産業の集積 や研究機関の誘致を図るなど、産業の振興を牽引する役割を担います。 ※オフィスパーク大村、大村ハイテクパーク、第2大村ハイテクパーク

#### 自然・ レクリエーション拠点



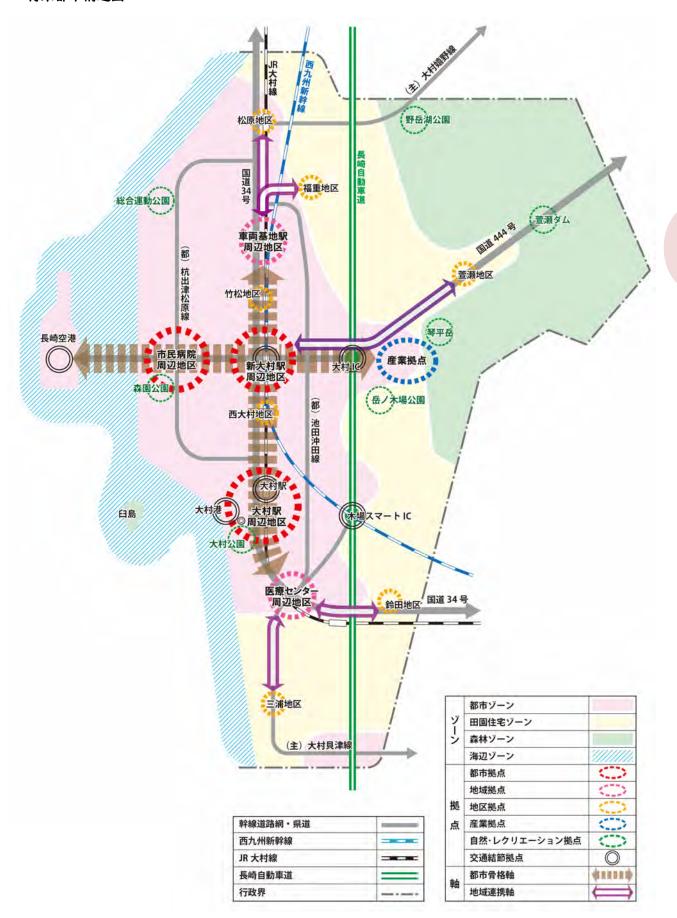
- ○市民及び訪れる人の健康増進やスポーツ振興などを提供する役割を担います。
- ○自然とのふれあいや都市のうるおいを生み出す役割を担います。 ※大村公園、森園公園、総合運動公園等

# 交通結節拠点



- ○ひと・もの・情報の交流や連携を高める役割を担います。
- ○国際交流、都市間交流を促進し、都市活力を創出する役割を担います。 ※空港、主要鉄道駅、高速道路IC、港湾

# 将来都市構造図



# 2 分野別の整備方針

まちづくりの目標や、本市が目指す将来都市構造を実現するため、まちづくりの基本方針や整備方針を以下の7つの分野ごとに定めます。

#### <将来都市像>

# 人があつまる まちがつながる ミライがひろがるまち 大村

# <まちづくりの目標>

目標 I 多様な都市活動を支える持続可能でコンパクトなまちをつくります

目標Ⅱ 元気・笑顔の暮らしを支える、快適な居住環境をつくります

目標Ⅲ 自然や歴史・文化を活かし、まちの潤いと魅力を創出します

目標IV 自然災害に強くしなやかさを持った、安全・安心なまちをつくります

目標V 賑わいと成長をもたらす、新たな交流・連携を展開します

#### <分野別の整備方針>

土地利用及び拠点の整備方針

道路・交通の整備方針

水とみどりの整備方針

上下水道の整備方針

居住環境の整備方針

景観形成の整備方針

安全・安心まちづくりの方針

# 《将来都市構造》

# 2.1 土地利用及び拠点の整備方針

## |-| 基本方針

# 自然環境との共生による土地利用の推進

大村湾、多良山系、丘陵部に広がる農地など、都市を取り囲む美しく豊かな自然環境の保全を前提とした土地利用を進めます。このため、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などの各種土地利用規制に基づく適正かつ計画的な土地利用を推進します。

# 市民生活や都市活動を支える拠点と良好な市街地環境の形成

都市拠点、地域拠点及び地区拠点において、それぞれの役割・規模に応じた都市機能の集積を図り、市民の暮らしや様々な都市活動が展開される場として、良好な市街地環境の形成を図ります。また、拠点と公共交通、道路網との連携を図り、無秩序な市街化を抑制しながらコンパクトで機能的な市街地の形成を図ります。

## 地区特性に応じた土地利用と市街地整備の推進

本市の個性を発揮し、賑わいや魅力を創出するため、きめ細かい土地利用ルールの活用、 中心市街地の活性化、歴史・文化や自然資源を活かしたまちづくりなど、地区特性に応じた 土地利用の規制誘導や市街地整備を進めます。



大村 IC から長崎空港を望む景色

# I-2 土地利用の区分・配置

将来都市構造で整理したゾーンの位置づけに基づき、海~まち~里山~山から構成される地形条件に配慮しながら、それぞれの特性を活かした土地利用の区分・配置を進めます。

土地利用の区分・配置

区分	土地和	<b>间用区分</b>	配置		
		まちなか 住宅地	○都市拠点(大村駅周辺、新大村駅周辺)		
			○都市拠点(市民病院周辺)		
		快適	○地域拠点(車両基地駅周辺)		
			○地区拠点(松原駅、竹松駅、諏訪駅、鈴田出張所の周辺)		
	住宅地	住宅地	○上記の拠点周辺の市街地		
			○国道 34 号及びJR大村線を骨格として平坦部に広がる		
			住宅地など		
		うるおい	〇地域拠点 (医療センター周辺)		
		住宅地	○JR大村線、郡川、長崎自動車道に囲まれた丘陵部の住		
都市		17 0,0	宅地など		
ゾーン	商業・	賑わい	○都市拠点(大村駅周辺、新大村駅周辺)		
		商業地	○シーハットおおむら周辺		
		地域	○地域拠点(車両基地駅周辺)		
	業務地	商業地	○地区拠点(松原駅周辺、竹松駅周辺、諏訪駅周辺)		
		沿道	○国道 34 号、都市計画道路池田森園線など		
		商業地			
			│○産業拠点(大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、│		
			第2大村ハイテクパーク周辺)		
			○大村湾沿岸部周辺の工業集積地区		
		的用地	○長崎空港		
	_		○自衛隊基地及び駐屯地		
			○地区拠点(福重出張所、萱瀬出張所、三浦出張所の周辺)		
田園住宅	田園住宅地	也	○郡川、長崎自動車道以東の丘陵地		
ゾーン			○鈴田川以南の丘陵地		
±	農用地		○丘陵地に広がる優良農地		
森林	山林地		○多良山系をはじめとした森林地区		
ゾーン					
海辺 ゾーン	大村湾沿岸部		○大村湾沿岸部の水辺空間		
ソーン					

## I-3 土地利用

# (1) 都市ゾーン

#### ①住宅地

○充実した交通体系や都市機能、地域の特性を活かし、様々なライフスタイルに対応できる 住宅地の形成を図ります。

## まちなか住宅地(多様な機能が集積する複合住宅地)

- ○歩いて暮らせるまちづくりを進める地区として、 商業、行政、医療などの都市機能の集積を促進し、 まちの賑わいを感じることができる利便性の高 い住宅地の形成を目指します。
- ○多様な機能が集積する利便性の高い住宅地の形成に向けて、新大村駅周辺においては、土地区画整理事業等により、道路や公園等をはじめとした都市基盤整備を推進します。また、大村駅周辺の中心市街地においては、共同住宅の立地促進や、蓄積された都市基盤の有効活用、適切な維持管理による良好な市街地環境の形成を図ります。



大村駅周辺

# 快適住宅地(身近なサービス施設と共存する住宅地)

- ○地域拠点や地区拠点などの中心部に徒歩や自転車、公共交通機関でアクセスすることができ、日常生活に必要なサービスを享受できる快適な住宅地の形成を目指します。
- ○商業・業務地に近接する住宅地においては、良好 な住環境を守ることを基本としつつも、生活に身 近な商業施設や生活利便施設の立地が可能な土 地利用を進めます。



水田町周辺

#### うるおい住宅地(専用住宅地)

- ○静かな環境の中で落ち着いた生活ができる、うるおいのある住宅地の形成を目指します。
- ○良好な居住環境の保全や創出を進めるにあたっては、地域住民との協働のまちづくりにより、地区計画などのルールづくりについて検討します。

# ②商業・業務地

○賑わいの創出や日常生活における利便性の維持・向上を図るため、商業・業務地において 各都市機能の維持や集積を図ります。

#### 賑わい商業地

- ○賑わいあふれる市街地環境の形成を図るため、商業・業務をはじめ、行政、医療、文化、情報等、様々な都市機能の集積を誘導します。また、良好な市街地環境の形成を図るとともに、各種機能が集積し、誰もが安心して住むことができる都市型住宅の建設を誘導するなど、まちなか居住を推進し、複合型の土地利用形成を進めます。
- ○大村駅周辺の中心市街地においては、さらなる賑わい創出に向けて、プラザおおむら(市民交流プラザ)や、プラットおおむら(中心市街地複合ビル)、ミライon(県立・市立一体型図書館及び本市歴史資料館)等を活かしながら、中心商店街等を中心に商業施設の集積を図ります。
- ○新大村駅周辺においては、新幹線開業効果を活か した新たな賑わい創出に向けて、ビジネスや居住、 観光など多様な都市活動や交流を生み出す商 業・サービス産業等の立地を促進します。



中心商店街



ミライon

- ○幸町周辺の大規模商業施設においては、都市の求心力の向上とまちの賑わいを創出する機能として、今後もその機能の維持・向上を促進します。
- ○賑わい商業地の形成に合わせて周辺に位置する大村公園や歴史的街なみ資源を活用し、ひと・もの・文化が交流する拠点の形成を進めます。

#### 地域商業地

○大村車両基地駅や松原駅、竹松駅、諏訪駅の周辺においては、地域住民の身近な生活利便 を支える地区として、日常生活の買い物需要を満たす商業機能の維持・誘導を図ります。

#### 沿道商業地

- ○近隣商業施設が集積する沿道商業地については、 その他の商業地との役割分担に配慮しながら、市 民の日常的なニーズに対応した商業・業務機能の 維持・誘導に努めます。
- ○住宅との共存に留意するとともに、市街地形成の あり方や交通の円滑な処理と安全性に配慮しな がら、土地利用の規制・誘導を進めます。



国道 34 号沿い

#### ③工業地

- ○長崎県央の地理特性や交通の要衝地としての特性を活かし、雇用の創出、産業の発展に向けた工業地の形成を図ります。
- ○大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2大村ハイテクパークにおいては、県央の 産業拠点として、既に立地している研究機関や民間企業との連携を図りながら、成長産業 の誘致など高度な産業の集積を促進します。
- ○産業の集積を進めるにあたっては、必要に応じて用途地域の見直しや特別用途地区、地区 計画の指定により、その集約立地を誘導します。
- ○海岸部周辺の工業が集積する地区については、既存の工業・物流機能の維持を図ります。
- ○都市計画道路古賀島沖田線沿道をはじめ、住宅と工場が混在する地区では、土地利用動向 を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しや地区計画の活用により、適正な土地利用の規 制・誘導のあり方を検討します。

#### 4その他

- ○市街地内の低未利用地については、周辺の土地利用状況を踏まえながら、公園・広場の整備や宅地化の推進など、土地の有効活用について計画的に進めます。
- ○市街地内に分布する農地は、都市の景観形成や防災性の向上、多様なレクリエーションの場としての有効活用の可能性も考慮しながら、市街化の動向を踏まえ、都市的土地利用への誘導を図ります。
- ○老朽化した住宅が密集し、狭い道路が多い防災面などで問題のある地区については、良好 な住環境の形成に向けて、地域住民との調整のもと、建物の更新時期に合わせて道路、公 園の整備を進めるなど、計画的な市街地環境の改善方策を検討します。

#### (2) 田園住宅ゾーン及び森林ゾーン

#### ①田園住宅地

- ○用途地域周辺の丘陵地においては、里山などの自然環境と調和した、うるおいある住宅地 の形成を図ります。
- ○農地と宅地が混在する集落地においては、周辺の営農環境を保全しながら、適正な開発の 規制・誘導や生活基盤の改善を行うことにより、集落環境の維持に努めます。
- ○無秩序な市街化の進行を抑制し、自然環境と調和した田園住宅地の形成を図ります。

#### ②農用地

- ○丘陵部の農地においては、農業振興と農地保全を 基本として市街化を抑制するとともに、農地が持 つ生産、環境保全、防災などの多面的機能の保全 を図ります。
- ○用途地域周辺に分布する農地は、市街地にうるおいを与える緑地空間として、また無秩序な市街地拡大を防止する緩衝帯としての機能保全を図ります。



野岳町の農地

#### ③山林地

- ○多良山系の山林については、豊かな緑地機能、水源かん養や土砂災害防止機能として、その保全を 図ります。
- ○自然環境の特性に応じて、自然と親しむ場の提供、 スポーツ・レクリエーションの振興、グリーンツ ーリズムなど、緑の特性を活かした土地利用を進 めます。



琴平岳

## (3) 海辺ゾーン

- ○市民が水とふれあい親しむことができる海辺については、良好な親水空間として、その保全を図ります。
- ○大村市総合運動公園をはじめ海辺に位置する施設周辺の整備にあたっては、親水性を確保するなど周辺環境と調和した土地利用を進めます。また、レクリエーションなど水と親しめる交流の場として活用を図ります。



松原海水浴場

○大村湾沿岸の良好な景観を形成している地区に おいては、「大村市景観計画」に基づき、海岸線の見晴らしや眺望の確保に努めるなど、 周辺環境に配慮した土地利用の規制・誘導を進めます。

#### 1-4 拠点整備

土地利用の規制・誘導方針を基本としながら、都市の活力や魅力を高め、良好な市街地環境の形成を図るため、地区特性に応じた市街地整備を進めます。

#### (1) 都市拠点

大村駅周辺、新大村駅周辺及び市民病院周辺は、産業・行政・医療・教育機能など多様なサービスを提供する都市の中心的な役割を担う場所として、それぞれの役割・規模に応じた都市機能の集積を図ります。また、これら3拠点が役割分担・連携し、一体となって市民生活や経済活動等を支えていくために、公共交通や道路網と拠点の連携強化を図ります。

#### 大村駅周辺

- ○歴史、文化をはじめ各都市機能が集積する大村駅周辺については、公共交通等の利便性を活かし、本市に住みながら市外へ通勤・通学を可能にするなど多様なライフスタイルを実現できる場として、便利で快適な市民生活と多様な交流・活動を支える都市機能の集積を図ります。
- ○中心市街地の活力を支える居住人口の拡大を図るため、市街地再開発事業等による住宅供給を推進します。
- ○プラットおおむらやミライ o n など、拠点施設の集積や交通利便性を活かして、中心商店 街を中心に商業施設の集積・誘導を図り、魅力ある商業空間の形成を進めます。
- ○市街地に身近な河川空間や長崎街道をはじめとした歴史的街なみを活かした歩行者道の 整備を推進し、まちなかの回遊性の向上、魅力的な景観の創出を図ります。

○賑わいの創出、交流人口の拡大に向けて、NPO をはじめとする市民が主役のまちづくりを 促進するとともに、イベントの開催支援など、市民との協働によるまちづくりを進めます。



市民交流プラザ



長崎街道大村藩宿場まつり

#### 新大村駅周辺

- ○広域交通との結節や高い交通利便性を活かし、本市に住みながら市外へ通勤・通学を可能にするなど多様なライフスタイルを実現できる場として、ビジネス、住居、商業、教育、交通など多様な都市機能の集積を図ります。
- 〇来訪者の利便性向上に向けた情報発信機能や 人々の賑わい·交流を創出するため、周辺の公共 用地等を含め、市街地環境のあり方について検討 します。



新大村駅

○新大村駅を起点に、人や地域の連携、賑わいの創 出を図るため、市民・事業者等・市による協働のまちづくりを展開します。

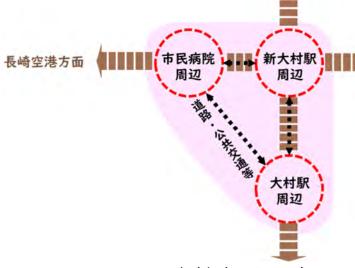
#### 市民病院周辺

- ○市民病院、消防署、警察署など既存施設の集積と、 医療面や消防・防災面から市民の暮らしを支える 場として、都市機能の維持・向上を図ります。
- ○医療や、消防・防災等の行政サービスの観点から、 既存施設における機能の拡充を図ります。



市民病院

大村IC方面



都市拠点のイメージ

#### (2) 地域拠点

- ○車両基地駅周辺と医療センター周辺は、市北部と市南部の地域の生活を支える場として、 地域間格差を是正し、日常生活に求められる都市機能の維持・集積を図ります。
- ○車両基地駅周辺においては、既存の教育施設を活かしながら、「大村市新幹線新大村駅(仮称)周辺地域まちづくり計画」や「大村市新幹線開業アクションプラン」に基づき、住居、商業、教育、福祉などの都市機能の維持・増進を図ります。
- ○医療センター周辺においては、既存の長崎医療センターや活水女子大学を活かし、医療機能をはじめとした都市機能の維持・増進を図ります。



医療センター



大村車両基地駅

#### (3) 地区拠点

- ○地域で安定した生活を営んでいくために、日常生活により密着した生活利便施設及び公共 公益サービスの維持に努めるとともに、地域拠点や都市拠点への公共交通によるアクセス を向上させ、都市生活における利便性の確保に努めます。
- ○地域が持つ特色ある伝統や文化を継承し、地域活力やコミュニティを維持していくための 拠点整備について、地域住民と協働で進めます。
- ○地区拠点となる鉄道駅周辺や出張所周辺については、商業、医療、文化等の集積特性を活かし、新たな都市機能の誘導による利便性向上と賑わい創出を図ります。また、歩道や駐輪場の整備など、徒歩・自転車や公共交通でアクセスしやすい交通環境の整備を図ります。

## (4) 交通結節拠点

- ○都市間交流や国際交流など、ひと・もの・情報 の集積と連携により都市活力や賑わいを創出す るため、交通結節機能の強化や市街地整備と連 携した都市機能の誘導を図ります。
- ○長崎空港、主要鉄道駅、高速道路ICについて は、異なる交通モードが接続する場であり、市 内外からの人流や物流を支える拠点として交通 結節機能の強化を図ります。
- ○航空機、鉄道、バス、タクシー、自転車、徒歩など、異なる交通モード間のスムーズな乗り換えを確保するため、交通結節施設の整備や周辺の都市基盤整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の改善を図ります。



大村 IC

# (5) 自然・レクリエーション拠点

○自然・レクリエーション拠点においては、豊かな 自然環境等を活かし、自然とのふれあいや交流を 促進する地区として、その機能の充実を図ります。



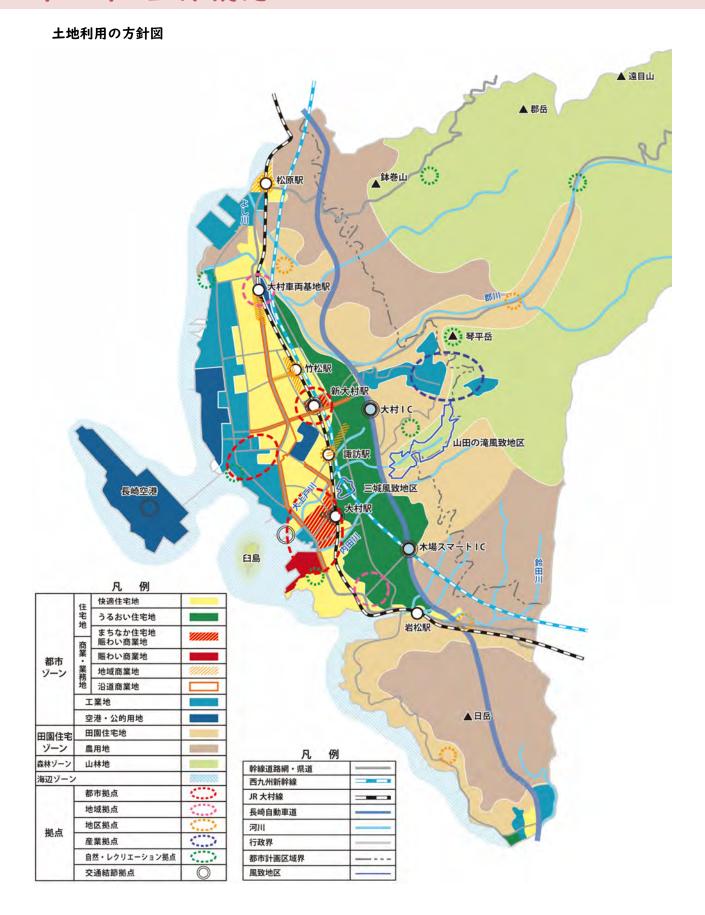
野岳湖公園

# (6) 産業拠点

○大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2 大村ハイテクパークにおいては、県央の産業拠点 として、産官学の連携の促進や成長産業の誘致な ど、高度な産業の集積を促進します。



第2大村ハイテクパーク



# 2.2 道路・交通の整備方針

# |-| 基本方針

# 都市の交流促進や国土強靭化に寄与する交通ネットワークの整備

都市間及び各地域の連携・交流の促進と円滑な交通処理を図るため、体系的な交通ネットワークの整備を進めます。特に、都市ゾーンにおいては、各拠点を結び都市の活力と賑わいを創出する交通ネットワークと、災害時の緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの整備を図ります。また、充実した高速交通体系を活かし国内外の交流や各種産業の振興を図るため、各交通機能の利便性向上と連携強化を推進します。

# 公共交通を軸とした環境にやさしい交通体系の創出

コンパクトで機能的なまちづくりの推進と環境負荷の軽減を図るため、都市の拠点と公共 交通が有機的に連携し、過度に自動車に依存することなく、快適に移動できる公共交通を軸 とした環境にやさしい交通体系の創出を図ります。また、本市が持つ、平坦でまとまりある 市街地の特性を活かし、自転車交通と公共交通との連携に向けて取り組みます。

# 人にやさしい交通環境の整備

子どもからお年寄りまで、全ての人が安全・快適に暮らせるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの理念に基づいた交通環境の整備を推進します。特に、都市拠点や地域拠点、地区拠点では、歩いて暮らせるまちづくりの実現に向けて、歩行者及び自転車が主役の人にやさしい交通環境の整備を図ります。

# Ⅰ - 2 整備方針

# (1) 道路

# (1)高規格幹線道路(長崎自動車道)

- ○長崎自動車道については、長崎市や佐世保市な ど周辺都市との連携・交流や、佐賀県、福岡県 方面などとの広域交流を促進する道路として 活用を進めます。
- ○木場スマートICの有効活用により、市南部の 観光・レジャー施設への集客力の向上や、災害 時に交通ネットワークの障害が発生しないよ うにアクセスの強化などを図ります。

# ②主要幹線道路

○国道 34 号、国道 444 号などについては、都市間、市内各地域の連携・交流を担う主要幹線道路として整備を推進します。そのため、国道 34 号大村諫早拡幅及び大村拡幅事業など、慢性的な渋滞が発生する箇所については、総合的な観点から交通環境の改善に向けて取り組みます。



木場スマート IC



国道 34 号大村諫早拡幅完成イメージ

# ③幹線道路·補助幹線道路

- ○県道については、市内各地域や拠点の連携・交流を促進する幹線道路として整備を進めま す。
- ○西九州新幹線の開業等による交通需要の変化などを踏まえ、坂口植松線などの都市計画道路の整備を進めます。また、事業実施が未定である都市計画道路については、計画の必要性や実現性の評価により見直しを行います。
- ○主要幹線道路と幹線道路を結ぶとともに、市内の円滑な交通処理を図る補助幹線道路の整備を進めます。
- ○国道 34 号を軸として、東西を結ぶ各幹線道路を整備することにより、機能的な道路網を 整備します。

# ④その他(生活道路など)

- ○地域の身近な道路については、住宅地内を通過する交通の排除及び歩行者や自転車通行の 安全に配慮した交通環境の確保に努めます。
- ○都市の安全性を確保するため、緊急車両の通行やスムーズな車両の相互通行ができるよう に狭い道路の改善を進めます。
- ○長寿命化計画に基づき、道路施設の適切な維持管理に努めます。また、市道の一部については、「おおむら道路里親制度」(アダプトプログラム)を通じて、ボランティアによる道路の管理と美化活動を推進します。

# (2) 公共交通

# ①高速交通

- ○県や関係団体と連携し、空の玄関口である長崎空港の国内・国際路線の拡充や物流機能の 強化を推進するとともに、長崎空港の 24 時間化の実現に向けて、国や県に要望していき ます。
- ○新たな交流の創出が期待される西九州新幹線については、開業に向けて関係機関や関係自治体との連携強化を図りながら、「大村市新幹線開業アクションプラン」に基づき、開業に向けた事業の促進や地域振興に向けた取り組みを進めます。また、令和4(2022)年秋の西九州新幹線の対面乗換方式による開業は、あくまでも暫定的なものであるため、大幅な時間短縮効果等による交流人口の拡大をはじめとする多くのメリットが期待される、武雄温泉~新鳥栖間の全線フル規格による整備の実現を目指します。

# 2鉄道

- ○生活の足としての機能を確保するため、利便性向上に向けた施策・支援の充実を図ります。
- ○西九州新幹線の開業にあたり、在来線への乗り換え利便性を高めるため、土地区画整理事業等を推進し、新大村駅東口及び西口における駅前広場等の整備を進めます。



長崎空港



JR 大村線

# ③バス

- ○「大村市地域公共交通網形成計画」や「大村市地域公共交通再編実施計画」に基づき、市 街地を運行する路線バスの運行間隔の短縮や、郊外の移動手段の見直しによる利便性向上、 新幹線開業に合わせたバス路線の新設・既存路線の見直しを進めます。
- ○広域交通を支える高速路線バスについては、既存路線の維持やさらなる利便性の向上を図ります。

# 4その他

○山間部をはじめとする公共交通の空白地域の解消や高齢社会に対応した身近な公共交通 の確保のため、市民・事業者等・市の連携のもと、乗合タクシーの充実を図ります。

# (3) 歩行者・自転車

# ①人にやさしい交通環境

- ○歩行者や自転車が安全で快適に通行できるよう、 各幹線道路を軸に歩道や自転車通行帯等の整備 を進めます。
- ○歩道や自転車通行帯等の整備に合わせて、交通安全施設の整備や交通安全対策を行うことで、人にやさしい交通環境の整備を推進します。特に、通学路においては、地域住民や警察など関係機関との連携を図りながら安全な交通環境の整備に努めます。



自転車通行帯 (池田沖田線)

# ②歩行者

- ○ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全に安心して利用できる歩行者空間の整備を推進します。
- ○都市拠点や地域拠点、地区拠点、上小路地区周辺では、回遊性の向上に向けて、駐車場・ 駐輪場、公園の配置や景観に配慮した街なみ整備を進めるなど、まちづくりと一体となっ た歩行者ネットワークの整備に努めます。

### ③自転車

- ○環境にやさしいまちづくりの推進、コンパクト な市街地形成における交通手段として、自転車 利用の促進に向けた取り組みを進めます。
- ○「大村市自転車活用推進計画」に基づき、自転車を安全に快適に利用するための環境整備と ともに、観光振興や市民の健康増進、環境負荷 の低減に向けた自転車の活用を推進します。
- ○交通安全に関する講習会や自転車安全利用推 進街頭キャンペーンなど、自転車利用に関する マナーの啓発活動を実施し、自転車と歩行者が共 存する仕組みについて検討します。



安全・安心まちづくりキャンペーン

# (4) その他

# ①駐車場・駐輪場

- ○各都市機能が集積する都市拠点において、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備 を進め、適正な運営・維持管理に努め、回遊性の向上や歩行者の安全性を確保するため適 正な配置を検討します。
- ○環境にやさしい交通体系の検討に合わせて、公共交通と自転車の乗り継ぎ拠点において駐 輪場の確保に努めます。



大村駅前駐輪場



東本町第2駐車場

# ②交通結節点

- ○長崎空港や駅周辺、大村 I C 周辺をはじめ、異なる交通の乗り換えが円滑に進むよう交通 結節点の利便性向上を図ります。
- ○駅をはじめとする交通結節点が地域の拠点となることから、都市景観の創出や地域の活性 化に向けた取り組みなど、周辺を含め一体的なまちづくりを検討します。

# 道路の整備方針図



# 2.3 水とみどりの整備方針

# |-| 基本方針

# 豊かな自然環境の保全と活用

うるおいとゆとりに満ちたまちづくりを進めるため、多良山系等をはじめとした自然豊かなみどり、また大村湾や郡川に代表される豊かな水辺環境の保全と活用を進めます。

# みどり豊かな都市空間の創出

市民生活における憩いの場、災害時における避難場所として、地域に身近な公園・緑地の整備を進めます。また、みどり豊かな都市空間の創出を図るため、道路や公園、住宅等における緑化の推進や親水空間の創出を図ります。

# 協働の取り組み

豊かな水とみどりを守り、育て、活用していくために、協働による取り組みを促進します。

# I-2 整備方針

# (1) 自然環境の保全と活用

# ①自然環境の保全

- ○多良山系をはじめ、市街地を取り囲む農地や山林は、水源かん養機能や土砂災害防止機能 などを持つ豊かな自然資源として保全を図ります。
- ○大村湾の環境基準を達成するために下水処理の高度処理化を進めます。
- ○大村湾については、「大村湾沿岸海岸保全基本計画」に基づき、長崎県や大村湾流域市町 等で組織する「大村湾をきれいにする会」等と連携を図りながら、環境保全に努めます。
- ○魅力的な都市空間を創出することに加え、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成することに配慮し、水とみどりの保全や環境整備を進めます。

# ②自然環境の活用

- ○自然を活かしたツアーやしゃくなげ祭りなど、市 民あるいは訪れる人が、様々な余暇活動を楽しめ る場として、大村湾、野岳湖、琴平岳及び裏見の 滝自然花苑などの自然資源の活用を図ります。
- ○大村市グリーン・ツーリズム推進協議会等との連携により、豊かな自然環境等を活かした農業体験 や食育体験などの体験型観光の強化に努め、都市 と農村との交流を推進します。
- ○市街地周辺の農地については、都市農業の振興施策と連携しながら、都市の景観形成や防災性の向上、多様なレクリエーションを楽しめる場としての有効活用を検討します。



野岳湖



裏見の滝自然花苑

# (2) 水とみどりのネットワーク

# ①水とみどりの拠点整備

- ○自然・レクリエーション資源が集積する地区や、歴史・文化、自然と親しむことができる 大規模な公園については、「みどりの拠点」と位置づけ、その機能強化を図ります。
- ○大村湾沿岸に位置する大村公園、森園公園、大村市総合運動公園、松原しおさい公園においては、海(水)とふれあい親しむことができる水辺空間の形成を図るなど、市民・来訪者が自然と親しみ交流する場として活用を進めます。また、市街地に近い特徴を活かして、都市の魅力と賑わいを演出する環境整備を図ります。
- ○スポーツや健康増進の拠点として、大村市総合運動公園の整備を図り、大規模なスポーツ 大会の開催や市民スポーツを推進します。さらに、本市の自然環境を活かしたアウトドア スポーツツーリズムを推進するため、「大村市アウトドアグランドデザイン」に基づき、 公園施設のリニューアルを図ります。



大村公園



琴平スカイパーク

# ②河川・水辺空間の整備

- ○鹿ノ島、玖島崎周辺などの海岸部については、海と調和した美しい景観や大村藩お船蔵跡 など周辺に分布する歴史資源を活用しながら、歴史的な水辺空間として保全を図ります。
- ○海岸の整備にあたっては「大村湾沿岸海岸保全基本計画」に基づき、自然への配慮、水質 保全を図るなど、良好な海岸環境の形成に努めます。また、プレジャーボートなどの係留 港湾施設について、県と連携しながら魅力的な海辺空間の整備・維持管理に取り組みます。
- ○身近に水と親しむことができる海辺や河川空間については、親水性を確保するため自然環境に配慮しながら、緩傾斜護岸や階段工等による河川・海岸整備を進めます。
- ○特に、郡川、大上戸川をはじめ市街地を流れる主要な河川や森園公園から幸町周辺の海岸部については、水と親しみを感じる散策路やサイクリングロードの整備など、市街地と一体的な水辺空間の創出を図ります。



ガラスの砂浜 (森園公園)



大上戸川

# ③水とみどりのネットワークの形成

- ○大村湾の海岸線や主要な河川、海岸部については、美しい都市空間を構成する要素として、 また身近に水と親しむことができる水辺空間として、その機能の保全や充実を図ります。
- ○市街地を取り囲む斜面緑地については、起伏に富み都市にやすらぎを与えるみどりの空間 として、その保全を図ります。
- ○各幹線道路の整備にあたっては、街路樹や花壇の整備によりみどりの連続化を図ることや、 うるおいのある歩行者空間を創出するなど、都市の魅力を演出する空間づくりを推進しま す。
- ○海岸線や河川、斜面緑地や幹線道路などの連続したみどりを骨格として、「みどりの拠点」 や市街地を有機的に結ぶことで「水とみどりのネットワーク」を形成し、うるおいある都 市空間の創出や、海~まち~里山~山が共生するまちづくりを進めます。



郡川



国道 34 号沿道

# (3) 身近な公園・緑地の整備

# ①身近な公園の整備

- ○地域住民の身近な憩いの場、防災空間としての役割に配慮しながら、公園・緑地の適正配 置に努めます。
- ○公園利用者の安全性を確保するため、「大村市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化 した施設の改修や機能の更新を進めるとともに、利用者ニーズに対応した利用方法や維持 管理方法について検討します。

# ②身近な緑地の整備

- ○公園や広場をはじめとした施設緑地、風致地区として定められた地域性緑地など、暮らし に身近な緑地の保全に努めます。
- 〇みどり豊かな都市空間の創出に向けて、主要な道路、駅前広場の都市施設や拠点となる公 共施設の緑化整備に努めます。

# (4) 協働による取り組み

- ○市民ワークショップの開催など、市民主体のまちづくりを推進し、地区計画や緑化協定等 を活用しながら、身近なみどりの保全・創出を誘導します。
- ○関係機関、NPO、市民と連携し、子どもをはじめ市民が水とみどりにふれ、関心を持つことができる機会の充実に努めます。
- 〇各地域の活動と連携した花いっぱい運動の促進や、桜まつり、花菖蒲まつりなどの"花を活かしたまちづくり"を推進します。

# 水とみどりの整備方針図



# 2.4 上下水道の整備方針

# I − I 基本方針

# 良質で安全な水の安定供給

安全でおいしい水を将来にわたって安定的に供給していくために、新規水源の確保、適切な水質管理、水道施設の計画的な更新・耐震化を推進します。

# 快適な市民生活と良好な水質環境の確保

安全で快適な市民生活を確保するとともに、大村湾をはじめ美しく豊かな水辺の水質環境 を保全していくため、公共下水道の整備促進を図るとともに、施設の適正な維持管理を行い ます。

# I-2 整備方針

# (1) 上水道

# 上水道の安定供給

- ○「おおむら水道ビジョン 2021」に基づき、安全・強靱・持続の観点から、安全・安心な 水の安定供給を目指します。
- ○水需要の動向及び水源能力を的確に把握し、萱瀬ダムからの取水制限が発生した場合でも 十分な水量が確保できるよう、新規水源の開発及び既存水源の改修を計画的に行います。
- ○水道管路については、経過年数、漏水実績の評価に基づいた管路更新計画により、更新及び耐震化を進めます。また、坂口浄水場をはじめ水道施設についても、更新及び耐震化を 計画的に進めます。
- ○災害時に迅速かつ的確な応急給水が実施できるように必要な資機材の確保、関係機関との 連携を図ります。
- ○水の有効利用を促進していくため、「水道週間」などを通じて、限りある水資源に対する 市民・企業の認識を高めるなど、節水意識の普及啓発に努めます。



萱瀬ダム



坂口浄水場

# (2) 下水道

# ①下水道整備の推進

- ○「大村市公共下水道事業基本計画」に基づき、土地利用方針との整合を図りながら、下水 道未整備区域における汚水管渠の整備や、老朽化が進む施設の改築更新を進めます。また、 都市の安全性を確保するため、住宅等への浸水防止に向けた雨水幹線・枝線の整備を進め ます。
- ○大村浄水管理センターの水処理施設の耐震化、改築更新を図るとともに、高度処理施設の 建設を推進します。
- ○「おおむら汚水処理構想」に基づき、農業集落排水7地区を公共下水道処理施設へ統合し、 適正な維持管理と効率的な汚水処理を推進します。
- ○公共下水道事業·農業集落排水事業の区域外においては、合併処理浄化槽の整備を促進し、 適正な維持管理に努めます。
- ○安定した下水道機能の維持と向上を図るため、汚水施設老朽化調査等に基づき、破損や老 朽化が著しい箇所の計画的な補修を進めます。



大村浄水管理センター



汚水管布設状況

# ②環境に配慮した取り組み

- ○大村湾の環境基準を達成するために、下水処理の高度処理化を進めます。
- ○循環型社会の構築に向けて、下水道処理水については場内の機械用水や、環境センターの 冷却水、森園公園の親水用水などとして有効活用を図ります。また、下水処理に伴う発生 汚泥の減量化や堆肥などへのリサイクル化を進めます。
- ○設備の改築更新に合わせて、省エネルギー機器の導入を図ります。

# 2.5 居住環境の整備方針

# |-|基本方針

# 多様な暮らしのニーズに応じた良好な居住環境の創出

本市が持つ豊かな自然や歴史・文化、本市の充 実した高速交通体系を活かし、市民はもとより移 住希望者に対しても魅力的な居住の場となるよ う、多様な暮らしのニーズに対応した良好な居住 環境の創出を図ります。



市営住宅(竹松アパート)

# I-2 整備方針

# (1) 居住環境の整備

# ①良質な公営住宅の確保

- ○「大村市営住宅長寿命化計画」等に基づき、ユニバーサルデザインや環境負荷の低減に配 慮した公営住宅の整備を進めます。
- ○老朽化した公営住宅については、長寿命化に向けた改修、建替えまたは解体・用途廃止を 進めます。

# ②多様な居住環境の創出

- ○子育て世帯や高齢者世帯などライフステージ に応じた住まい方や、まちなか居住、田舎暮ら しなど、人々のライフスタイルや価値観に応じ て多様な住まい方が実現できるよう、本市の特 性を活かした居住環境の創出を図ります。
- ○都市計画法に基づいた地区計画制度などの活用により、地域の実情に即したきめの細かい魅力ある居住環境を創出します。また、木造住宅の耐震化や省エネルギー化、バリアフリー化を促進し、安全で暮らしやすい居住環境を創出します。



移住相談窓口

○定住促進に向けて、本市へのUIJターン希望者に対する情報発信や支援などに対する取り組みを進めます。

# (2) 環境にやさしいまちづくり

# 環境に配慮した市街地の形成

○一定規模以上の市街地整備事業を進める地区においては、エネルギーの面的利用をはじめ、 低炭素型まちづくりの取り組みを進めます。

# 2.6 景観形成の整備方針

# I - I 基本方針

# 個性ある景観資源の保全と活用

本市を囲む大村湾や多良山系などの豊かな自然や、既成市街地周辺に広がる農地や里山は、 美しい景観を形成する骨格として、その保全を図ります。また、本市の歴史・文化を伝え、 個性を形づくる資源として、城下町や宿場町など歴史遺産を活かした景観づくりを推進しま す。

# 優れた景観と調和する街なみの創出

本市の個性を発揮し魅力的な都市空間を創出するため、自然景観、田園景観及び歴史景観 と調和した街なみの創出を図ります。また、住む人も訪れる人も魅力あるまちとしての認識 が深まるような都市景観の創出を進めます。

景観の保全・創出にあたっては、「大村市景観計画」に基づき進めます。

# I-2 整備方針

# (1) 自然景観

# 美しく豊かな自然景観の保全

- ○市街地の後背地に広がる山地については、保安林、風致地区など、法令の適正な運用によって緑豊かな自然景観の保全を図ります。
- ○市街地周辺や丘陵地の農地や里山については、無秩序な市街化の抑制とともに営農環境の維持や農地と調和した集落地景観の形成、地域を特徴づける石垣・生垣・樹林等の保全により良好な田園景観の保全を図ります。
- ○大村湾に面した海辺については、海岸線の見晴らしや眺望を保つため、景観に配慮した土 地利用を進めます。
- ○郡川、鈴田川などの主要河川については、海~まち~里山~山のそれぞれの景観を結ぶ軸 として周辺環境と調和した河川景観の創出を図ります。



山田の滝



丘陵地の農地

# (2) 歴史景観

# 伝統・文化を彩る歴史景観の保全

- ○歴史的な雰囲気を残す玖島城跡周辺の市街地については、風格と伝統の城下町地域として、 歴史的街なみを形成する要素は積極的に保全し、周囲の建築物等もそれに見習う形で形態 や色彩に配慮した歴史的街なみを活かした居住環境の形成を進めます。また、城下町の骨 格を成す小路や散策路、旧長崎街道、公園等においては、市内外からの来訪者や住民が歴 史的雰囲気を感じながら散策や交流ができるよう景観整備を進めます。
- ○大村公園については、桜、花菖蒲、城跡等の自然、歴史・文化資源が融合する本市のシンボル的な文化的景観として、その保全と活用を図ります。
- ○その他市内に分布する歴史・文化資源を適切に保全・維持するとともに、地域の景観シンボルとして活用し、地域の魅力を高める景観づくりを進めます。



上小路



小姓小路

# (3) 都市景観

# ①魅力的な市街地景観の形成

- ○住みやすい都市としての魅力を高めるため、地区計画や建築協定などを活用し、地区特性 に応じた景観の創出を図ります。また、「大村市空家等対策計画」に基づく空家等の適正 管理や利活用の促進等により景観の維持を図ります。
- ○市街地を囲む自然景観の眺望や見晴らしを確保するため、大規模な建築物等については、 市街地からの山並みの見え方に配慮した位置や規模となるよう誘導を図ります。
- ○市街地内の幹線道路では、街路樹や花壇の整備など緑豊かな道路景観の形成を図ります。
- ○国道 34 号などの主要幹線道路の沿線地区においては、周辺と調和したまとまりのある沿道景観となるよう、景観形成に影響を与えると予想される施設について基準等を設け、良好な沿道景観の形成を図ります。
- ○大村駅前や空港、新大村駅、インターチェンジ周辺などまちの顔となる拠点周辺の沿道では、その地域にふさわしい道路景観づくりを進めます。
- ○生活に身近な水辺空間については、親水空間の整備や沿道の植樹など、市民が憩い安らぎ を感じる景観の創出を図ります。



池田沖田線



杭出津松原線

# ②シンボル的な都市景観の創出

- ○大村駅やその周辺の商店街、新大村駅周辺など市の都市拠点として観光客や買い物客など が多く集まる場所では、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出や、個別のデザ インの質を高めた新しい景観シンボルの創造を図ります。
- ○主要な公共施設の整備・改善にあたっては、景観に配慮したデザインの誘導を行います。

# (4) 景観形成の推進

# ①景観施策の推進

- ○大村市景観条例及び大村市屋外広告物条例に基づき、良好な景観形成のための建築物等の 規制・誘導を行います。
- ○景観条例に基づく助成や専門家派遣の支援制度、地区計画や協定などの活用により、市民 が主体となった景観づくりを誘導します。
- ○道路や河川、公園、公共建築物等の公共空間については、地域特性に応じた都市景観形成 の事業を積極的に展開し、魅力的な公共空間の創出に努めます。
- ○景観活動を誘発するため、民間の優れたデザイン活動を表彰する制度の充実を図り、景観 形成に対する助成・支援措置を行います。



第 10 回大村市景観賞 (ミライon)



令和2年大村市景観写真コンクール 最優秀賞

# ②協働による景観づくり

- ○市民、事業者、行政が、それぞれの役割や景観形成に対する共通認識を持った協働による 景観づくりを推進します。
- ○市民や事業者が景観まちづくり活動に主体性をもって取り組めるよう、景観意識啓発や景 観形成の推進体制などの機能的な仕組みづくりを進めます。
- ○景観ワークショップ、セミナー、シンポジウムなどを開催し、景観について考える機会の 充実と意識の高揚を図り、市民や事業者等との連携を強化します。

# 2.7 安全・安心まちづくりの方針

# I-I 基本方針

# 災害に強いまちづくり

市民が安全・安心に暮らせるよう、治山・治水や都市基盤整備をはじめ総合的な防災・減災対策により、自然災害の被害の低減・回避、早期の復旧・復興を実現できる、自然災害に強いまちづくりを進めます。

# 防犯環境の向上

安心して暮らせる居住環境の形成に向けて、防犯の視点に立ったまちづくりを進めます。

# I-2 整備方針

# (1) 治山・治水

# ①総合的な防災・減災対策

- 〇都市計画法をはじめ、農地法、森林法等の土地利用に関する法令を適正に運用することにより農地・森林の保全に努め、水害・土砂災害等に対する防災機能の維持を図ります。
- ○近年の気候変動による大規模自然災害を踏まえ、国の防災・減災・国土強靭化のための対策に連携して、「大村市国土強靭化地域計画」や「大村市地域防災計画・水防計画」に基づき、水害リスクを考慮した対応が必要になるため、流域治水対策への転換を推進し、総合的な防災・減災対策に取り組みます。

# ②災害防止対策の推進

- ○砂防指定地域や崩壊のおそれのある土砂災害危険箇所、地すべり箇所、土石流発生箇所に おいて、土砂災害防止対策を進めます。
- ○治水機能の向上と浸水被害の防止・軽減を図るため、国や長崎県と連携しながら、河川の 改修、しゅん渫を促進します。
- ○市街地の浸水被害の対策にあたっては、河川改修と下水道事業を連携して進めます。



土砂災害防止対策



雨水ボックスカルバート布設状況

# (2) 都市防災

# ①災害に強い都市基盤の整備

- ○緊急輸送機能の強化に向けて、災害時における迅速な避難や救助、物資供給等を支える道 路の整備・維持管理を推進し、道路ネットワークの充実を図ります。
- ○上水道、電気、ガス、下水道等の日常生活に不可欠なライフラインについては、災害時に もその機能が維持されるよう、各都市施設の耐震性の向上に努めます。
- ○緊急車両の円滑な通行を確保するとともに延焼遮断機能の向上を図るため、適正な道路幅 員の確保や公園の適正配置に努めます。
- ○指定避難所や備蓄倉庫など防災関連施設の整備を推進するとともに、災害時に備え、非常 食や飲料水、衛生用品などの備蓄品の確保に努めます。

# ②災害に強い市街地の形成

- ○自然災害による被害が予想される地域への市街地拡大を抑制するとともに、人命や財産保護の観点から、特に危険性が高い地域については、より安全な地域への居住の誘導を推進します。
- ○「耐震改修促進計画」に基づき、公共施設の耐震・補強を行い、地震に強い施設整備を進めます。
- ○民間施設や一般住宅についても、耐震化の必要性について、普及啓発に努め、耐震化に向けた支援を推進し、都市防災能力の強化を進めます。また、地震による塀の倒壊を防ぐため、危険なコンクリートブロック塀の撤去を促進します。
- ○建築物が密集する市街地においては、火災の延焼防止を図るため防火地域や準防火地域の 指定を検討します。
- ○長崎県と連携して、大規模盛土造成地マップの作成・公表を行い、地震等による災害の発生が予測される大規模盛土造成地における被害の軽減、防止を促進します。



指定避難所(中地区公民館)



マンホールトイレ(郡中学校)

# (3) 防犯環境の整備

- ○犯罪が発生しにくい都市環境を形成するため、公園や道路における夜間照明の整備を図る など、防犯に配慮した施設整備を進めます。
- ○安心して暮らせる居住環境を形成するため、防災、交通、福祉等の各分野との連携を図り ながら、防犯カメラなど必要な施設の整備や改善に努めます。
- ○「大村市空家等対策計画」に基づき、空家等の適正な管理を促進し、犯罪が発生しにくい 居住環境の形成を図ります。

# 3

# 第3章 地域別構想

- I 地域別構想
- 2 地域別まちづくり構想

# I 地域別構想

# | . | 地域別構想の位置づけ

地域別構想は、全体構想における本市全体のまちづくりの方向性を基本として、地域単位での将来のまちづくりの方向性を示します。

# 1.2 地域区分の設定

地域別構想の策定にあたっては、地域の将来像を描き、まちづくりの整備方針を位置付ける上での適切なまとまりを考慮し、地域区分の設定を行います。

そのため、地域区分については、以下に示す考えに基づき設定を行います。

# 地域区分の設定の考え方

- ○市全体を一体的に捉えたまちづくりの方向性を示すため、市全域を地域別構想の 対象とします。
- ○都市における地域のまとまりとして、道路の配置、公共交通網、生活圏等を考慮 して地域区分を行います。
- ○全体構想と地域別構想のつながりを明確にするため、全体構想における将来都市 構造の位置づけや拠点の連携等に配慮して地域区分を行います。



地域の概況 (注1)

	面	積	人口	(R2)	世帯数	(R2)	備考
	(ha)	(%)	(人)	(%)	(世帯)	(%)	佣伤
北部地域	2,366	18.7%	6, 191	6.5%	2,263		松原地区、福重地区
中北部地域	6,306	49.8%	55,853	58.5%	23,019	59.0%	竹松地区、西大村地区、 萱瀬地区
中南部地域	1,688	13.3%	27,543	28.9%	11,609	29.8%	大村地区
南部地域	2,312	18.2%	5,810	6.1%	2, 111	5.4%	鈴田地区、三浦地区
市全体	12,673	100.0%	95, 397	100.0%	39,002	100.0%	

(注1) 地域別の人口・世帯数は、令和2年国勢調査を基に算出

# 1.3 地域別構想の構成

地域別構想の策定にあたっては、全体構想を踏まえながら、各地域の特色を引き出す個性的なものとなるよう配慮します。そのため、「市民アンケート調査」や「市民ワークショップ」により検討された意見(地域の魅力や課題、地域づくりのアイデアなど)を踏まえながら、各地域の概況、課題及びまちづくり構想を策定します。

# [地域別構想の構成]

# 地域の概況と課題

# 現況と役割

- ○地域の魅力や特徴、人口や土地利用など都市の状況を表す指標及び市民アンケート 調査結果、市民ワークショップによる地域住民のまちづくりに関する意見を整理
- ○全体構想で設定した基本構想や各分野の整備方針での位置づけを踏まえ、地域に求められる役割を整理

# まちづくりの主要課題

○地域の現況や役割、市民の意見等を踏まえ、地域におけるまちづくりの主要課題を 整理

# 地域のまちづくり構想

# まちづくりのテーマ

○現況や位置づけ、主要課題を踏まえ、地域の目指すべき方向性を示した地域のまち づくりのテーマについて整理

# まちづくりの基本目標

○まちづくりのテーマの実現に向けた、まちづくりの基本目標を整理

## まちづくりの整備方針

○まちづくりのテーマや基本目標を実現するにあたって、土地利用や地域施設等の各 分野の整備方針を整理





市民ワークショップの様子

# 2 地域別まちづくり構想

各地域の概況と課題を踏まえ、まちづくり構想を策定します。



各地域のまちづくりのテーマ

# 2.1 北部地域(松原地区、福重地区)

# (1) 地域の現況

# ①人口

○令和 2 (2020) 年 10 月時点の人口は 6,191 人で、人口は微増傾向にあります。

# ②土地利用·市街地

- ○市民アンケート調査において、「日当たりや見晴らしのよさ」や「密集した住宅などの火 災に対する安全性」、「街なみの美しさ」等への満足度が比較的高く評価されています。
- ○大村湾の美しい眺望や豊かな自然と調和した田園集落地など、自然と共存した地域である 一方で、旧長崎街道周辺は、密集した市街地を形成しており、利便上、防災上の課題を有 しています。
- ○市全体に占める用途地域の面積割合は約7.7%であり、用途地域内は、市全体と比べて自然的土地利用の割合が高く、田・畑が約26%を占めています。
- 〇災害リスクとして、松原地区及び福重地区の両地区に洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、ため池浸水想定区域が存在し、松原地区には津波災害警戒区域が存在しています。

# ③道路・交通

○市街地では、国道 34 号や旧長崎街道、都市計画道路杭出津松原線が通り、集落地や山間部では、県道大村嬉野線や大村レインボーロード(広域農道)が地域間を結んでいますが、国道 34 号と大村レインボーロードを東西に結ぶ交通体系が課題となっています。

# ④その他都市環境

- ○旧長崎街道に分布する歴史的な街なみ、社寺、石仏をはじめ郡地区に分布する仏教文化な ど、多くの歴史・文化資源が分布しています。
- ○郡川、松原海岸、野岳湖、裏見の滝自然花苑など豊かな自然資源が分布しています。
- ○福重地区は、フルーツ農園が多く、グリーンツーリズムの取り組みが盛んな地域となって います。

# (2) 地域の役割

- ○人と自然が共生する地域
- ○都市と農山村交流を推進する地域
- ○旧長崎街道松原宿周辺の歴史が息づく地域
- ○豊かな田園環境と調和した集落地の形成など、のどかな居住環境を提供する地域

# [全体構想における北部地域の将来都市構造図]



# (3) まちづくりの主要課題

# ①地域内及び地域間の連携強化

- ○市街地から離れた地域や公共交通空白地などにおける日常生活の移動手段の確保、公共交通の持続性の確保
- ○フルーツの里ふくしげ、旧松原宿、「郡」地区に分布する様々な歴史・文化資源を結ぶハ ード、ソフトの取り組み
- ○周遊を向上させるための環境整備の推進

# ②自然を活用し、魅力を高める地域づくり

- ○郡川、野岳湖、松原海岸、田園環境などの自然とふれあえる空間としての活用
- ○市街地と近接した海辺の空間、河川周辺の親水空間など、地域生活の魅力を高める自然の 活用

# ③豊かな田園環境と調和した地域づくり

- ○市街地を取り囲む農地や丘陵地の田園風景と調和した土地利用
- ○用途地域内への開発誘導や優良農地の保全・多様な機能の発揮など、計画的な土地利用の 推進
- ○旧長崎街道周辺での、歩行者が安全・安心に歩くことができる交通環境の推進

# 4)自然災害に対する安全性の確保

- ○土木関連施設の整備・保全や流域治水等による自然災害発生の抑制
- ○災害リスクを踏まえた開発や立地の誘導など、計画的土地利用による災害被害の回避・低 減
- 〇避難路・避難場所や緊急輸送路等の交通ネットワークなど、災害時の迅速な救援・救助活動や復旧復興を支える基盤の強化

# (4) まちづくりのテーマと基本目標

テーマ

# 農業や観光資源、豊かな自然環境を活かした 魅力あふれるまち

### 基本目標

# 地域資源の連携強化による地域活力の創出

地域活力の維持・創出に向けて、都市と農山村交流のさらなる展開を図ります。また、 交通環境や情報発信機能の整備を進め、地域に分布する資源の連携を強化し、観光交流 や産業振興を進めます。

特に、観光交流等の促進に向けた地域の一体性の確保にあたっては、人と人との連携による市民主体の取り組みを促進するものとし、その支援・充実を図ります。

## 基本目標

# うるおい豊かな街なみの創出

宿場町の面影を残す歴史的街なみや、松原海岸や郡川などの地域生活に身近な水辺環境を活かして、歴史とうるおいに満ちた街なみの形成を図ります。

また、市街地を取り囲む農地やみどり豊かな丘陵地の自然を活用し、田園環境と調和したゆとりある居住環境の形成を図ります。

# (5) まちづくりの整備方針

### ①土地利用及び地域整備の方針

### <生活利便性の向上>

○旧長崎街道周辺の密集した住宅地区については、歴史的な街なみに配慮しながら、道路など計画的な都市施設の整備により、安全で魅力的な居住環境の形成に努めます。

## <良好な田園環境の保全・活用>

- ○農業を活かした地域活力の維持や都市と農村交流の展開を図るため、観光農園やグリーン ツーリズムの推進に向けた環境整備を進めます。
- ○丘陵地や郡川水系の平野部に広がる優良な農地については、営農環境を維持するために、 その保全を図ります。また、農地と集落地が一体となった魅力ある田園景観の創出を図り ます。そのため、景観法による条例を活用し、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

# <その他土地利用の誘導>

○郡川左岸部に広がる用途地域内の農地については、市街地内のみどりとして保全するなど、 計画的な土地利用のあり方について検討します。

### <災害に強いまちづくり>

○安全・安心に暮らせるよう、松原地区における洪水、土砂災害、津波、ため池、福重地区における洪水、土砂災害、ため池等の災害リスクに対する総合的な防災・減災対策により、被害の低減・回避、早期の復旧・復興を実現できる、自然災害に強いまちづくりを進めます。

# ②地域施設整備の方針: 道路・交通

# <地域連携の促進>

- ○東西の連携強化を図るため、国道 34 号と大村レインボーロードを結ぶ市道の整備を進めます。
- ○大村レインボーロードは、広域的に農村地域を南北に結ぶ道路としての役割を持つことから、観光交流や産業振興に向けた地域資源と連携し、地域にふさわしい道路機能の維持向上を図ります。
- ○地域住民との協働により、観光農園や文化資源をめぐる周遊ルートについて検討します。 また、訪れる人の回遊性を高めるため、交通環境の充実や情報・案内板の設置を図ります。

# <生活利便性の向上>

- ○旧長崎街道などの密集した市街地の道路については、歩行者の安全に配慮した道路の整備 について検討します。
- ○利用人数や時間帯に応じた路線バスや支線バス、乗合タクシーの運行方法の見直しにより、 公共交通の持続性と住民の生活利便性の向上を図ります。

# ③地域施設整備の方針:その他地域環境(水とみどり、景観、他)

# <水辺空間を活かした都市環境の向上>

- ○海岸部においては、市民のレクリエーションの場として親水機能の維持に努めます。
- ○松原しおさい公園や主要な河川においては、市民が自然と親しみ楽しく交流できる親水機能の確保に努めます。特に、よし川や郡川においては、周辺の自然景観との調和や親水性に配慮しながら河川改修整備を促進します。
- ○地域生活に身近な水辺環境を活かして魅力的な都市空間を創出するなど、うるおい豊かな 居住環境の創出を図ります。

### <みどり豊かな自然景観の保全>

- ○野岳湖公園や裏見の滝自然花苑一帯の多良岳県立公園においては、遊歩道等を整備するなど自然との交流機能の充実を図るとともに、良好な自然景観の保全に努めます。
- ○大村湾一帯の眺望景観を保全するとともに、市街地を取り囲む自然環境の保全を図ります。

# <伝統的な街なみの保全>

○旧長崎街道に分布する歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。そのため、松原八幡神社、旧松屋旅館をはじめ、文化価値の高い建築物等について、地域住民との協働により、その保全や活用について検討します。

# 北部地域のまちづくり構想図

まち づくり のテーマ

整備

# 農業や観光資源、豊かな自然環境を 活かした魅力あふれるまち

基本 目標

●体験型農村交流施設

●市立福重小学校

福重出張所

# 地域資源の連携強化による地域活力の創出

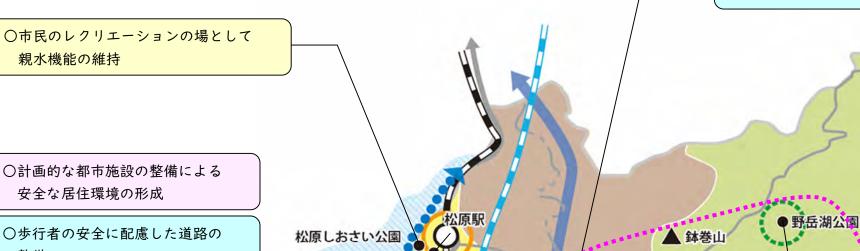
地域活力の維持・創出に向けて、交通環境の整備や人 と人との連携を高め、都市と農山村交流の展開や地域 資源の連携を強化します。

○地域資源の活用と産業振興に向けた

道路機能の維持向上

# うるおい豊かな街なみの創出

宿場町の面影を残す歴史的な街なみや生活に身近 な水辺環境や田園環境を活かし、うるおいに満ち た街なみの形成を図ります。



市立松原小学校

大村車両基地駅

メガソーラ=発電所

大村市総合

運動公園

- 地域全体に関する方針
- ○災害リスクに対する総合的な防災・減災 対策による自然災害に強いまちづくり
- ○回遊性の向上に向けた、周遊ルートの検 討とそれに合わせた交通環境や案内板の
- ○利用に応じた路線バスや支線バス、乗合 タクシーの運行方法の見直し
- ○水辺に近接したうるおい豊かな居住 環境の創出
- ○眺望景観の保全

- ○歩行者の安全に配慮した道路の
- ○地域住民との協働による歴史的な 建築物の保全・活用による伝統的 な街なみの形成
- ○市民が自然と楽しく交流できる 親水性に配慮した河川改修整備

○市街地のみどりを保全するなど、 計画的な土地利用の検討

- ○良好な自然景観の保全
- ○多良岳県立公園における自然との交流機能の向上

▲ 郡岳

- ○観光農園、グリーンツーリズムの推進に 向けた環境整備
- ○みどり豊かな田園環境の保全

裏見の滝自然花苑

○市街地と集落地を結ぶ道路の整備・改良

凡例	j
幹線道路網 - 県道	_
西九州新幹線	
JR 大村線	
長崎自動車道	
河川	
行政界	_
都市計画区域界	
風致地区	
水とみどりのネットワーク	4
その他道路	
地域界	

凡例	1	
幹線道路網·県道		E
西九州新幹線		F
JR 大村線	-m-m	7*
長崎自動車道		*
河川		1
行政界		1
都市計画区域界		
風致地区		
水とみどりのネットワーク	4	
その他道路		
地域界		

		凡例	
都市 ゾーン	住宅地商業・業務地	快適住宅地	
		うるおい住宅地	
		まちなか住宅地 賑わい商業地	
		賑わい商業地	
		地域商業地	MIIII
		沿道商業地	
	工業地		
	空港・公的用地		
田園住宅 ゾーン	田園住宅地		
	農用地		
森林ゾーン	山林地		
毎辺ゾーン			MININ
拠点	都	市拠点	0
	地域拠点		0
	地区拠点		0
	産業拠点		0
	自然・レクリエーション拠点		
	交	通結節拠点	0

土地利用及び地域整備の方針

地域施設整備の方針(道路・交通)

地域施設整備の方針(その他地域環境)

# 2.2 中北部地域(竹松地区、西大村地区、萱瀬地区)

# (1) 地域の現況

# ①人口

○令和 2(2020) 年 10 月時点の人口は 55,853 人で、人口は増加傾向にあります。

# ②土地利用·市街地

- ○市全体に占める用途地域の面積割合は約 61.5%であり、用途地域内は、市全体と比べて 都市的土地利用の割合が比較的高く、既に市街化が進行しています。一方、用途地域外や 都市計画区域外は、主に中山間地域であり自然的土地利用の割合が高くなっています。
- ○新たに都市拠点となる新大村駅周辺を中心に、商業集積や道路空間・まちなかのオープン スペースの活用等の動きが拡大すると予想されます。
- ○第2大村ハイテクパークへの企業誘致をはじめ、工業団地を中心とした産業集積により経済活性化・雇用創出が期待されます。
- ○市街化が進む一方、沿岸部の工業系用途地域における土地利用の混在や、道路網や公園などの都市施設の未整備など、個別開発による課題が発生しています。
- ○農地の減少・転用がみられる一方で、近年は全国的に都市農地が持つ多様な機能への期待 が高まりをみせています。
- ○災害リスクとして、竹松地区や西大村地区では洪水やため池による浸水想定区域が存在し、 大村IC周辺で比較的大きな土砂災害警戒区域が存在しています。また、萱瀬地区では、 郡川沿いに洪水浸水想定区域が存在し、国道 444 号沿いに土砂災害特別警戒区域や土砂 災害警戒区域が多数分布しています。
- ○市民アンケート調査において、「日当たりや見晴らしのよさ」への満足度が比較的高く評価されており、加えて、竹松地区や西大村地区では「日常の買い物の利便性」への満足度が高く、萱瀬地区では「自然・緑・水辺の豊かさ、美しさ」に対する満足度が高くなっています。

### ③道路・交通

- ○長崎空港や大村 I Cがあるほか、新幹線新大村駅が開業するなど、長崎県の交通の要衝としての役割を担っています。
- ○国道 34 号、国道 444 号(都市計画道路池田森園線)をはじめ都市の骨格となる道路網が 形成されています。
- ○長崎空港〜新大村駅〜大村 I C を結ぶ高速交通体系を基軸に、都市拠点や地域拠点、地区 拠点等を結ぶ公共交通軸が存在しています。
- ○市民アンケート調査において、「バス・乗合タクシーの利便性」への満足度が比較的低く、 公共交通の利便性向上が求められています。

### 4その他都市環境

- ○森園公園や現在整備中の大村市総合運動公園など、海辺に近接した大規模な公園が分布しています。
- 萱瀬地区は主に多良山系の山林が占めており、岳ノ木場公園のツツジや黒木渓谷など豊かな自然資源が分布しています。

# (2) 地域の役割

- ○交通の要衝として、人をもてなし、円滑な移動を確保する地域
- ○各拠点の集積により、本市の都市活力を牽引する地域
- ○快適で利便性の高い居住環境を形成する住まいの中心地としての地域
- ○みどり豊かな山林の保全を図る地域
- ○自然とのふれあい・レクリエーションの機会を提供する地域

# [全体構想における中北部地域の将来都市構造図]



# (3) まちづくりの主要課題

# ①ひと・もの・情報が集まる玄関口としての拠点機能の強化や連携

- ○移動の利便性向上に向けた、高速交通や各種拠点(都市拠点、地域拠点、地区拠点)を結 ぶ公共交通ネットワークの構築
- ○新幹線開業に合わせた新大村駅と車両基地駅周辺の新たな拠点づくりと交流・関係人口の 拡大に向けた受入環境整備
- ○工業団地を中心とした、高速交通体系を活かした多様な産業の集積
- ○快適な歩行空間・交流空間の創出、まちなかの回遊性向上

# ②住まいの拠点として、利便性の高い居住環境の形成

- ○人口増加、若年の世帯が増える地域として利便性の高い生活機能の充実
- ○市街化の進行に合わせた都市基盤整備の推進
- ○沿岸部の工業・準工業地域における住環境・操業環境の調和
- ○歩行者などの安全性確保に向けた交通安全施設の整備
- ○市街地から離れた地域や公共交通空白地などにおける日常生活の移動手段の確保、公共交通の持続性の確保
- ○都市農地の保全と多様な機能の発揮

# ③自然災害に対する安全性の確保

- ○土木関連施設の整備・保全や流域治水等による自然災害発生の抑制
- ○災害リスクを踏まえた開発や立地の誘導など、計画的土地利用による災害被害の回避・低 減
- 〇避難路・避難場所や緊急輸送路等の交通ネットワークなど、災害時の迅速な救援・救助活動や復旧復興を支える基盤の強化

### 4 豊かな自然環境の保全と活用

- ○森林の水源かん養の確保や生物の生息・生育空間としての自然環境の保全
- ○自然とのふれあいやレクリエーションを提供する場としての地域資源の活用

# (4) まちづくりのテーマと基本目標

テーマ

# 人・地域・自然が未来へつながり 交流を育むまち

# 基本目標

各地域・拠点を結び、都市の活力を創出させる玄関口の形成

長崎空港、大村IC及び新幹線新大村駅が集積する交通体系を活かして、ひと・もの・情報の交流を促進させる地域づくりを進めます。特に、新幹線開業を契機として、本市の玄関口としてふさわしい景観の創出や、誰もが移動しやすい新たな交通体系の構築を図ります。

また、充実した交通の利便性を活かして、各拠点を結び都市活力を高める土地利用の 誘導を図ります。

# 基本目標

# 利便性が高く快適な居住環境の形成

本市の居住の拠点として、利便性が高く快適な居住環境の形成を推進するため、今ある施設を有効に活用しながら各拠点への都市機能の集積を促進します。また、市街地から離れた地域では、地区拠点をはじめとして各拠点との連携強化により日常生活の利便性を確保しながら、地区特性に応じた多様な居住環境を創出します。

### 基本目標

# 自然環境の保全と市民の憩い・交流の場の創出

多良山系をはじめとした自然豊かなみどりや、大村湾・郡川に代表される豊かな水辺環境等を保全するとともに、そうした自然環境や地域資源を活用しながら、市民が憩い・ 交流する場として機能の充実を図ります。

# (5) まちづくりの整備方針

# ①土地利用及び地域整備の方針

# <計画的な土地利用の誘導>

- ○新大村駅周辺においては、土地区画整理事業等により道路や公園等をはじめとした都市基 盤整備を推進します。
- ○新幹線開業効果を活かした新たな賑わい創出に向けて、ビジネスや居住、観光など多様な 都市活動や交流を生み出す商業・サービス産業等の立地を促進します。
- ○市民病院周辺においては、市民病院や消防署、警察署など既存施設が集積していることから、医療面や消防・防災面から市民の暮らしを支える場として、都市機能の維持・向上を 図ります。
- ○地域拠点(車両基地駅周辺)や地区拠点(竹松駅周辺、諏訪駅周辺)においては、地域住 民の身近な生活利便を支える地区として、日常生活の買い物需要を満たす商業機能の維 持・誘導を図ります。

- ○大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2大村ハイテクパークにおいては、産業拠点として、既に立地している研究機関や民間企業との連携を図りながら、成長産業の誘致など高度な産業の集積を促進します。
- ○地区特性に応じた多様な居住環境の創出を図るため、地区単位での土地利用計画の策定な ど、きめ細やかなまちづくりを推進します。
- ○住宅開発が進行する地区においては、個別の宅地開発の進行による行き止まり道路の発生 や用途混在を防ぐため、地区の土地利用計画との整合を図りながら秩序ある民間開発の誘 導を図ります。
- ○地区特性に応じた土地利用の推進にあたっては、地区計画やまちづくり協定による計画的 な土地利用の誘導を進めます。

# <良好な自然環境の保全・活用>

○多良岳周辺に広がる山林地については、良質な水を育む水源かん養機能、土砂災害の防止 や地球環境の保全など、多様な機能を持つ森林環境としての保全を図ります。

# <その他土地利用の誘導>

○用途地域内のまとまりある農地については、市街地内の貴重なオープンスペースとしての 活用を図ります。ただし、市街化動向を踏まえ、計画的な開発誘導や用途地域の見直しを 図ります。

# <災害に強いまちづくり>

○安全・安心に暮らせるよう、竹松地区及び西大村地区における洪水、土砂災害、ため池、 萱瀬地区における洪水、土砂災害等の災害リスクに対する総合的な防災・減災対策により、 被害の低減・回避、早期の復旧・復興を実現できる、自然災害に強いまちづくりを進めま す。

### ②地域施設整備の方針:道路・交通

# <交通結節機能の創出>

○新幹線新大村駅においては、市内各拠点等への円滑な移動を確保するため、他の公共交通 との連携やアクセス道路の整備を進めるとともに、土地区画整理事業等を推進し、新大村 駅東口及び西口における駅前広場等の整備を進めます。

## <地域に応じた利便性の高い公共交通等の整備>

- ○新たな住宅地開発や人口増加など都市構造の変化を踏まえ、必要に応じ関係機関と調整し、 利便性の高い交通網の再構築を図ります。
- ○公共交通の利便性が低い地区については、集落地と地区拠点、都市拠点間の移動など、生活圏内の日常的な移動支援を図るため、利用人数や時間帯に応じた路線バスや支線バス、乗合タクシーの運行方法の見直しにより、公共交通の持続性と住民の生活利便性の向上を図ります。

### <人にやさしい交通環境>

- ○人口が集積する本地域においては、歩行者や自転車が安全で快適に通行できるよう、各幹線道路を中心に必要に応じて歩道や自転車通行帯を確保するなど、歩行者、自転車及び車が共存する道路の整備に努めます。
- ○「大村市自転車活用推進計画」に基づき、自転車を安全に快適に利用するための環境整備 や自転車の活用を推進します。

# ③地域施設整備の方針:その他地域環境(水とみどり、景観、他)

# <玄関口となる沿道景観の形成>

○新幹線新大村駅周辺、大村 I C周辺の街路や空港、国道 444 号等を結ぶ都市骨格軸の沿道 については、玄関口としてふさわしい沿道景観の形成を図ります。

# <水辺空間を活かした都市環境の向上>

- ○郡川については、親水公園や河川堤防を活かした散策路、サイクリングコースの整備など、 水辺に親しみが持てる空間の創出や市民の憩い・交流の場として機能充実を図ります。
- ○大村湾沿岸に位置する森園公園、大村市総合運動公園においては、水辺空間の創出や散策路の整備など、水と親しみ交流できる機能の充実を図ります。また、大村市総合運動公園においては、スポーツの振興、市民の健康増進・交流機能の創出に向けた整備を推進します。

# <自然との交流、レクリエーション拠点の整備>

- ○黒木渓谷·郡川砂防公園については、豊かな自然環境とふれあえるレクリエーションの場としての活用を進めます。
- ○萱瀬ダム、琴平スカイパークや岳ノ木場公園周辺は、良好な自然景観を創出する場として、 その保全を図ります。また、遊歩道等を整備するなど、市民が憩い・交流するレクリエー ション拠点としての機能の向上に努めます。
- ○琴平スカイパークや岳ノ木場公園などからの大村湾一帯の眺望景観を保全するため、景観 に配慮した土地利用を進めるとともに、市街地を取り囲む自然環境の保全を図ります。

# 中北部地域のまちづくり構想

まち づくり のテーマ

# 人・地域・自然が未来へ つながり交流を育むまち

基本 目標

# 各地域・拠点を結び、都市の活力を 創出させる玄関ロの形成

高速交通機能が集積する地区として、ひと・もの・情報が交流し、都市の活力を創出させる玄関口の形成を図ります。

市立萱瀬小学校

# 利便性が高く快適な居住環 境の形成

本市の居住の拠点として、利便性 が高く快適な居住環境の形成を 推進します。

部川砂防公園

▲ 遠目山

市立黒木小学校

# 自然環境の保全と市民の憩 い・交流の場の創出

自然環境を保全・活用し、市民が 憩い・交流する場として機能の充 実を図ります。

○自然と交流するレクリエー

ション拠点としての活用

● 黒木渓谷

▲ 経ヶ岳

▲ 五家原岳

多良岳

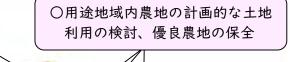
# 地域全体に関する方針

- ○地区単位の土地利用計画の検討、地区計画やまちづ くり協定による計画的な土地利用の誘導
- ○地域拠点や地区拠点における日常生活の買い物需要を満たす商業機能の維持・誘導
- ○森林環境が持つ多様な機能の保全
- ○災害リスクに対する総合的な防災・減災対策による 自然災害に強いまちづくり
- ○都市構造の変化を踏まえた利便性の高い交通網の再構築
- ○利用に応じた路線バスや支線バス、乗合タクシーの運行方法 の見直し
- ○歩行者、自転車及び車が共存する道路の整備
- ○自転車を安全に快適に利用するための環境整備や自転車の 活用
- ○大村湾一帯の眺望景観の保全

市立三城小学校

大村市総合

- ○親水公園の整備
- ○散策路やサイクリングロードの整備
- ○水辺空間や散策路の整備
- 〇スポーツ振興、健康増進、交流創出に向け た機能整備
- ○住宅開発が進行する地区での秩序ある民間 開発の誘導
- ○道路や公園等をはじめとした都市基盤整備
- ○多様な都市活動や交流を生み出す商業・サ ービス産業等の立地促進
- ○公共交通との連携、アクセス道路や駅前広 場等の整備など、交通結節機能の創出
- ○玄関口としてふさわしい沿道景観の形成
- ○医療面や消防・防災面から市民の暮らしを 支える場としての都市機能の維持・向上
- ○市民が自然と楽しく交流できる親水空間 の確保



市立竹松小学校 竹松出張所 竹松駅 新大村駅 大村IC 山田の滝風致地区 西大村出張所 市民病院

○既に立地している研究機関や 民間企業との連携を図りなが ら高度な産業集積の促進

○良好な自然景観の創出

イチイガシ天然林

○レクリエーション拠点としての機能の向上

 内
 例

 幹線道路網・県道

 西九州新幹線

 JR 大村線

 長崎自動車道

 河川

 行政界

 都市計画区域界

 風致地区

 水とみどりのネットワーク

 その他道路

地域界

凡例 快適住宅地 うるおい住宅地 まちなか住宅地 賑わい商業地 賑わい商業地 都市 地域商業地 ゾーン 沿道商業地 工業地 空港・公的用地 田園住宅地 田園住宅 ゾーン 農用地 森林ゾーン 山林地 海辺ゾーン 都市拠点 地域拠点 地区拠点 産業拠点 自然・レクリエーション拠点 交通結節拠点

土地利用及び地域整備の方針

地域施設整備の方針(道路・交通)

地域施設整備の方針(その他地域環境)

# 2.3 中南部地域(大村地区)

# (1) 地域の現況

# ①人口

○令和 2 (2020) 年 10 月時点の人口は 27,543 人で、人口は増加傾向にあります。

# ②土地利用·市街地

- ○市全体に占める用途地域の面積割合は約 27.4%で、用途地域内は都市的土地利用の割合 が高く、成熟した市街地を形成しています。
- ○大村駅周辺には商店街が形成されるなど、古くから本市の中心地として発展してきており、 今後も、新たな都市拠点である新幹線新大村駅とともに都市の中心地としての役割を担っ ていくことが求められています。
- ○都市基盤施設や都市機能をはじめ、歴史や文化が蓄積された地域です。
- ○防災上の災害リスクには、洪水浸水想定区域やため池浸水想定区域、津波災害警戒区域が 存在し、比較的大きな土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が分布しています。
- ○市民アンケート調査において、「日当たりや見晴らしのよさ」や「自然・緑・水辺の豊か さ、美しさ」、「日常の買い物の利便性」への満足度が比較的高く評価されています。

# ③道路·交通

○大村駅やバスターミナルなど、日常的な交通結節機能が分布しています。

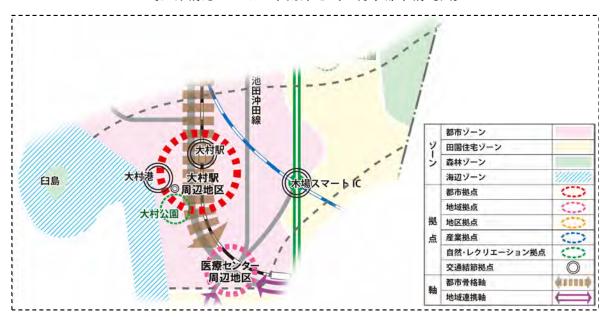
# ④その他都市環境

- ○幸町周辺には、市役所やシーハットおおむらなどの公共・公益の中心的な施設、大規模商 業施設やボートレース大村が立地しています。
- ○長崎県の救急救命センター、広域災害拠点病院としての役割を担う国立病院機構長崎医療 センターが立地しています。
- ○藩政時代の城下町として発展した地区で、玖島城跡を中心に小路と呼ばれる道路沿いに武 家屋敷街が形成され、歴史的な街なみを形成しています。
- ○大村公園、旧円融寺庭園など、歴史に彩られたみどりが分布しています。
- ○山田の滝風致地区、寺島、イチイガシ天然林など、豊かな自然環境が分布しています。

# (2) 地域の役割

- ○古くからの本市の中心地として、歴史や文化を発信する地域
- ○商店街の形成、公共・公益施設の立地など、生活の利便性を提供する拠点地域
- ○成熟した居住環境を形成する地域

# [全体構想における中南部地域の将来都市構造図]



# (3) まちづくりの主要課題

# ①本市の都市拠点としての賑わいの再生

- ○公共交通や自転車・徒歩など、身近な交通手段で回遊できるまちなかの創出
- ○都市拠点(大村駅周辺)への店舗、事務所、公共・公益施設の集積を活かしたまちづくり
- ○歴史的な街なみ、自然・文化的景観の活用と融合
- ○地域コミュニティの再編や住民活動の推進など、人を中心とした賑わいの創出

# ②既成市街地の再編など、質的充足を確保した都市環境の形成

- ○都市拠点(大村駅周辺)や地域拠点(医療センター周辺)等を結ぶ公共交通軸の確立、誰 もが移動しやすい交通体系の再編
- ○歩いて暮らせるまちづくりなど、コンパクトにまとまった市街地の形成
- ○高齢者も住みやすいまちとして、利便性・快適性に優れた都市環境の形成
- ○住民主体のまちづくりによる良好な都市環境の創出

# ③自然災害に対する安全性の確保

- ○土木関連施設の整備・保全や流域治水等による自然災害発生の抑制
- ○災害リスクを踏まえた開発や立地の誘導など、計画的土地利用による災害被害の回避・低 減
- 〇避難路・避難場所や緊急輸送路等の交通ネットワークなど、災害時の迅速な救援・救助活動や復旧復興を支える基盤の強化

# (4) まちづくりのテーマと基本目標

テーマ

# 歴史と文化が調和した 人が集いふれあうにぎわいのまち

# 基本目標

# 歴史や文化、地域の拠点施設が織りなす賑わいある都市拠点の形成

大村藩の城下町、大村宿として発展してきたまちの歴史や文化、また、そこに住む人が育んできたまちのうるおいや個性を発揮し、本市の中心地としての賑わいの創出を図ります。

賑わいの創出に向けては、プラザおおむらやプラットおおむら、ミライonなどの拠点施設の集積や交通利便性を活かしながら、人と人との交流や活動を促進する人中心のまちづくりを展開し、都市拠点の求心力の維持・向上を図ります。

また、都市拠点(大村駅周辺)や地域拠点(医療センター周辺)等を結ぶ公共交通と 道路のネットワークの構築により、コンパクトで機能的なまちづくりと都市活力を高め る土地利用の誘導を図ります。

# 基本目標

# 成熟した居住環境の創出

都市が持つ自然や歴史・文化の特徴や今ある都市施設を有効に活用し、高齢者から子どもまで誰もが住みやすく、ゆとりや安全・安心を実感できる成熟した居住環境の創出を図ります。そのため、歩いて暮らせるまちづくりの推進やまちなか居住に向けた取り組みを促進します。

# 基本目標 歴史資源と自然資源が調和した風格ある都市空間の形成

伝統的な街なみや文化的景観の保全など、大村らしさを感じる都市空間の創出を図ります。また、大村湾を代表とする水辺の空間や市街地を取り囲むみどりなど、自然環境と調和した都市環境の形成を図ります。

# (5) まちづくりの整備方針

# ①土地利用及び地域整備の方針

# <都市機能の集積と交流の推進>

○本市の中心としてこれまで培ってきた都市の歴史・文化、自然の特徴や都市機能のストックを活用し、多様なニーズに対応した都市空間の創出を図るとともに、商業施設をはじめ、 教育・文化施設や医療・福祉施設など、都市機能の集積と交流を推進します。

# <まちなか居住の推進>

○都市拠点(大村駅周辺)においては、安心して便利に暮らせる居住環境を確保することにより、まちなか居住を誘導し、持続的な都市活力の形成やコミュニティの確保による地区の個性・多様性の維持・発展を推進します。

# 第3章 地域別構想

# <賑わいの中心地となる市街地整備>

- ○大村駅前商店街においては、協働のまちづくりにより、空き店舗などの有効活用や土地の 共同化による適正な土地利用を進めます。
- ○都市拠点においては、人が集まり賑わいを創出するまとまりある市街地の形成を図るため、 土地の再編や複合的な土地活用を進めます。
- ○大村駅周辺においては、さらなる賑わい創出に向けて、中心商店街等を中心に商業施設の 集積を図ります。

# <良好な自然環境の保全・活用>

- ○イチイガシ天然林や山田の滝風致地区においては、自然環境の保全を図るとともに、観光 資源、自然交流の場として積極的に活用を進めます。そのため、市民との協働による維持・ 管理方策や遊歩道の整備について検討します。
- ○三城城跡周辺においては、みどりと調和した居住環境の形成に向けて、引き続き自然環境 の保全を図ります。

# <その他土地利用の誘導>

- ○住み続けられる居住環境の形成を図るため、地区計画やまちづくり協定を活用し、住民主体により地区特性に応じた質の高い居住環境の保全・創出を図ります。
- ○市街化が進む地区においては、景観法による条例を活用し、適正な土地利用の規制・誘導 を図ります。

# <災害に強いまちづくり>

○安全・安心に暮らせるよう、洪水、土砂災害、津波、ため池の災害リスクに対する総合的な防災・減災対策により、被害の低減・回避、早期の復旧・復興を実現できる、自然災害に強いまちづくりを進めます。

### ②地域施設整備の方針:道路・交通

# <市内の円滑な移動の確保>

- ○都市拠点においては、移動手段の利便性を確保し、地区への訪れやすさの向上を図ります。 そのため、大村駅周辺の交通結節機能の向上を図るとともに、周辺地域や拠点との連携強 化に向けた交通体系の再編を図ります。
- ○交通体系の検討にあたっては、新たな交通手段の検討やバスと自転車・歩行者の移動の連続性を確保するなど、生活に密着した利便性の高い交通体系の再構築を図ります。
- ○整備された木場スマートICの有効活用により、市南部の観光・レジャー施設への集客力 の向上や災害時に交通ネットワークの障害が発生しないように、アクセスの強化などを図 ります。

# <まちなかを回遊する歩行者ネットワークの形成>

- ○都市拠点(大村駅周辺)の公共施設や大村公園周辺の歴史的な街なみ周辺においては、まちなかの回遊性向上や快適で賑わいある歩行空間を創出します。そのため、歩道の拡幅や整備とともに、ベンチやトイレ、川に近接した遊歩道の整備を進めます。
- ○各都市機能が集積する大村駅周辺においては、駐車場の適正な運営・維持管理に努めると ともに、公共交通利用と自動車利用のバランスに配慮しながら駐車場や駐輪場の適正配置 を検討します。

# <人にやさしい交通環境>

- ○通勤・通学利用者が多く集まる本地域においては、歩行者や自転車が安全で快適に通行できるよう、各幹線道路を中心に必要に応じて歩道や自転車通行帯を確保するなど、歩行者、 自転車及び車が共存する道路の整備に努めます。
- ○「大村市自転車活用推進計画」に基づき、自転車を安全に快適に利用するための環境整備 や自転車の活用を推進します。

# ③地域施設整備の方針:その他地域環境(水とみどり、景観、他)

### <伝統的な街なみの保全>

- ○歴史・文化資源、自然資源が集積する大村公園については、桜、花菖蒲、城跡等の自然、 歴史・文化資源が融合する本市のシンボル的な文化的景観として、その保全と活用を図り ます。
- ○歴史的な雰囲気を残す玖島城跡周辺の市街地については、風格と伝統の城下町地域として、 歴史的街なみを形成する要素は積極的に保全し、周囲の建築物等もそれに見習う形で形態 や色彩に配慮した歴史的街なみを活かした居住環境の形成を進めます。
- ○上小路周辺地区においては、景観条例の活用などにより、武家屋敷や石垣などの伝統的な 街なみの保全を図ります。

# <水辺空間を活かした都市環境の向上>

- ○大村公園周辺の大村湾沿岸においては、周辺に分布する寺島や大村藩お船蔵跡との連携を 図り、水辺を身近に感じながら散策が楽しめる都市環境の整備を進めます。
- ○大上戸川においては、回遊性の向上やうるおい豊かな都市空間の創出を図るため、河川堤 防を活かした散策路の整備を進めます。また、サイクリングコースの整備など、水辺に親 しみが持てる空間の創出や地域住民の憩い・交流の場としての活用を図ります。

### <魅力的な都市景観の形成>

○大村駅前や木場スマートICなど、まちの顔となる拠点周辺の沿道では、その地域にふさわしい道路景観づくりを進めます。また、大村駅やその周辺の商店街など、市の都市拠点として観光客や買い物客などが多くあつまる場所では、賑わいと良好な環境で形成された都市景観の創出や個別のデザインの質を高めた新しい景観シンボルの創造を進めます。

# 中南部地域のまちづくり構想

まち づくり のテーマ

# 歴史と文化が調和した人が集い ふれあうにぎわいのまち

基本 目標

●大村公園

急寺

ボートレース大村

# 歴史や文化、地域の拠点施設が織り なす賑わいある都市拠点の形成

まちの歴史や文化、またそこに住む人が育 んできたうるおいや個性を発揮し、中心地 としての賑わいの創出を図ります。

# 成熟した居住環境の創出

高齢者から子どもまで誰もが住みや すく、ゆとりや安全・安心を実感で きる成熟した居住環境の創出を図り ます。

# 歴史資源と自然資源が調和した 風格ある都市空間の形成

歴史的な街なみや市街地を取り囲む良 好な水辺や丘陵地のみどりを活かし、 歴史・自然資源が調和した風格ある都 市空間の形成を図ります。

# ○自然環境の保全

- ○河川堤防を活かした散策路の整備、 サイクリングコースの整備
- ○まちなか居住に向けた取り組みの推進
- ○商業施設をはじめ、教育・文化施設や医 療・福祉施設などの都市機能の集積と交 流の推進
- ○中心商店街等を中心とした商業施設等 の集積
- ○複合的な土地利用の推進
- ○周辺地域や拠点との連携強化に向けた 交通体系の再編
- ○駐車場や駐輪場の適正配置
- ○まちなかの回遊性向上や快適で賑わい ある歩行空間の創出
- ○本市のシンボルとなる景観としての 保全・活用
- ○大村公園と上小路周辺地区の一体的なま ち歩きゾーンの整備
- ○景観法等の活用による伝統的な街なみの 保全
- ○歴史的街なみを活かした居住環境の形成



国立病院機構長崎医療センター

岩松駅

○地区計画やまちづくり協定による質の高い居住 環境の創出

地域全体に関する方針

- ○適正な市街化の誘導に向けた計画的な土地利用 の誘導
- ○総合的な防災・減災対策、早期の復旧・復興を 実現できる自然災害に強いまちづくり
- ○生活に密着した利便性の高い交通体系の再構築
- ○歩行者、自転車及び車が共存する道路の整備
- ○自転車を安全に快適に利用するための環境整備 や自転車の活用
- ○道路景観や都市景観の創出、新たな景観シンボ ルの創造

○観光資源、自然との交流機能の向上

○木場スマートICの有効活用、アクセスの強化

	長崎自動車道
	河川
土地利用及び地域整備の方針	行政界
	都市計画区域界
地域施設整備の方針(道路・交通)	風致地区

地域施設整備の方針 (その他地域環境)

幹線道路網 - 県道	-
西九州新幹線	
JR 大村線	
長崎自動車道	
河川	
行政界	
都市計画区域界	
風致地区	
水とみどりのネットワーク	<b>4</b>
その他道路	
地域界	

		凡例	
	住	快適住宅地	
	住宅地	うるおい住宅地	
	100	まちなか住宅地 賑わい商業地	
都市	商業・業務地	賑わい商業地	
ゾーン	業	地域商業地	MIIII
	地	沿道商業地	
	工業地		
	空	港・公的用地	
田園住宅	田園住宅地		
ゾーン	農	用地	
森林ゾーン	ц	林地	
毎辺ゾーン	,		MININ
	都	市拠点	0
	地域拠点		0
46nt=	地区拠点		0
拠点	産業拠点		0
	自	然・レクリエーション拠点	$\bigcirc$
	交	通結節拠点	0

# 2.4 南部地域(鈴田地区、三浦地区)

# (1) 地域の現況

# ①人口

○令和 2 (2020) 年 10 月時点の人口は 5,810 人で、人口は減少傾向にあります。

# ②土地利用·市街地

- 〇岩松駅周辺、溝陸町周辺の一部に用途地域を指定しており、市全体に占める用途地域の面積割合は約3.4%となっています。溝陸地区を中心に店舗等の開発が進んでいます。
- ○日岳の山林など、起伏に富んだ地形と大村湾に面した美しい景観を有する地域であり、山間部には、畑地が広がり野菜や果樹の栽培などの良好な営農環境を形成しています。
- ○防災上の災害リスクは、鈴田地区及び三浦地区に土砂災害警戒区域等、津波災害警戒区域 が存在しており、鈴田地区に鳥帽子ため池や姥ノ懐ため池、大多武ため池によるため池浸 水想定区域が小川内川や鈴田川沿いに分布しています。
- ○市民アンケート調査において、「日当たりや見晴らしのよさ」や「密集した住宅などの火 災に対する安全性」、「自然・みどり・水辺の豊かさ、美しさ」への満足度が比較的高く評 価されています。

# ③道路・交通

- ○諫早市と連絡する国道 34 号や、地域の集落を結ぶ県道大村貝津線の渋滞が課題となっています。
- ○市民アンケート調査において、「バス・乗合タクシーの利便性」への満足度が比較的低く、 公共交通の利便性向上が求められています。

# ④その他都市環境

- ○市民アンケート調査において、土砂災害や水害の安全性に対する満足度が比較的低く評価 されており、その対応が課題となっています。
- ○日岳公園、県道大村貝津線からの眺めなど、魅力的な眺望景観が多数分布しています。

# (2) 地域の役割

- ○自然環境を保全する地域
- ○豊かな田園環境と調和した集落地の形成など、のどかな居住環境を提供する地域
- ○起伏に富んだ地形を形成し、優れた景観を形成する地域

# 第3章 地域別構想

# | 新市ツーン | 田園住宅ツーン | 森林ツーン | 森林ツーン | 森林ツーン | 森林ツーン | 海辺ツーン | 都市拠点 | 地域拠点 | 地区拠点 | 産業拠点 | 自然・レクリエーション拠点 | 交通結節拠点 | 都市骨格軸 | 都市骨格軸

地域連携軸

# [全体構想における南部地域の将来都市構造図]

# (3) まちづくりの主要課題

# ①人口減少、高齢化に対応した集落地区の再生

- ○地域の新たな魅力の発見など、地域活力の創出
- ○地域の生活、安全性を支える地域コミュニティの維持

# ②地域内及び地域間の連携強化

- ○市街地から離れた地域や公共交通空白地などにおける日常生活の移動手段の確保、公共交 通の持続性の確保
- ○地域に点在する集落地の連携

# ③自然を活用し、魅力を高める地域づくり

- ○丘陵地の田園風景と調和した土地利用
- ○眺望景観や自然景観など、自然資源の活用

# 4)自然災害に対する安全性の確保

- ○土木関連施設の整備・保全や流域治水等による自然災害発生の抑制
- ○災害リスクを踏まえた開発や立地の誘導など、計画的土地利用による災害被害の回避・低 減
- ○避難路・避難場所や緊急輸送路等の交通ネットワークなど、災害時の迅速な救援・救助活動や復旧復興を支える基盤の強化

# (4) まちづくりのテーマと基本目標

# テーマ

# 自然と里山、暮らしやすさが調和した うるおい豊かな魅力あるまち

# 基本目標

# 美しい海と山に囲まれた田園環境の形成

本地域が持つ起伏に富んだ地形と大村湾に面した美しい景観など、豊かな自然環境を活かしたまちづくりを進めます。

また、営農環境を維持するため、鈴田川周辺や丘陵地に広がる優良な農地の保全を図ります。

# 基本目標

# 集落地区の活力の維持・創出

安全で利便性の高い生活環境を確保するため、集落地区や地区拠点(鈴田地区、三浦地区)、市街地などを結ぶ公共交通と道路のネットワークを構築することで、機能的なまちづくりを進めます。

また、集落地の存続、地域活力の維持・創出を図るため、地域コミュニティの形成や都市と農山村交流の推進に向けた仕組みづくりを進めます。

# (5) まちづくりの整備方針

### ①土地利用及び地域整備の方針

### <良好な田園環境の保全>

○丘陵地に広がる優良な農地については、営農環境の維持を図るため、その保全を図ります。 また、農地と集落地が一体となった魅力ある田園景観の創出を図るため、景観条例などを 活用し、適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

# <ふれあい農業拠点の整備>

○道の駅「長崎街道鈴田峠」については、観光情報の発信など訪れる人をもてなす機能の充実を図ります。また、都市(消費者)と農村(生産者)が農畜産物を通じて交流を促進する機能として、地域産業の発信や販売促進の充実を図り、地域活力の維持に努めます。

# <その他土地利用の誘導>

○諫早市に隣接する今村町・溝陸町については、用途混在の防止、無秩序な開発の進行を抑制し良好な市街地環境を形成するため、市街化動向に応じて地区計画の策定を進めます。

# <災害に強いまちづくり>

○安全・安心に暮らせるよう、鈴田地区における土砂災害、津波、ため池、三浦地区における土砂災害、津波等の災害リスクに対する総合的な防災・減災対策により、被害の低減・ 回避、早期の復旧・復興を実現できる、自然災害に強いまちづくりを進めます。

# 第3章 地域別構想

# ②地域施設整備の方針: 道路・交通

# <都市間の連携・交流を支える道路の整備促進>

○諫早市をはじめ県央地域の連携・交流を支える国道 34 号において、慢性的に渋滞が発生している地区については、国道 34 号大村諫早拡幅の早期整備や交通環境の改善等を促進します。

# <安全・快適な生活を支える道路整備>

- ○大村湾に面する各集落地区は、県道大村貝津線が幹線道路となることから、地域内外の連携強化に向けて交通機能の維持・改善に努めます。
- ○山間部を走る道路においては、地域の産業振興を図ることに加え、各拠点と集落地区を結 ぶ重要な役割を担うことから、その交通機能の維持・改善に努めます。

# <交通利便性の向上>

○利用人数や時間帯に応じた路線バスや支線バス、乗合タクシーの運行方法の見直しにより、 公共交通の持続性と住民の生活利便性の向上を図ります。

# ③地域施設整備の方針:その他地域環境(水とみどり、景観、他)

# <みどり豊かな自然の保全と活用>

- 〇日岳公園やどん牛山をはじめ、海と山に囲まれた自然を活かし、魅力的な眺望景観の保全 を図ります。
- 〇日岳、伊賀峰城跡などをはじめとした自然環境や地域に点在する歴史資源を活用した市民 ウォークラリーの実施など、自然とふれあう機会の拡充を推進します。
- ○魅力的な眺望景観地、丘陵地に広がる斜面緑地及び地域に点在する歴史・自然資源を活か し、緑のネットワークによる地区の連携や魅力的な都市環境の創出を図ります。

### <地域住民の交流・レクリエーションの場となる公園整備>

- 〇日岳公園においては、みどり豊かな自然と一体となったレクリエーションの場として利用 促進を進めます。
- ○すずた 1000 本桜公園においては、市民が自然とふれあうことのできるレクリエーションの場として、利用しやすい環境整備を図ります。また、本公園における取り組みを通じて、地域コミュニティの活性化や住民主体の取り組みによる自然環境の保全・活用を促進します。
- ○南部運動広場においては、地域住民のスポーツ・レクリエーションの場としての機能の維持・向上に努めます。

# 南部地域のまちづくり構想図

まち づくり のテーマ

# 自然と里山、暮らしやすさが調和した うるおい豊かな魅力あるまち

基本 目標

# 美しい海と山に囲まれた田園環境の形成

すずた 1000 本桜公園

市立鈴田小学校 ● 鈴田出張所

▲ 日岳

● 三浦出張所

市立三浦小学校

日岳公園

起伏に富んだ地形や大村湾に面した景観など、豊か な自然を保全・活用した地域づくりを進めます。

道の駅「長崎街道鈴田峠」

# 集落地区の活力の維持・創出

周辺拠点との連絡性を強化し、安全で利便性の高い生活 環境を確保します。また、人と人、都市と農山村の交流 を推進し、集落地区の活力の維持・創出を図ります。

# 地域全体に関する方針

- ○総合的な防災・減災対策、早期の復旧・復 興を実現できる自然災害に強いまちづくり
- ○産業振興、集落間を結ぶ山間部の連絡道路 の整備・改善
- ○利用に応じた路線バスや支線バス、乗合タ クシーの運行方法の見直し
- ○ウォークラリーなど、自然とふれあう機会 の充実
  - ○眺望景観の保全
  - ○各地域を結ぶ幹線道路として、交通機能 の維持・改善
  - ○良好な田園環境の保全、農地と集落地が 一体となった魅力ある田園景観の創出

しての機能の充実

寺島

●どん牛山

○スポーツ・レクリエーションの場と

○自然とふれあうレクリエーションの場 となる環境整備

- ○交通渋滞の改善に向けた交通環境の整 備促進
- ○情報発信機能の充実、農業とふれあう機 能の充実
- ○みどり豊かなレクリエーションの場と しての整備
- ○眺望景観の保全

○良好な市街地環境の形成に 向けて、地区計画策定の検討

地域界

凡物	]
幹線道路網 - 県道	
西九州新幹線	
JR 大村線	
長崎自動車道	
河川	
行政界	_
都市計画区域界	
風致地区	_
水とみどりのネットワーク	<b>4</b>
その他道路	

		凡例	
	往	快適住宅地	
	住宅地	うるおい住宅地	
	100	まちなか住宅地 賑わい商業地	
都市	商業	賑わい商業地	
ゾーン	業務地	地域商業地	WIIII
	地	沿道商業地	1
	1	業地	
	空	港・公的用地	
日園住宅	田園住宅地		
ゾーン	農用地		
森林ゾーン	Ц	林地	
<b>東辺ゾーン</b>			MININE
	都	市拠点	0
	地域拠点		0
46n .l=	地区拠点		0
拠点	産業拠点		0
	自	然・レクリエーション拠点	$\bigcirc$
	交	通結節拠点	0

土地利用及び地域整備の方針

地域施設整備の方針(道路・交通)

地域施設整備の方針(その他地域環境)

- I 実現化に向けた取り組み
- 2 実現化に向けた整備プログラム

# I 実現化に向けた取り組み

# 1.1 取り組みの基本的な考え方

本計画は、本市の都市計画の基本方針となる計画です。本計画に位置付けた将来都市像やまちづくりの目標を実現するため、本計画を基本として、分野別計画等との調整を図りながら、まちづくりにおける各実施事業の展開を図ります。

また、本計画を推進するため、国・県・近隣市町・関係機関との連携強化や、行政・市民・ 事業者・NPO等が協力し合う体制づくりを進め、推進体制の充実を図ります。

なお、本計画は中長期的な視点に立った計画であることから、まちづくりの進捗を適切に 管理し、社会情勢の変化や市民意向等を踏まえ、必要に応じて適切に見直しを図るものとし ます。

# 都市計画マスタープランの運用

「土地利用」「都市施設」「市街地開発」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・ 一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- ○地域地区の指定など、土地利用や建築物等の適正な規制・誘導などに関わる事項の決定ま たは変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- ○道路・交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定または変 更、都市施設の整備など、具体的な施策の実施においても、本計画の方針に沿って進めま す。
- ○土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的な まちづくりを進めます。
- ○大村らしい景観の形成、みどり豊かな住環境の確保、市街地を囲む海や山の自然環境の保全、また、中心市街地の活性化や新幹線新大村駅周辺整備など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的なまちづくりを進めます。

# まちづくりの推進体制の充実

本計画に示すまちづくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の 段階において、国、県、市及び関係機関との緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

# ①国、県、近隣市町及び関係機関との連携強化

- ○国、県等が進める関連する計画との連携を図り、総合的なまちづくりを推進します。
- ○分野別の整備方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、環境、農業、観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、 まちづくりを推進します。
- ○特に、本市は長崎県の空の玄関口となる長崎空港をはじめ新幹線新大村駅の整備が進められるなど、広域的にも交通の要衝としての役割を担います。九州圏広域地方計画においても、長崎・佐世保・環大村湾都市圏は、"九州北西部の交流・連携とにぎわいの拠点"に位置づけられているため、その達成に向けて国や県、近隣市町との連携を強化します。

# ②協働のまちづくりを支援する体制づくり

- ○地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、NPO などのまちづくり団体、町内会など の地域コミュニティ団体と連携して施策を進めます。
- ○市民、事業者等及び市が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り 組むことができる体制づくりを推進します。

# ③庁内推進体制の構築と人材育成

- ○まちづくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、庁内プロジェクトチーム (ワーキンググループ)の設置など、横断的な検討組織づくりを進めます。
- ○研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成 にも努めます。

# 1.2 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者等が本計画に掲げられた まちづくりの方針について理解を深め、まちづくりの主体であることを認識し、連携・協働 により、まちづくりを進めることが重要です。

このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者等が 参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体への支援の 充実を図ります。

# 本計画における「協働のまちづくり」とは

以下に掲げる協働のまちづくりの概念に基づき本計画を進めます。

- ○それぞれの主体性・自発性のもとに取り組みます
- ○お互いの立場や特性を認め、知恵や力を出し合います
- ○共通する目的の実現に向けて協力します

# 市民

- まちづくりに対する理解
- ・地域のまちづくりへの参画
- ・地域活動、ボランティア活動への参加
- ・全体的なまちづくりへの提案

連携

など

# 事業者等

- ・まちづくりに対する理解
- ・専門的な知識や技術を活かしたまちづ くりへの取り組み
- ・企業活動を通じたまちづくりへの参加
- ・地域環境向上への取り組み

協働のまちづくり

連携

連携

など

# 市

- ・まちづくり事業の推進
- ・まちづくり情報の積極的な提供
- ・まちづくり活動への支援
- ・行政内の横断的な支援体制の強化
- ・県や国などの関係機関への要望、調整など

協働のまちづくりの体制のイメージ

# 協働のまちづくりの進め方

まちづくりの主役である市民・事業者等が参加し、市民と市が一体となってまちづくりを 進めることができる取り組みを行います。

- ○広報おおむらや市ホームページ、SNS 等への掲載など、様々な手段を通じて、都市計画やまちづくりに関する情報を積極的に発信し、まちづくりへの理解促進や意識啓発に取り組みます。
- ○本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施 策の展開にあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリック コメント等の実施により、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえ取り組みます。
- ○市民、事業者の関心や意欲を高めるため、話し合いの場の提供と、まちづくりアドバイザー等の派遣制度を活用します。
- ○NPO をはじめとしたまちづくり団体や町内会等の地域コミュニティ団体からの積極的な提案は、まちづくりを進める上で大切な役割を果たします。そのため、このような活動が広がり、市民主体の活力あるまちづくりにつながるよう、各種助成・奨励制度を活用します。
- ○地域の美化活動、賑わいの創出に向けたイベントの開催など、これまで行われてきた市民 活動を活かし、地域の特性に応じたまちづくりへの展開を図ります。また、これら団体の 連携強化に向けた体制を整えることで、協働のまちづくりを推進します。

# 各種制度等の活用

市民と事業者等が主体となった計画の検討・実践手法として、次のような制度があります。 これらの制度の活用により協働のまちづくりを推進します。

- ○地域住民が主体的なまちづくりを進めるため、市に対し都市計画の決定や変更の提案を行 うことができる「都市計画提案制度」を活用します。
- 〇比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める「地区計画制度」を活用します。
- ○大村らしい都市景観の創出、みどり豊かな住環境の形成など、地域の特性を活かしたまち づくりを進めるため、景観協定、建築協定、緑化協定などの制度の活用を図ります。

# 2 実現化に向けた整備プログラム

# 2.1 整備プログラム

全体構想や地域別構想で位置づけたまちづくりの実現に向けて、主要な方策や事業を整備 プログラムとして整理し、その実現に向けた取り組みを推進します。

整備プログラムは、短期(概ね5年以内:令和4(2022)年度~8(2026)年度)、中期(概ね 10年以内:令和4(2022)年度~13(2031)年度)、長期に区分して示します。ただし、土地利用の誘導など都市計画の決定・変更が必要なものについては、計画の熟度などを考慮しながら適切な時期に実施します。

また、整備プログラムに掲げる各施策内容については、実現化に向けた取り組みの考えを基本として、協働のまちづくり、計画の進行管理等を踏まえながら、社会情勢に合わせて適宜、評価、改善を進めます。特に、新幹線新大村駅周辺整備や良好な景観創出に向けた計画については、地域住民との協議を進めながら具体的な内容を定めていくことが不可欠となるため、協議の進捗によって見直しを図ります。

# 整備プログラムについて

次頁から整理している、整備プログラム一覧の見方は以下のとおりです。

第2章全体構想の分野別の整備方針における『基本方針』を 基に、整備プログラムを区分

整備プロ グラムの内容

事業等を実施する場合、「地域ごとに実施するもの」「継続的に実施するもの」「段階的に 実施するもの」などがあるため、このような 事業等については、矢印を分割して表記

区分	主要な方策や事業	短期	中期	長期
自然環境と の共生によ る土地利用 の推進	◆自然環境の特性に応じて、グリーンツーリズムやスポーツ・レクレーションの振興など、地域の特性を活かした土地利用の推進			
市民生活や 都市活動を 支える市街 場の形成	◆大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2 大村ハイテクパークへの産業集積の促進 ◆それぞれの役割・規模に応じた都市拠点への都市 機能の集積、公共交通や道路網と拠点の連携強化 ◆新幹線新大村駅周辺の市街地環境整備の推進 *新大村駅周辺土地区画整理事業		<b>*</b>	<b>→</b>

特に「段階的に実施するもの」については、具体的な内容ごとに整理

# 土地利用及び拠点の整備

区分	主要な方策や事業	短期	中期	長期
自然環境と の共生によ る土地利用 の推進	◆無秩序な市街化進行の抑制、良好な田園住宅地の形成 ◆自然環境の特性に応じて、グリーンツーリズムやスポーツ・レクレーションの振興など、地域の特性を活かした土地利用の推進			*
市都支と街形と活動拠な境のでを点市の	<ul> <li>◆大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、第2大村 ハイテクパークへの産業集積の促進</li> <li>◆それぞれの役割・規模に応じた都市拠点への都市機能 の集積、公共交通や道路網と拠点の連携強化</li> <li>◆市北部と市南部の地域の生活を支える場として、地域 拠点への日常生活に求められる都市機能の維持・集積</li> <li>◆地区拠点における生活利便施設及び公共公益サービ スの維持、地域拠点や都市拠点への公共交通アクセス の向上</li> <li>◆新幹線新大村駅周辺の市街地環境整備の推進</li> <li>*新大村駅周辺土地区画整理事業</li> </ul>	$\uparrow$ $\uparrow$ $\uparrow$ $\uparrow$	<b>* * * * *</b>	<b>* * * *</b>
地区特性に 応	<ul><li>◆良好な居住環境の保全・創出に向けた地区計画等の促進</li><li>◆都市計画道路古賀島沖田線沿道などの適正な土地利用の誘導</li><li>◆市街地内にある低未利用地の有効活用</li></ul>	<b>→</b>	<b>* * *</b>	<b>+</b>

# 道路・交通の整備

区分	主要な方策や事業	短期	中期	長期
	◆大村~諫早間の渋滞解消に向けた国道 34 号の交通環 境の改善		<b>→</b>	
都市の交流 促進や国土 強靭化に寄	◆都市計画道路の整備  *都市計画道路坂口植松線の整備  *都市計画道路竹松駅前原口線の整備  *都市計画道路古賀島沖田線の整備  *長崎空港連絡道路の整備の実現	<b>†</b> † †		<b></b>
与する交通 ネットワー クの整備	◆長崎空港の国内・国際路線の拡充や物流機能の強化、 長崎空港の 24 時間化の実現 ◆武雄温泉〜新鳥栖間の全線フル規格による整備の実 現		<b>→</b>	<b>→</b>
	◆新幹線新大村駅とJR大村線への乗り換え利便性の 向上に向けた駅前広場等の整備 ◆交通結節点の利便性向上のため、ユニバーサルデザインに配慮した駐輪場・駐車場やアクセス道路の整備	<b>→</b>		
公共交通を 軸とした環 境にやさし い交通体系	◆「大村市地域公共交通再編実施計画」に基づく、路線 バス等の利便性向上 *運行間隔の短縮や、郊外の移動手段の見直し *新幹線開業に合わせたバス路線やジャンボタクシー などの新設・既存路線の見直し	<b>†</b>		
の創出	◆「大村市自転車活用推進計画」に基づく、自転車活用の取り組みの推進	<b>→</b>		
	◆公共交通空白地域の解消、高齢者等に対応した乗合タ クシーの充実			<b>→</b>
人にやさし い交通環境 の整備	◆各種拠点や歴史的街なみ地区における、回遊性の向上 に向けた駐車場・駐輪場、公園の配置や景観に配慮し た街なみ整備 ◆子どもの安全な通行の確保に向けた、通学路の交通環			<b>+</b> +
	境の改善			

# その他都市環境の整備

区分	主要な方策や事業	短期	中期	長期
水とみどりの	<u></u> 整備	•	•	
豊環活とといるのの自然をのの見いますのは、おりません。これは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、おいまでは、	◆スポーツや健康増進の拠点として、大村市総合運動公園の整備  ◆アウトドアスポーツツーリズムの推進に向けた「大村市アウトドアグランドデザイン」に基づく公園施設のリニューアル  ◆郡川など主要な河川について、親水性の確保に配慮した河川空間の整備  *郡川、よし川の親水性護岸整備  ◆花を活かしたまちづくり活動の充実  ◆海〜まち〜里山〜山を結ぶ、水とみどりのネットワーク形成の創出(街路樹の整備、河川景観の創出、里山環境の保全 他)	<b>+</b>	<b>*</b>	<b>* * * * *</b>
上下水道の整	備			
良な供 快生なので安安 市良環系 なと質保 と 民好境	◆「おおむら水道ビジョン 2021」に基づく上水道事業の推進  *新規水源の開発及び既存水源の改修  *水道管路、水道施設の更新及び耐震化  ◆「大村市公共下水道事業基本計画」に基づく事業の推進  *下水道未整備区域における汚水管渠の整備、老朽化が進む施設の改築更新  *浸水防止に向けた雨水幹線・枝線の整備  ◆「おおむら汚水処理構想」に基づく、農業集落排水7地区の公共下水道処理施設への統合	<b>→</b>	<b>→ →</b>	<b>** * *</b>

区	分	主要な方策や事業	短期	中期	長期
居住環	境の整備	構	ı		
多様な	_	◆市営住宅長寿命化計画に基づく、ユニバーサルデザイ		<b>&gt;</b>	·
しのニ		ンに配慮した公営住宅の整備			
に応じ	•	◆老朽化した公営住宅の改修、建替え、解体・用途廃止			
好な居					
境の創	出				
景観形	成の整体	<b>備</b>			
		◆歴史的街なみを活かした居住環境の形成、来訪者や住			
個性あ		民が歴史的雰囲気を感じながら散策や交流ができる景			
観資源		観整備			
全と活	ī用	◆都市拠点について、賑わいと良好な環境で形成された			
		都市景観の創出、個別のデザインの質を高めた新しい			
優れた	景観	景観シンボルの創造			
と調和	コする	   ◆市街地周辺や丘陵地の農地や里山について、無秩序な			
街なみ	⋆の創	│ │ 市街化の抑制や営農環境の維持、集落地景観の形成な			
出		ど、良好な田園景観の保全			
安全・	安心まで	ちづくり			
		◆「大村市国土強靭化地域計画」や「大村市地域防災計			
		画・水防計画」に基づく総合的な防災・減災対策の取			
災害に	強い	り組みの推進			
まちづ	うくり	  ◆緊急輸送機能の強化に向けた、道路の整備・維持管理			
		の推進、道路ネットワークの充実			
防犯環	環境の	   ◆自然災害による被害が予想される地域への市街地拡大			
の記み 向上	V- 70 - 7	の抑制、より安全な地域への居住の誘導の推進			
		◆公園や道路における夜間照明の整備など、防犯に配慮			
		した施設整備の推進			

# 2.2 都市計画マスタープランの進行管理

本計画は、中長期的な視点に立った計画であり、その実現には時間を要することから、実施過程について適正に管理し、必要に応じて計画の見直しを進めます。

進行管理にあたっては、Plan (計画)、Do (実施)、Check (確認・評価)、Action (見直し・改善)の PDCA サイクルを導入し、計画の着実な実現を目指します。

# 都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

本市の今後のまちづくりは、本計画の方針に基づき、各種制度や事業を活用して推進しますが、まちづくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し、改善を行うなど、計画の適正な管理を行います。

- ○都市計画基礎調査、各種統計調査の結果や市民アンケート調査等により、各種施策や事業 の達成状況の確認・評価を行います。
- ○市民・事業者等・市の協働によるまちづくりについても、本計画に照らし合わせて評価を 行うなど、市民による評価の基準や仕組みづくりの充実を図ります。
- ○確認・評価に併せて、策定後、都市をとりまく社会情勢の変化を踏まえて、本計画の方針 や各種施策の妥当性を判断し、総合計画等との整合を図りながら、必要に応じて計画を見 直します。
- ○計画の見直しにあたっては、広く市民に情報提供することはもとより、専門的な知識や客 観的な意見・提案を受ける場として協議会などを設置します。

# Action (見直し・改善) ・社会情勢や上位・関連計画等を踏まえた都市計画マスタープランの見直し ・都市計画マスタープランの策定 ・日本の名種施策や事業の実施・都市計画の決定・変更 Check (確認・評価) ・都市計画の各種施策や事業の実施・都市計画の決定・変更 Do (実施)

本計画の進行管理のイメージ

# 参考資料

- I 計画策定の経緯 2 用語集

# 参考資料

# | 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、「策定検討委員会」及び「庁内策定検討委員会」を開催するとともに、市民の意向を取り入れるため市民アンケート調査や市民ワークショップ等を実施しました。 会議の開催状況や調査の実施状況等の経緯を以降に掲載します。

# 1.1 策定検討委員会

# (1) 大村市都市計画マスタープラン等策定検討委員会名簿

委 員 長	山口 純哉	長崎大学 経済学部 地域・経済政策 准教授		
副委員長	片山 健介	長崎大学 総合生産科学域(環境科学系)教授		
委 員	入江 詩子	ORGANIC&COMMUNICATION LAB. 代表		
委 員	日髙 靖郎	大村市町内会長会連合会 会長		
委 員	酒井 辰郎	大村市タクシー協会 会長		
委 員	時 忠之	大村商工会議所 副会頭		
委 員	寿々木 優志	(公社) 大村青年会議所 副理事長		
委 員	永江 初	(一社) 長崎県建築士会大村支部 理事		
委 員	重松 泰子	(公社)長崎県宅地建物取引業協会大村支部 副支部長		
委 員	田川 美智代	大村市連合婦人会 会長		
委 員	竹里 三津子	大村商工会議所 女性会 直前会長		
委 員	川竹 幸	長崎県央農業協同組合 理事		
委 員	有川 晃治	(福) 大村市社会福祉協議会 会長		
委 員	野口 晶子	公募市民		
委 員	林田 佐重喜	公募市民		
委 員	川村 清乃	公募市民		
委 員	金井 仁志(本田 卓)	長崎河川国道事務所 所長		
委 員	松石 豊樹 (吉岡 健)	長崎県大村警察署 交通課長		
委 員	田坂 朋裕(植村 公彦)	長崎県土木部 都市政策課長		
委 員	鈴田 健(近藤 薫)	長崎県県央振興局 建設部長		

# (2) 策定までの経緯

令和2年度		
10月20日	第丨回策定検討委員会	・都市計画マスタープランの策定について
10 月 20 日		・アンケート調査の実施概要について
		・整備プログラムの進捗状況について
I 月 22 日	第2回策定検討委員会	・アンケート調査の実施結果について
		・現況と課題について
2 日 10 日	第3回策定検討委員会	・全体構想(まちづくりの基本構想)につい
3月19日		7
令和3年度		
10月19日	第4回策定検討委員会	(立地適正化計画に関する内容)
11月26日	第5回策定検討委員会	・全体構想(分野別の整備方針)について
12 日 24 日	第6回策定検討委員会	・地域別構想について
12月24日		・実現化方策について
2月15日	第7回策定検討委員会	
~3月4日	(書面開催)	・都市計画マスタープラン素案について
3月15日	第8回策定検討委員会	・都市計画マスタープラン(案)について

# 1.2 庁内策定検討委員会

# (1) 大村市都市計画マスタープラン等庁内策定検討委員会名簿

,		1 4 51 - 1 5 5 5 474	
委員	長	副市長	
副委	員長	都市整備部長	
委	員	大村市理事	
委	員	大村市技監	
委	員	企画政策部長	
委	員	総務部長	
委	員	財政部長	

委	員	市民環境部長
委	員	福祉保健部長
委	員	こども未来部長
委	員	産業振興部長
委	員	教育次長
委	員	上下水道局次長

# (2) 策定までの経緯

令和2年度		
9月24日	第   回庁内策定検討委員会	・都市計画マスタープランの策定について ・アンケート調査の実施概要について
11月26日	第2回庁内策定検討委員会	<ul><li>・整備プログラムの進捗状況について</li><li>・アンケート調査の実施結果(速報)について</li><li>・現況と課題について</li></ul>
12月24日 1月6日	第3回庁内策定検討委員会	・アンケート調査の実施結果について ・現況と課題について
2月9日 2月22日	第4回庁内策定検討委員会	・全体構想(まちづくりの基本構想)について
令和3年度		
7月2日	第5回庁内策定検討委員会	(立地適正化計画に関する内容)
7月29日	第6回庁内策定検討委員会	(立地適正化計画に関する内容)
8月26日	第7回庁内策定検討委員会	・全体構想(分野別の整備方針)について
10月28日	第8回庁内策定検討委員会	(立地適正化計画に関する内容)
月  日	第9回庁内策定検討委員会	(立地適正化計画に関する内容)
11月25日	第 10 回庁内策定検討委員会	・実現化方策について
12月20日	第    回庁内策定検討委員会	・地域別構想について
月  日	第 12 回庁内策定検討委員会	・都市計画マスタープラン素案について
I 月 25 日	第 13 回庁内策定検討委員会	・都市計画マスタープラン素案について

# 参考資料

# 1.3 市民参加等

# (1) 策定までの経緯

令和2年度			
10月15日 ~11月6日	市民アンケート調査の実施	配布:3,000票、回収:1,268票、回収率42.3%	
10月19日	中学生アンケート調査の実施	配布:215票、回収:215票、回収率100%	
~10月23日	高校生アンケート調査の実施	配布: 250 票、回収: 250 票、回収率 100%	
令和3年度			
7月31日	第   回市民ワークショップ	・お住まいの地区の魅力と課題について	
10月16日	第2回市民ワークショップ	・お住まいの地区の将来(まちづくりのテーマ、 アイデア、進め方)について	
2月14日	市議会(全員協議会)	・都市計画マスタープラン素案について	
2月I5日 ~3月7日	パブリックコメント	・都市計画マスタープラン素案について	
3月23日	都市計画審議会	・都市計画マスタープラン(案)について	







市民ワークショップの様子

# 2 用語集

# 【ア行】

# アクセス (P55・P60・P63)

ある場所へ到達する経路またはその手段。

# 大村市総合計画 (PI・PI6)

今後の市政運営の基本方針となるもので、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成される。「基本構想」は、本市がめざす将来の都市像を描き、その実現のための基本目標、施策の大綱を明示。「基本計画」は、基本構想に従い、分野別の計画体系を示して、取り組むべき施策を位置づけるとともに、達成すべき具体目標を明らかにする。

「実施計画」は、基本計画に従い、具体的な 事業の展開を定めるもの。

# 【カ行】

# 環境負荷 (P7・P63)

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

# 既成市街地 (P75)

一般には、都市において道路が整備され建物 が連たんするなど、既に市街地が形成されてい る地域をいう。

# グリーンツーリズム (P58・P86・PIII)

緑豊かな農山村地域などにおいて、その自然、 文化、人々との交流を楽しみ、心と体をリフレ ッシュさせる滞在型の余暇活動。

# 景観協定 (P109)

街なみなどの良好な景観を形成するために、 景観法に基づき、土地所有者などの全員の合意 の上で、建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、 用途等の基準や緑化に関する事項、屋外広告物 の基準など幅広い項目について協定として定め るもの。

# 景観法 (P86・P98)

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定等における良好な景観の形成のための規制等、所要の措置を講ずる、景観についての総合的な法律。

# 建築協定 (P76·P109)

住宅地などの良好な環境を形成するために、 建築基準法に基づき、土地や建物の所有者同士、 またはそれらの所有者と建設業者などとの間で、 建築物に関する基準(用途、敷地、形態・意匠 など)について、建築基準法の制限に上乗せし て独自の基準をつくり、協定として定めるもの。

# 高規格幹線道路 (PI5・P63)

自動車の高速交通の確保を図るために必要な 道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な 自動車交通網を構成する自動車専用道路。

# 交通結節点 (P66)

鉄道の駅、バスターミナル、自由通路や階段、 駅前広場やバス交通広場、歩道などを相互に連 絡する乗り換え・乗り継ぎする場所。

# 高度利用地区 (P27)

建築物の敷地等の統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、用途地域内の土地の高度利用と都市機能の更新を図ることを目指して定められる地域地区の一つ。

### 高齢化率 (P7)

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。

### 国勢調査 (P23・P25)

日本国内に住む全ての人と世帯を対象とし、 国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、 統計法に基づき、5年に | 度実施する統計調査 のこと。

# コミュニティバス (PI8)

地域住民の多様なニーズにきめ細やかに対応 する地域密着型バス。

# 混雑度 (P30)

交通施設の混在の程度を表す指標。道路の場合には、路線の各区間の(交通量/交通容量) の値。

# コンパクトプラスネットワーク (P22・P49)

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると 同時に、中心市街地などへの機能集約によって、 生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可 能な都市を目指す政策のこと。

# 【サ行】

# 災害拠点病院 (P95)

地震・津波・台風・噴火等の災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のこと。

# 市街地開発事業 (P3)

都市計画法に規定されている事業で、土地区 画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定 の地域について、総合的な計画に基づき、公共 施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、 健全な市街地を形成することを目的とする。

# 市街地再開発事業 (P58)

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理 的かつ健全な高度利用と機能更新を図るために、 建築物及び建築敷地の整備とあわせて公共施設 の整備を行う事業。

# 自然的土地利用 (P28)

田畑などの農林業的土地利用及び自然環境の 保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、 河川などの土地利用のこと。

# 持続可能 (P7・P46・P49)

将来の環境や次世代の利益を損なわない範囲 内で、環境を利用し、人々の欲求を満たしつつ 社会的発展を進めようとする概念。

### 循環型社会 (P73)

生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の 効率的な利用やリサイクルを進めることにより、 資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる 限り低減される社会。

# 人口集中地区(DID) (P24)

国勢調査の基本単位区で、①人口密度が 4,000 人/k㎡以上であり、②隣接する基本単位区 との人口合計が5,000 人以上となる地区のこと。

### 親水性 (P58・P69)

河川等の護岸で治水の目的だけでなく、水に 触れ親しむことのできるような配慮がなされた もの。

### 森林が持つ多面的機能 (P49)

生物多様性保全、二酸化炭素吸収などの地域 環境保全、土砂災害防止・土壌保全、水源かん 養、快適環境形成、保健・レクリエーション、 木材、食料などの物質生産など森林が持つ多く の機能。

# 成長産業 (P57・P61)

はやい速度で成長を続けている産業。または 将来の成長が期待される産業。

# 【夕行】

# 耐震化 (P72・P73・P74・P79)

建築物の地震に対する安全性を確保すること。

# 第 | 次産業 (P25)

産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業が これに該当する。

# 第2次産業 (P25)

産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業、製造業がこれに該当する。

# 第3次産業 (P25)

産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、紹楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。

# 地域コミュニティ (P7・P46)

地域住民が地域と関わり合いながら生活する 中で、住民相互の交流が行われている地域社会 のこと、もしくは地域住民の集団のこと。

### 地域地区 (P27・P106)

都市計画法で定められた住宅地、商業地、工業地などの土地利用上のゾーニングのこと。建築物の用途、建ペい率・容積率などを定めた用途地域の他に、建築物の高さの最高・最低限度を定めた高度地区などがある。

## 地区計画 (P27・P55・P57・P76・P77)

地区の特性に応じた良好な都市環境の整備と保全を図るため、道路、公園などの施設の整備、建築などに関し、必要な事項を一体的かつ総合的に定め、良好なまちづくりのルールを都市計画法によって定めるもの。

# 治山・治水 (P78)

土砂災害などの発生を防止するため、植林などをして山を整備することを治山といい、また、河川の氾濫を防止したり、水運や農業用水の便のため、河川の改修や保全を行うことを治水という。

# 低炭素まちづくり (P43)

都市構造・交通分野、エネルギー分野、みどり分野の3分野の取り組みを基本として、コンパクトなまちづくりを軸に高齢者、子育て世代を含め全ての市民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを実現し、同時に都市の低炭素化を実現するまちづくり

# 低未利用地 (PI2・P57)

土地利用がなされていないもの(未利用地)、 または個々の土地の立地条件に対して利用形態 が適切でないもの(低利用地)をいう。

# 特別用途地区 (P27・P57)

都市計画法に基づく地域地区の一種で、特別の目的から特定の用途の利便の増進または環境の保護等を図るために定める。地方公共団体が定める条例により、基本となる用途地域の制限の強化または緩和を行う。

# 都市機能 (P46・P55)

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化など、都市での生活を支えるサービスを提供する 機能のこと。

# 都市計画基礎調査 (P24・P28・P29)

都市計画法第6条に基づき行う基礎調査のこと。概ね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等について、現況及び将来の見通しを調査する。

### 都市計画区域 (P3・P27)

市町村の中心の市街地を含みかつ自然的、社会的条件、人口・土地利用、交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

### 都市計画区域マスタープラン (PI・PI4)

都市計画法第6条の2に基づき、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、県が市町村を超える広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

# 都市計画提案制度 (P109)

住民やまちづくりを行っている NPO 法人もしくは公共法人、または都市再生特別措置法の施行による都市再生緊急整備地域内において都市再生事業を行おうとする者は、都市計画の決定または変更の提案が出来る制度。

# 都市計画道路 (P30·P64)

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動と良好な 都市環境を確保するため、都市計画法に基づき 都市計画に定められた道路のこと。

# 都市計画マスタープラン (PI)

都市計画法第 18 条の 2 に基づき、都市計画区域内の各市町村の区域を対象として、市町村が都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針など、より地域に密着した都市計画の基本的な方針を定めるもの。

# 都市的土地利用 (P28)

主として都市における生活や活動を支えるため、整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。

# 土地区画整理事業 (P28・P55・P64)

道路、公園、河川などの公共施設の整備を行いながら宅地(土地)を再配置して、新たな街並みの形成や既成市街地の再整備を行うことを目的とした「まちづくり」の手法。

# 土地利用のコントロール (PI)

土地の使い方に関するルールを定め、個別の 建築計画などを規制・誘導するもの。本市においては、用途地域や地区の特性に応じて定める 地区計画等による規制・誘導を行っている。

# 【ナ行】

# 農業振興地域 (P53)

農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、優良農地の確保を中心とした総合的かつ計画的な農業の振興を目指すための制度を適用する区域。この法律に基づき、農用地利用計画や、農業生産基盤の整備や近代化の計画、農村環境の整備の計画等を定める。

### 乗合タクシー (P65)

10人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用 した乗合自動車。

# 【八行】

# パブリックコメント (P6)

市が計画や条例などを策定したり変更したり するときに、その内容を案の段階で公表し、案 に対する意見や提案、要望を広く市民から募集 する手続きのこと。

# ビッグデータ (P9)

IT 技術の進歩に伴って集積されていく、膨大なデジタルデータのこと。

# 風致地区 (P70・P75)

都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹林の伐採、土地の形質の変更、建物の規模(建ペい率、高さ)などを規制する地区。

# 保安林 (P75)

洪水、土砂の流出、崩壊等を防止する機能を 特に発揮させることが必要な森林。農林水産大 臣または都道府県知事が森林法第25条に基づ き保安林として指定する。

# 防火地域・準防火地域 (P79)

市街地における火災の危険を防除するため定める地域地区の一つ。主に商業地域及び近隣商業地域で木造建築物が密集した市街地等に指定される。

### 歩行者ネットワーク (P65)

歩行者専用道路や自転車通行帯、緑道、幹線 道路の歩道など、主に歩行者や自転車が安心し て通行できる交通網。

# ボランティア (P10・P64)

もともと「志願者」「有志者」という意味を持つ言葉。誰もが、自分でできることを自分の意志で周囲と協力しながら無償で行う活動のことをいう。

# 【マ行】

# まちづくり協定 (P92)

地区の特性に応じたまちづくり計画を実現するため、地区住民により、建物の用途や周辺環境への配慮などについてのルールを定めること。このルールには、法律に基づくもの(地区計画・建築協定など)と法律には基づかない任意によるもの(紳士協定など)がある。

# まちなか (P58)

本計画において定める都市拠点、地域拠点、 地区拠点など、市民生活の中心となる場。

# まちなか居住 (P56・P74)

まちの中心部等で居住すること。人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちなかに居住することによって、生活・交通等の利便性を享受できるとともに、日常の中で働く場所や買い物をする場所等が近くなることで、自動車利用が減り、交通渋滞の緩和や環境自荷の軽減等にも寄与する。また、まちなか人口の増加、コミ住を進めることで、まちなか人口の増加、コミナイの再生、中心市街地の活性化等が固れるとともに、まちなかの土地を宅地等として有効に利用することができ、集約的な市街地の形成にもつながる。

# 【ヤ行】

# 遊歩道 (P87·P93·P98)

散歩や娯楽用として、人間の歩行のみの目的 のために設けられる道路のこと。

# ユニバーサルデザイン (P46・P60・P63)

障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

### 用途地域・用途白地地域 (P24・P27・P28)

都市計画法に基づく地域地区の一種。快適で 住み良い環境づくりを行い、住居・商業・工業 などの適性配置による機能的な土地利用を実現 するため、13種類の用途地域を定めている。ま た、都市計画区域のうち、用途地域が指定され ていない地域を用途白地地域という。

# 【ラ行】

# ライフスタイル (P8・P45・P46)

生活行動の様式、生活に対する価値観の型。

# ライフライン (P79)

電気、ガス、上下水道、電話、通信等、都市 生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐ らされている供給処理・情報通信の施設。

# 緑化協定 (P70・P109)

都市緑地法に基づき、自分たちの住むまちを 良好な環境としていくために話し合い、土地所 有者などの全員の合意によって、緑地の保全・ 緑化に関する協定を定めるもの。

# 【ワ行】

# ワークショップ (P70・P77・P109)

様々な立場の参加者が経験交流や協働作業を 通じて、地域の課題発見、解決策の提案、計画 の考案などを行っていく活動。

# [A-Z]

# AI (P9 • P46)

「Artificial Intelligence」の略で、コンピュータがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

# IoT (P9 • P46)

「Internet of Things」の略で、情報通信技術の概念を指す言葉で、これまで主にパソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続していたインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品まで、さまざまな「モノ」をつなげる技術のこと。

# NPO (P59 · P70 · P106)

「Non-Profit Organization」又は 「Not-for-Profit Organization」の略で、医療、 短沙、理控、またごとはなどの八野で営むた日

福祉、環境、まちづくりなどの分野で営利を目的とせずに活動する民間の組織。

# UIJ ターン (P74)

Uターン、Iターン、Jターンの総称。Uターンとは、出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻ること。Iターンとは、出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。Jターンとは、出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻ること。

# 大村市都市計画マスタープラン

令和4年3月

【編集・発行】大村市 都市整備部 都市計画課

〒856-8686 長崎県大村市玖島 1 丁目 25 番地

TEL: 0957-53-4111

